

朝霞市男女平等推進 年次報告書

令和元年度版

(平成30年度事業実績)



©むさしのフロントあさか

朝 霞 市

「令和元年度版（平成30年度事業実績）年次報告書」について

1 朝霞市男女平等推進条例に基づく報告書

本書は、「朝霞市男女平等推進条例」（平成15年4月1日施行）に基づき、朝霞市における男女平等をめぐる状況及び男女平等推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成した報告書です。

2 本書の構成

第1部 朝霞市の男女平等をめぐる状況

市の男女平等をめぐる状況として、「社会参画」「家庭生活」「教育」「健康・福祉」「それいゆぴらざ（女性センター）＊」事業の5分野ごとに、これまでの各種統計・調査等によるデータなどを基にまとめています。

第2部 朝霞市の男女平等推進施策の実施状況

市の平成30年度男女平等推進施策の実施状況を明らかにするため、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画＊」の重点課題や施策目標、施策の体系を掲載し、朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱に基づいた、主な施策ごとの評価、課題、今後の方針等をまとめています。

また、女性活躍推進法＊基本方針に基づき、朝霞市推進計画として位置付けた施策について、総合的に評価をしています。

第3部 朝霞市の男女平等推進体制

市の男女平等推進に直接関係する附属機関等の会議の実施状況等を掲載しています。

目次

第1部 朝霞市の男女平等をめぐる状況	1
① 社会参画	2
1 政治への参画	
・市議会における議員	
2 審議会等への参画	
・審議会等における委員	
3 法に基づく委員への参画	
・法に基づいて設置されている委員	
4 市職員の構成	
・職員の男女別人数	
・係長級以上の職員	
・管理職員	
・課長級以上の職員	
② 家庭生活	7
1 人口と世帯	
・男女別人口	
2 人口動態	
・合計特殊出生率の推移	
3 結婚・離婚	
・婚姻率の推移	
・離婚率の推移	
③ 教育	10
1 小中学校	
・小中学校の教職員	
・小中学校の管理職教員	
④ 健康・福祉	11
1 児童	
・児童虐待	
2 ひとり親家庭	
・児童扶養手当	
・生活保護	

- ① それいゆぷらざ（女性センター）利用者状況
 - ・利用者数
 - ・図書貸出し数
 - ・インターネット利用者数
 - ・それいゆぷらざ（女性センター）事業実績一覧
 - ② 女性総合相談
 - ・女性総合相談
 - ③ DV相談
 - ・DV相談
 - ④ 苦情申立て
 - ・男女平等苦情処理委員への苦情申立て
- ※ 平成30年度 あさか女と男^{ひと}と男^{ひと}セミナー
- ・前進する5つの勇氣

第2部 朝霞市の男女平等推進施策の実施状況 19

●第2次朝霞市男女平等推進行動計画 20

- ① 計画の全体像
- ② 重点課題
- ③ 施策目標
- ④ 施策の体系
- ⑤ 計画の構成・期間
- ⑥ 朝霞市男女平等推進事業評価
 - ・平成30年度男女平等推進事業の実施状況
 - 施策目標ごとの評価
 - 進行管理事業評価
 - 関連事業の実施状況
 - 第2次朝霞市男女平等推進行動計画指標・数値目標一覧表
 - 審議会等の女性委員の登用率の現状値
- ⑦ 女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価 68
 - ・女性活躍推進法に基づく推進計画について
 - ・女性活躍推進法基本方針に基づく施策別一覧表
 - ・主な施策別にみる女性活躍推進法（基本方針）に基づく、地方公共団体に
関する施策と一体となる取組項目一覧表
 - ・女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

第3部 朝霞市の男女平等推進体制	75
●男女平等推進体制	76
1 男女平等推進審議会	
・会議の開催状況	
・朝霞市男女平等推進審議会委員名簿	
2 男女平等推進庁内連絡会議	
・会議の開催状況	
・幹事会の開催状況	
3 庁内DV相談及び女性総合相談連絡調整会	
・会議の開催状況	
4 DV対策関係機関ネットワーク会議	
・会議の開催状況	
用語解説	81

第 1 部

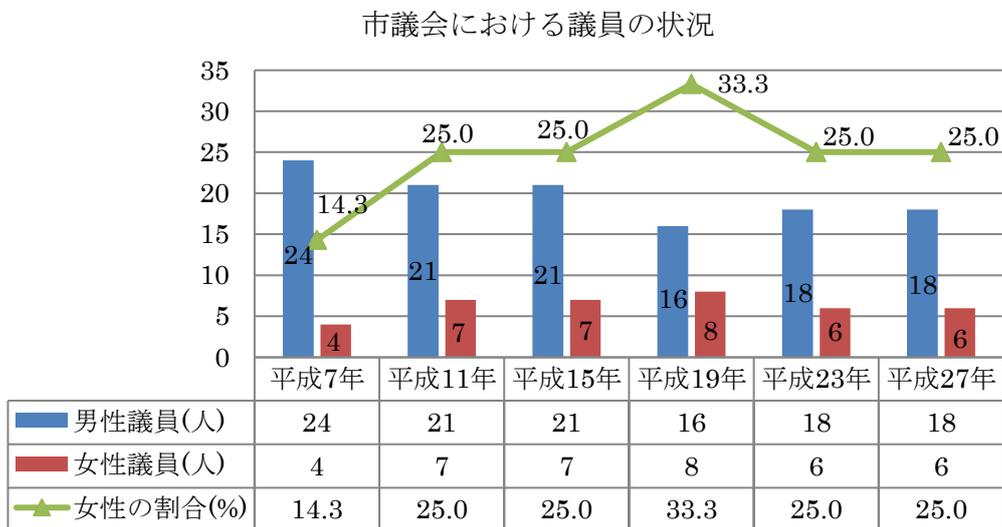
朝霞市の男女平等をめぐる状況

① 社会参画

1 政治への参画

【市議会における議員】

市議会議員全体に占める女性議員の割合は、平成 23 年から 4 人に 1 人（25.0%）の割合で推移しています。



(各年とも 12 月改選時の状況)

* 参考：埼玉県議会における女性議員の割合 平成 27 年 4 月現在 10.8%
埼玉県内市町村議会における女性議員の割合 平成 29 年 12 月現在 20.5%
* 資料：平成 30 年度版男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）抜粋

2 審議会等への参画

【審議会等における委員】

審議会等は、法律により設置が義務付けられているもののほか、市で任意に設置しているものを合わせると、平成 31 年 3 月 31 日現在 72 の審議会等が設置されています。委員総数は 962 人で、うち女性委員の数は 272 人、全体の 28.3%となっており、前年同時期比 0.2%減となっています。

設置根拠	審議会等の数	委員数（人）	男性		女性	
			人	%	人	%
* 法 必	13	158	99	62.6	59	37.4
* 法 任	15	194	145	74.7	49	25.3
* 市独自	44	610	446	73.1	164	26.9
計	72	962	690	71.7	272	28.3

(平成 31 年 3 月末日現在(休止中のものを除く))

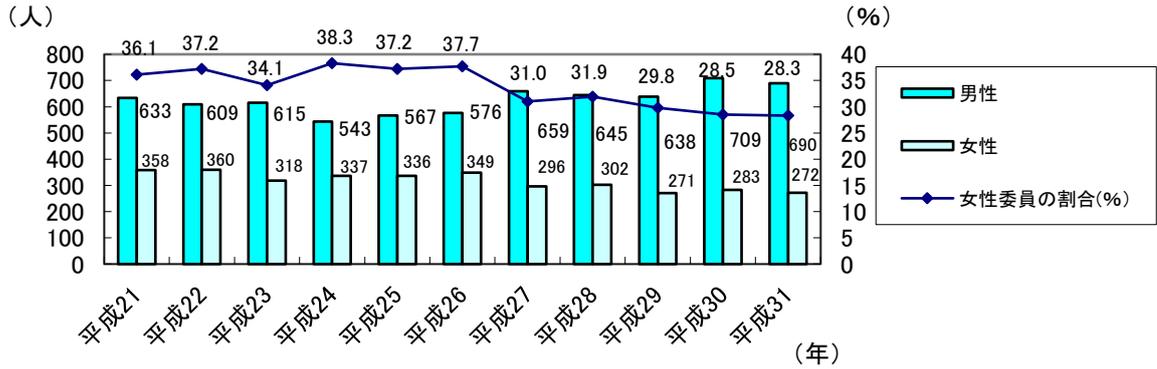
* 法必……法律により必ず設置しなければならないもの。

* 法任……上位の法律はあるが、任意に条例等で設置するもの。

* 市独自……条例・要綱・要領・規則・指針・会則を含む。

※ P66・P67 に審議会等の女性委員の登用率の現状値について掲載しています。

審議会等における委員数と女性の割合の推移



年(平成)	審議会等の数	委員数(人)	男性(人)	女性(人)	女性委員割合(%)
21	62	991	633	358	36.1
22	64	969	609	360	37.2
23	69	933	615	318	34.1
24	63	880	543	337	38.3
25	64	903	567	336	37.2
26	69	925	576	349	37.7
27	72	955	659	296	31.0
28	71	947	645	302	31.9
29	68	909	638	271	29.8
30	71	992	709	283	28.5
31	72	962	690	272	28.3

(各年とも3月末日現在 平成21年から平成26年まで規約・会則が設置根拠の会議は除く)

*参考：埼玉県審議会における女性委員の割合 平成30年4月現在 38.8%

埼玉県内市町村審議会等における女性委員の割合 平成30年4月現在 27.6%

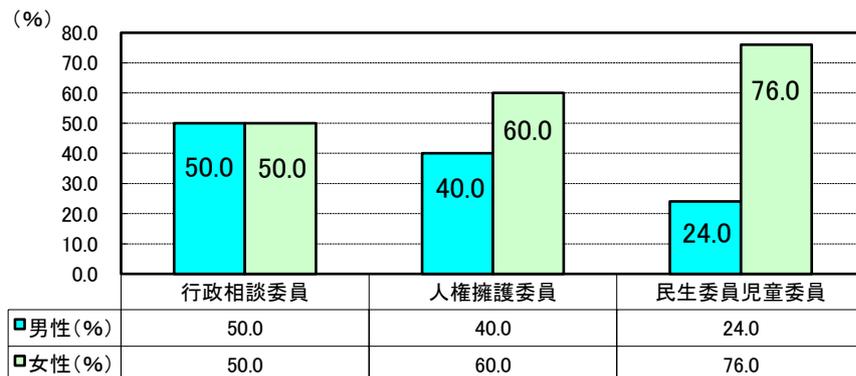
*資料：平成30年度版男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）抜粋

3 法に基づく委員への参画

【法に基づいて設置されている委員】

法に基づいて設置され、市が国や県に対し推薦して委嘱される委員である、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員児童委員の状況についてみると、行政相談委員2人、うち女性1人（50.0%）、人権擁護委員5人、うち女性3人（60.0%）、民生委員児童委員154人、うち女性117人（76.0%）となっています。

法に基づいて設置されている委員の状況



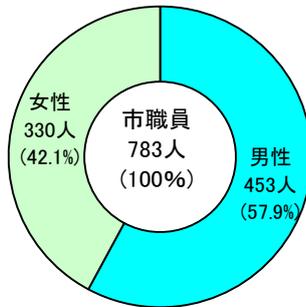
(平成31年4月1日現在)

4 市職員の構成

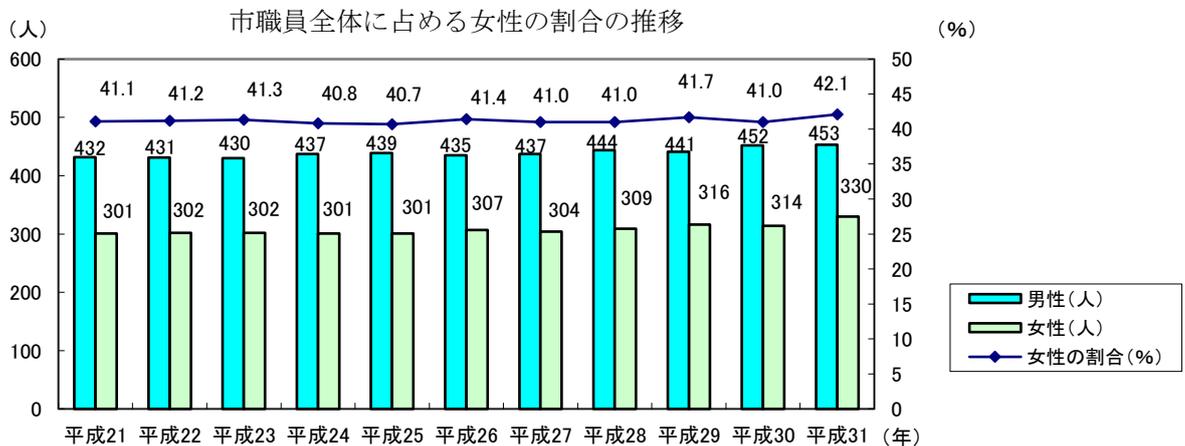
【職員の男女別人数】

職員数（一般職非常勤職員及び臨時的任用職員を除く）は、平成31年4月1日現在、783人で、男女の構成は、男性453人（57.9%）、女性330人（42.1%）となっています。全職員に占める女性の割合は、平成21年からほぼ横ばいで推移しています。

市職員の男女別構成



(平成31年4月1日現在)

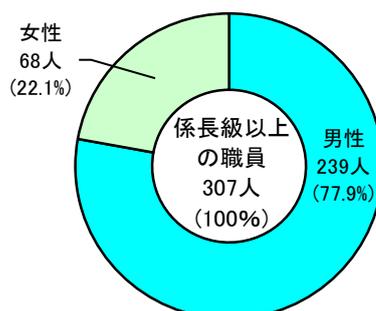


(各年4月1日現在)

【係長級以上の職員】

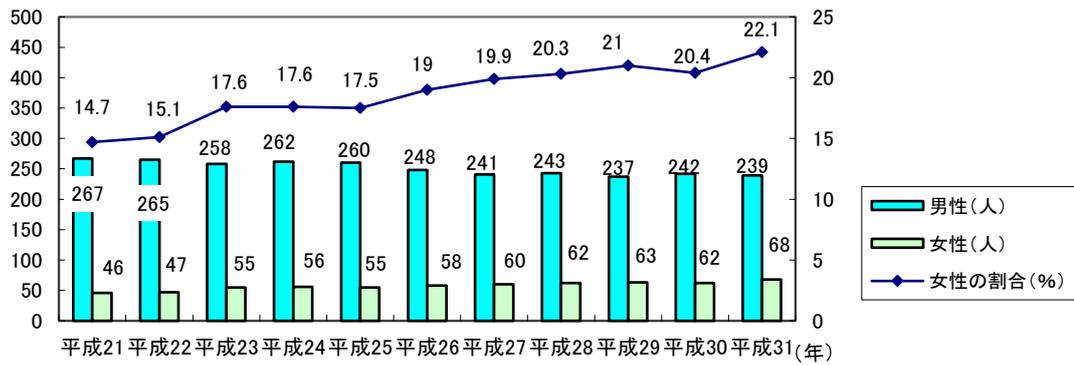
職員（一般職非常勤職員及び臨時的任用職員を除く）に占める係長級以上の職員は全体で307人（全職員に対する構成比39.2%）です。男女の構成は、男性239人（77.9%）、女性68人（22.1%）で、女性の係長級以上の職員は、平成23年以降増加傾向にあります。

係長級以上の職員の男女別構成



(平成31年4月1日現在)

(人) 係長級以上の職員全体に占める女性の割合の推移 (%)



(各年 4 月 1 日現在)

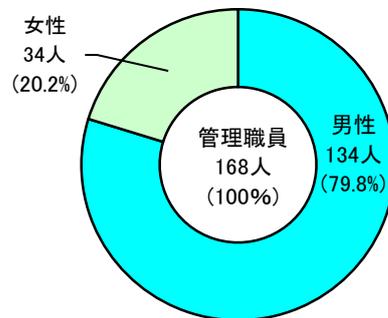
* 参考：埼玉県主査級以上職員における女性職員の割合 平成 30 年 4 月現在 22.0%
埼玉県内市町村係長級職員における女性職員の割合 平成 30 年 4 月現在 29.6%

* 資料：平成 30 年度版男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）抜粋

【管理職員】

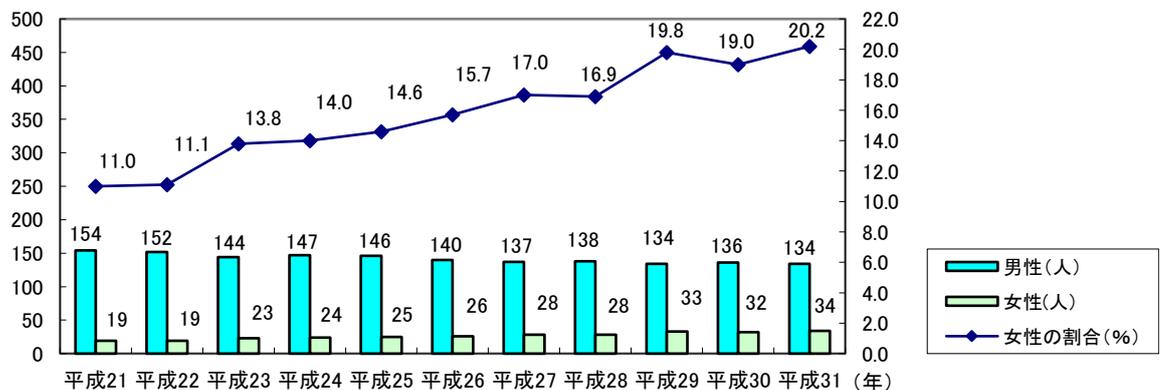
職員（一般職非常勤職員及び臨時的任用職員を除く）に占める管理職員（課長補佐級以上の職員）は、全体で 168 人（全職員に対する構成比 21.5%）です。男女の構成は、男性 134 人（79.8%）、女性 34 人（20.2%）となっており、女性の管理職員は、平成 23 年以降は増加傾向にあります。

管理職員の男女別構成



(平成 31 年 4 月 1 日現在)

(人) 管理職員全体に占める女性の割合の推移 (%)



(各年 4 月 1 日現在)

* 参考：埼玉県副課長級以上職員における女性職員の割合 平成 30 年 4 月現在 9.6%

* 資料：平成 30 年度版男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）抜粋

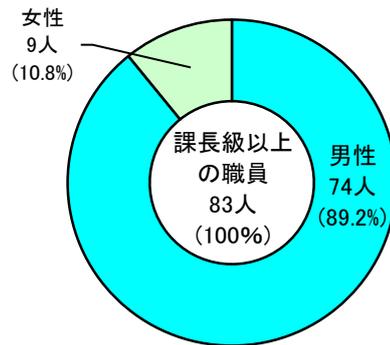
【課長級以上の職員】

管理職員のうち、課長級以上の職員は、全体で 83 人（全職員に対する構成比 10.6%）です。男女の構成は、男性 74 人（89.2%）、女性 9 人（10.8%）で、女性の課長級以上の職員は、平成 21 年以降横ばい状況にあり、平成 29 年は増加しましたが、平成 30 年以降は例年並みまで減少しています。

なお、部次長級以上の職員は全体で 35 人（全職員に対する構成比 4.5%）、男性は 32 人（91.4%）、女性は 3 人（8.6%）となっています。

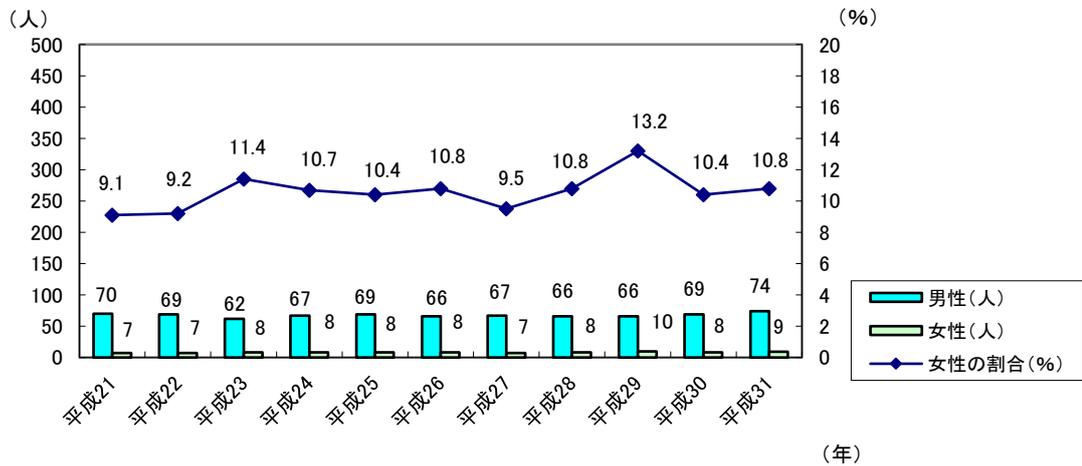
また、部長級職員は全体で 13 人（全職員に対する構成比 1.7%）、男性は 12 人（92.3%）、女性は 1 人（7.7%）となっています。

課長級以上の職員の男女別構成



(平成 31 年 4 月 1 日現在)

課長級以上の職員全体に占める女性の割合の推移



(年)

(各年 4 月 1 日現在)

*参考：埼玉県内市町村管理職相当職以上職員における女性職員の割合 平成 30 年 4 月現在 14.1%

*資料：平成 30 年度版男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）抜粋

② 家庭生活

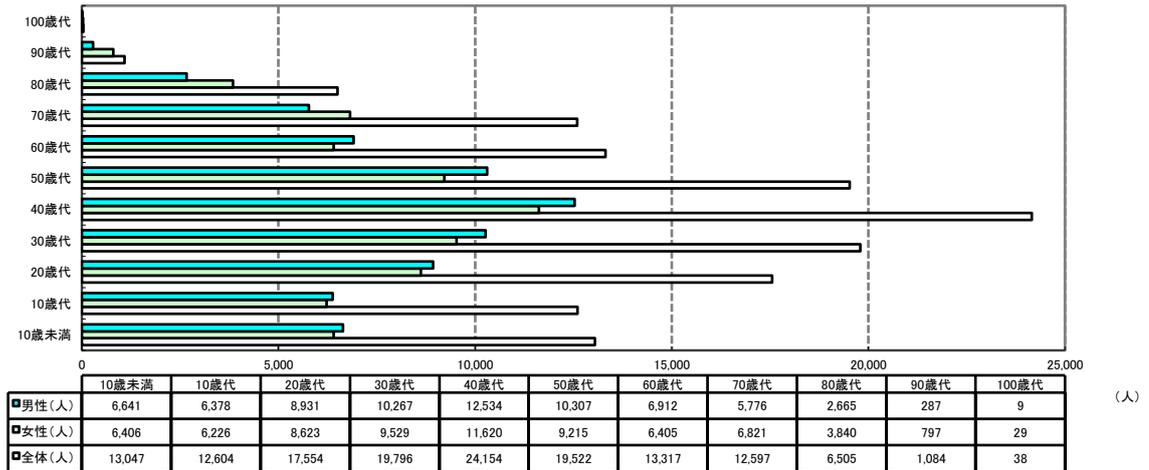
1 人口と世帯

【男女別人口】

平成 31 年 4 月 1 日現在、世帯数は 65,560 世帯、人口は 140,218 人で、うち男性 70,707 人、女性 69,511 人となっています。

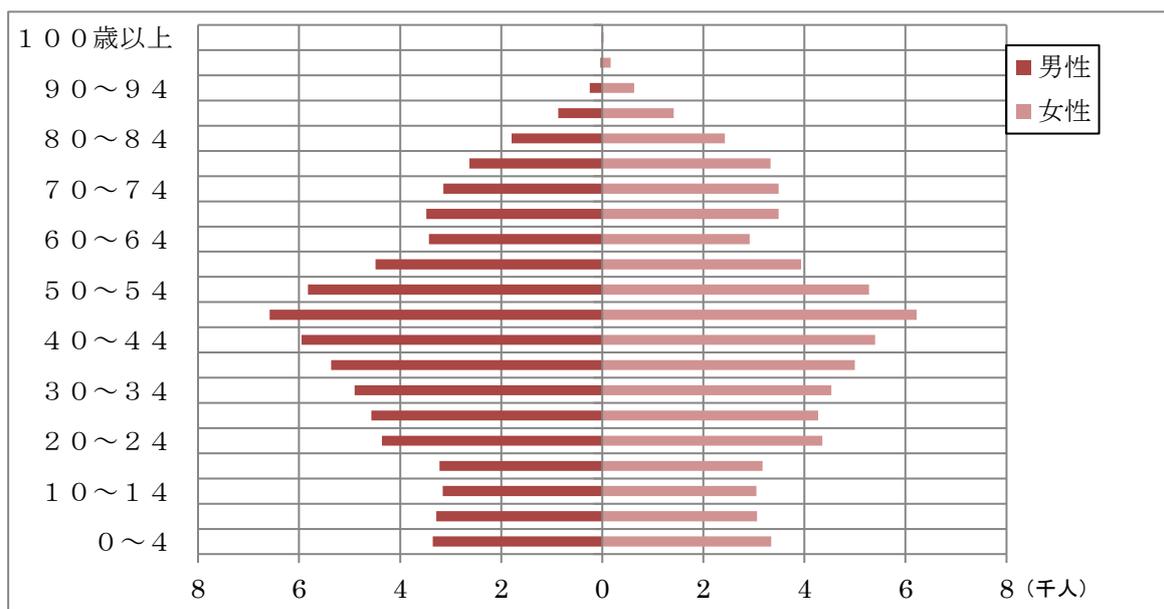
人口ピラミッドは、「ひょうたん型」となっていますが、全体的に 30 代から 40 代の人口が多いという特徴を示しています。

年代別男女別人口



(平成 31 年 4 月 1 日現在)

人口ピラミッド

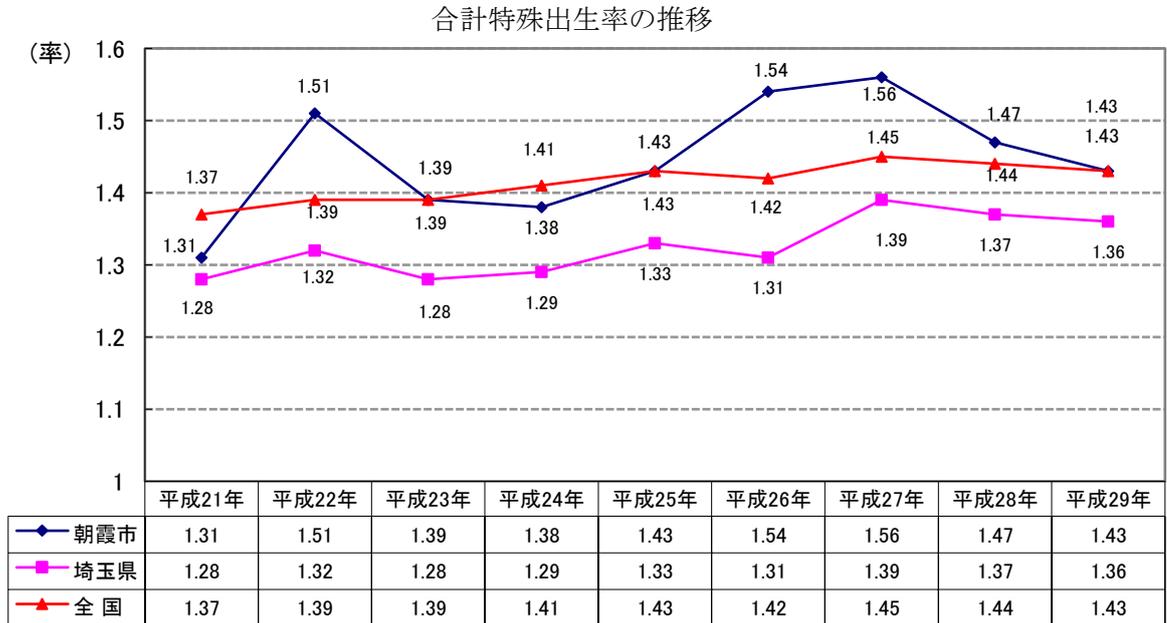


(平成 31 年 4 月 1 日現在)

2 人口動態

【合計特殊出生率*の推移】

合計特殊出生率は、平成26年以降、国・県と比べると高い傾向にあります。

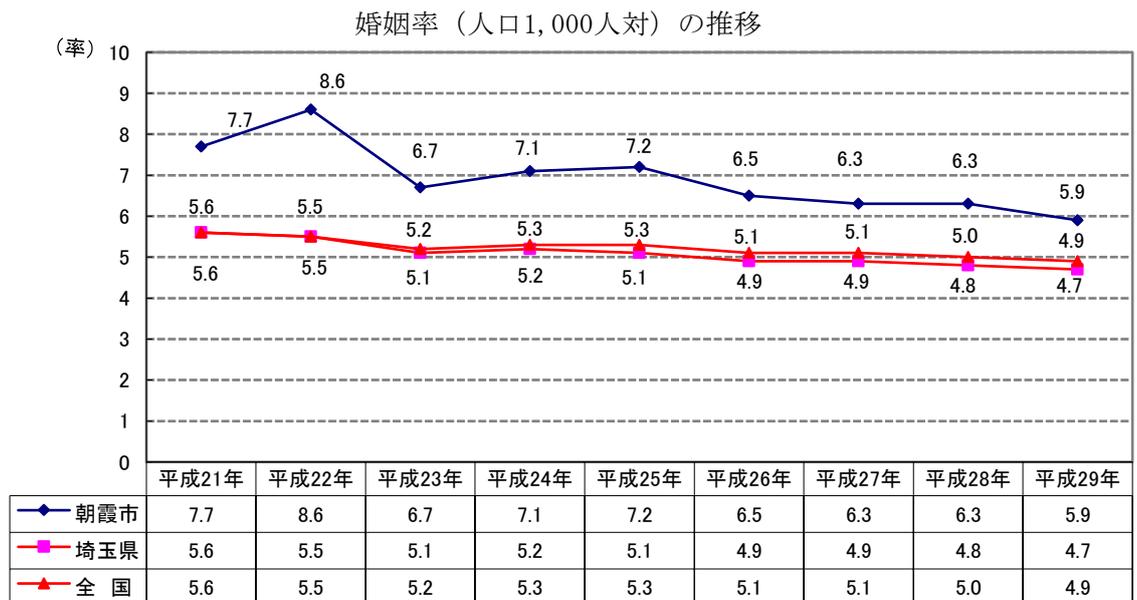


〔資料：埼玉県の人口動態概況〕抜粋

3 結婚・離婚

【婚姻率の推移】

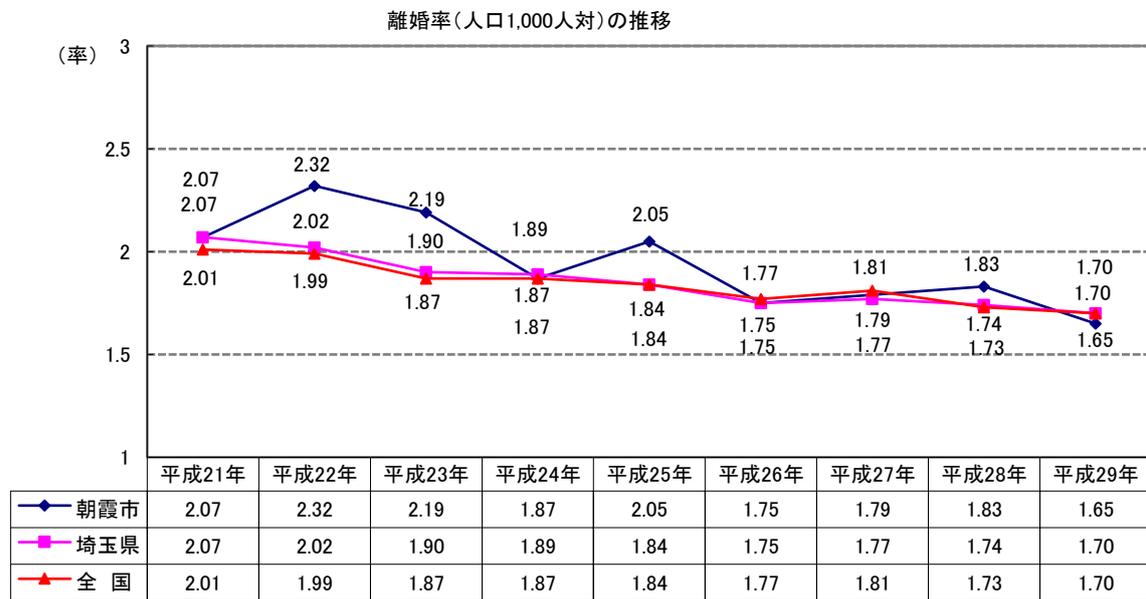
婚姻率は、平成23年以降ほぼ横ばいで、国・県と比べると高い率を示しています。



〔資料：埼玉県の人口動態概況〕抜粋

【離婚率の推移】

離婚率は、平成 28 年は、国・県に比べやや高い水準にありましたが、平成 29 年は、国・県に比べやや低い水準となっています。



(資料：埼玉県の人口動態概況) 抜粋

③ 教育

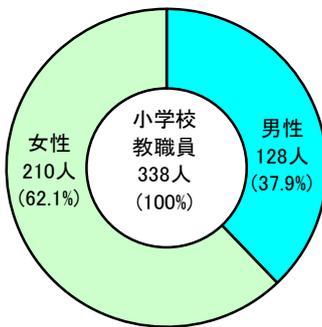
1 小中学校

【小中学校の教職員】

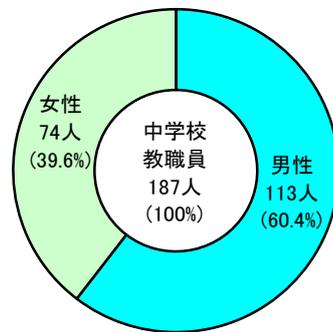
小学校の教職員は、令和元年5月1日現在、全体で338人（前年比4人増）、男性128人（全体の37.9%、前年比8人増）、女性210人（全体の62.1%、前年比4人減）です。女性の教職員が男性の教職員の約1.6倍となっています。

中学校の教職員は、全体で187人（前年比1人増）、男性113人（全体の60.4%、前年比2人減）、女性74人（全体の39.6%、前年比3人増）です。男性の教職員が女性の教職員の約1.5倍となっています。

小学校教職員の男女別状況



中学校教職員の男女別状況



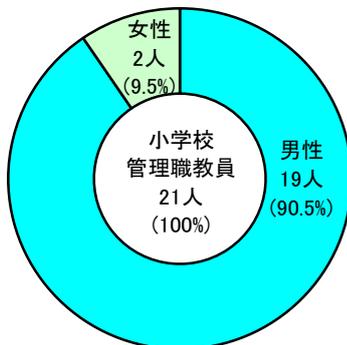
(令和元年5月1日現在)

【小中学校の管理職教員】

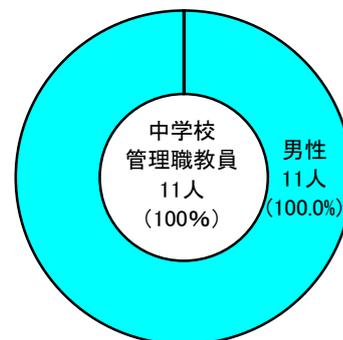
小学校の管理職教員（校長・教頭）は、全体で21人（前年比同）、男性19人（全体の90.5%、前年比2人増）、女性2人（全体の9.5%、前年比2人減）となっています。

中学校の管理職教員は、全体で11人（前年比1人減）、全て男性となっています。

小学校管理職教員の男女別状況



中学校管理職教員の男女別状況



(令和元年5月1日現在)

*参考：全国の公立小中学校の校長・副校長・教頭に占める女性の割合
平成30年4月1日現在 小学校 約22.9% 中学校 約9.5%

*資料：公立学校における校長等の登用状況について（文部科学省 平成29年度公立学校教職員の人事行政状況調査）抜粋

④ 健康・福祉

1 児童

【児童虐待】

児童虐待とは、親や親に代わる養育者が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為をいいます。また、子どもの目の前でDV*を行うことは、心理的虐待に当たります。平成30年度の虐待通告（相談）受理件数（疑いも含む）は、141世帯で、そのうちDVによるものは46世帯となっています。

2 ひとり親家庭

【児童扶養手当*】

平成31年4月1日現在、申請・登録者数は749人（前年比2.5%、19人減）で、うち支給対象者は、628人（母親604人、父親21人、養育者3人）（前年比2.2%、14人減）となっています。

支給事由のうちもっとも多いものは「離婚」（520人）で、全体の82.8%（前年比2.3%減）を占めています。

支給対象者の事由別人数 (人)

	離婚	死別	未婚	障害者	遺棄	その他	計
28年度	570	8	72	7	2	22	681
29年度	532	8	78	6	2	16	642
30年度	520	6	77	7	1	17	628

(平成31年3月末日現在)

【生活保護*】

平成31年4月1日現在、生活保護法による被保護世帯1,459世帯のうち、母子世帯は63世帯で、全体の4.3%（前年比0.5%減）となっています。

生活保護法により保護を受けた世帯数 (世帯)

	単身者世帯				2人以上の世帯					計
	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	
28年度	660	117	118	210	85	80	20	18	111	1,419
29年度	712	116	119	214	83	71	17	21	111	1,464
30年度	727	104	119	224	79	63	16	21	106	1,459

(各年4月1日現在)

⑤ それいゆぷらざ（女性センター）

1 それいゆぷらざ（女性センター）利用者状況

【利用者数】

それいゆぷらざ（女性センター）は性別などにかかわらず誰もが住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に向け、男女平等に関する様々な施策を推進するとともに、市民等の男女平等の取組みを支援する総合的な拠点施設として、平成25年1月4日に開所しました。

年度	合計	女 (大人)	男 (大人)	女 (子)	男 (子)	女 (計)	男 (計)	開所 日数	1日 あたり
28	1,745人	896人	519人	187人	143人	1,083人	662人	308日	5.7人
29	1,835人	887人	597人	199人	152人	1,086人	749人	308日	6.0人
30	2,142人	1,024人	631人	264人	223人	1,288人	854人	308日	6.9人

【図書貸出し数】

それいゆぷらざ（女性センター）では、男女共同参画に関する図書の貸出しを行っています。朝霞市内に在住・在勤・通学、または新座市・和光市・志木市在住の方が利用する事ができ、1人につき1回3点まで、14日間の貸出が可能です。

年度	合計	女性	男性	合計 (冊数)	女性	男性
28	94人	83人	11人	186冊	164冊	22冊
29	122人	110人	12人	236冊	221冊	15冊
30	145人	141人	4人	264冊	255冊	9冊

【インターネット利用者数】

それいゆぷらざ（女性センター）では、男女共同参画に関する情報収集のためにインターネットを利用することができます。

年度	合計	女性	男性
28	58人	42人	16人
29	75人	60人	15人
30	57人	49人	8人

【それいゆぷらざ（女性センター）事業実績一覧】

事業名	実施場所	参加者数	実施日
男女共同参画週間	パネル展：中央公民館・コミュニティセンター1階ロビー 懸垂幕：市役所外壁	—	6月27日 ～7月1日
第33回 中央公民館サマーフェスティバル (中央公民館・コミュニティセンターと共催)	パネル展示：中央公民館	—	8月25日 26日
	啓発物の展示・配布：それいゆぷらざ（女性センター）情報・交流コーナー	女性センター来所者数 延べ197人	
	ミニ講座：それいゆぷらざ（女性センター）情報・交流コーナー	87人	
パープルリボンネットワーク	それいゆぷらざ（女性センター）情報・交流コーナー	—	10月28日 ～31日
あさか女（ひと）と男（ひと）セミナー*（全5回）	中央公民館・コミュニティセンター	延べ157人	10月20日 27日 31日 11月10日 15日
女性に対する暴力をなくす運動*	それいゆぷらざ（女性センター）	—	11月12日 ～25日

○男女平等推進情報「そよかぜ」*の発行

発行月	テーマ	周知方法
H30年9月発行	「ハラスメント」について考える～もしかして、それもハラスメント!？」	広報あさかに掲載
H31年3月発行	「あなたがあなたらしくいられる場所がありますか」	広報あさかに掲載

○それいゆぷらざ（女性センター）協力員活動実績

- ①男女平等推進事業企画・運営協力員* ②男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員
③あさか女と男^{ひと}セミナー企画・運営協力員

内容	実施回数	実施事業・周知方法	協力員
男女平等推進事業企画・運営協力員会議	全1回		①
コラム「～朝霞市は男女平等社会の実現を目指しています～」	全6回	広報あさかに掲載	①
事業運営協力	全2回	男女共同参画週間	①
		サマーフェスティバル	①
男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員会議	全8回	広報あさかに掲載	① ②
あさか女と男セミナー企画・運営協力員会議	全10回	全5回セミナー開催	① ③

2 女性総合相談

【女性総合相談*】

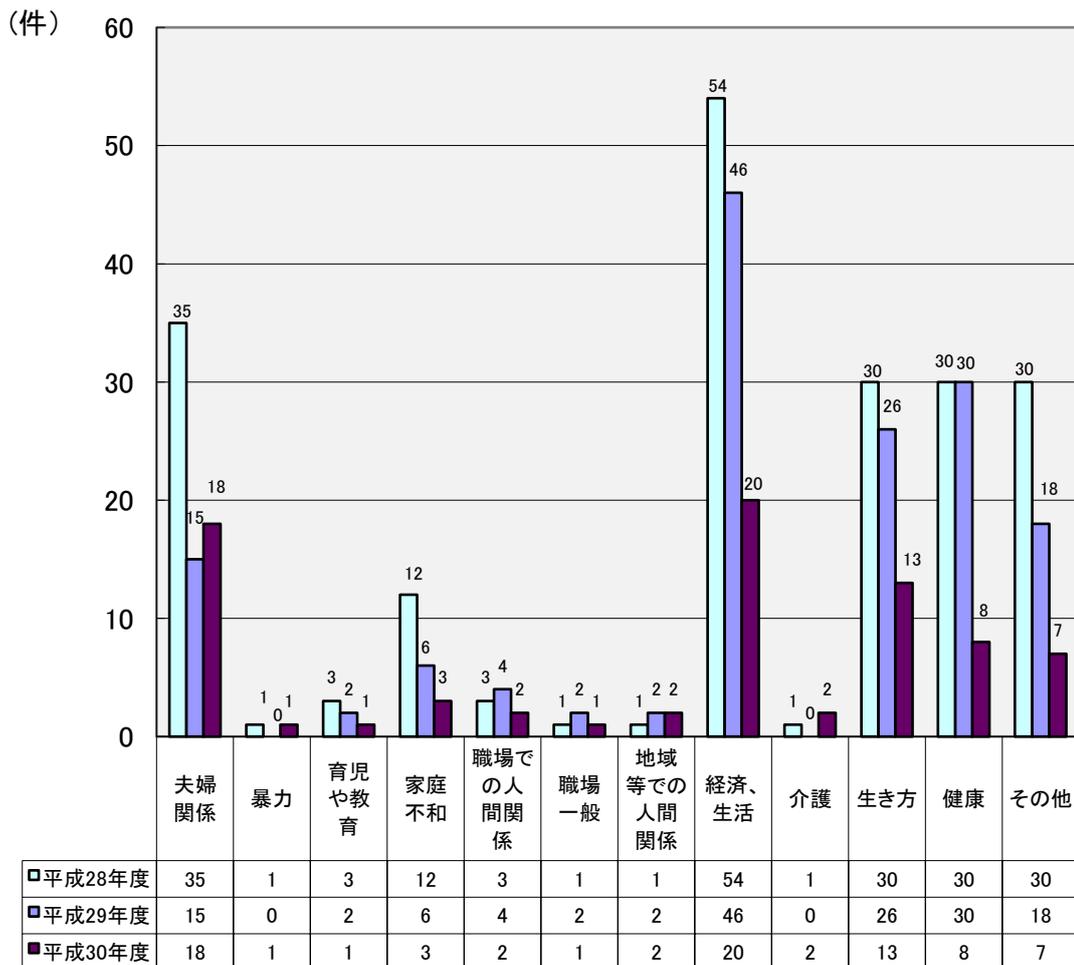
女性総合相談は、平成12年度に市役所に設置されて以来、女性専用の相談として利用されています。平成25年1月からは、それいゆぷらざ（女性センター）で実施しています。

現在、3人の女性相談員が週1回、交代で相談を受けています。主な相談の内容としては、「夫婦関係」や「経済・生活」、「生き方」などとなっています。

年度(平成)	相談人数	相談件数
28	99	201
29	67	151
30	42	78

日 時：毎週木曜日（午前10時～午後3時）
場 所：それいゆぷらざ（女性センター）
相談方法：面接相談のみ（予約不要・先着順）

相談内容別件数



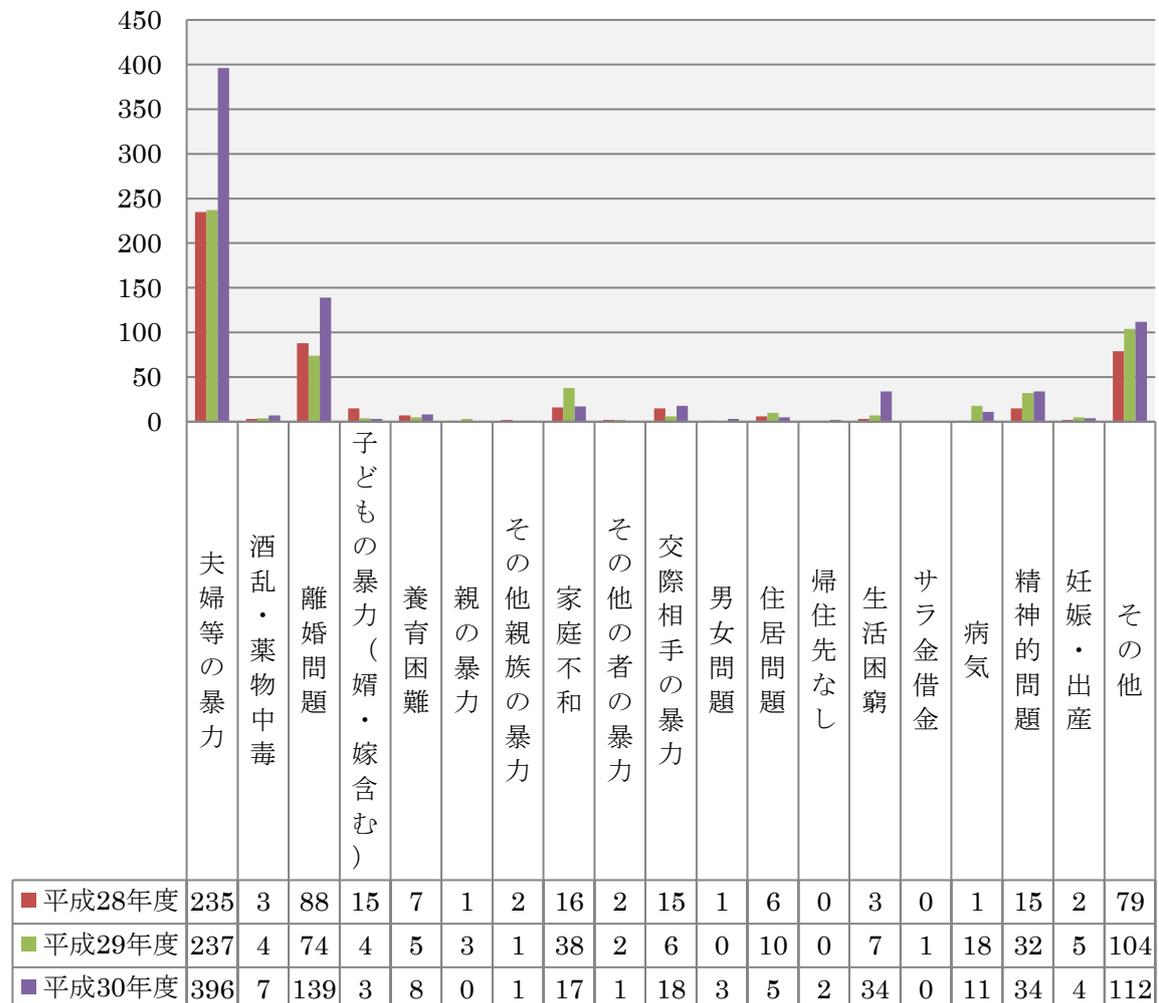
3 DV相談

【DV相談*】

DV相談は、平成23年4月1日に配偶者暴力相談支援センター事業を開始し、市役所内で実施してきましたが、平成25年1月からは、それいゆぷらざ（女性センター）で火曜日～日曜日、職員による相談を受け付けています。また、専門の相談員が交代で毎週火曜日と土曜日に相談を受けています。

年度(平成)	相談人数	相談内容数
28	335	491
29	360	551
30	459	795

日 時：火曜日～日曜日（午前9時～午後5時）
 場 所：それいゆぷらざ（女性センター）
 相談方法：面接及び電話（予約不要・先着順）
 TEL：048-463-0356
 ※令和元年度からは火曜日・水曜日・金曜日・土曜日に、
 専門の相談員が相談をお受けしています。
 時 間：午前10時～午後4時



4 苦情申立て

【男女平等苦情処理委員*への苦情申立て】

平成 15 年 10 月 1 日から、朝霞市男女平等推進条例及び同条例施行規則に基づき、男女平等苦情処理委員を設置しています。苦情処理委員は 2 人で、男性 1 人(大学教授)、女性 1 人（弁護士）です。苦情申立てできる内容については、「男女平等を阻害する要因による人権侵害」や「社会的な慣行等による差別的取扱い」となっています。

苦情申立書を市が受付した後、苦情処理委員が調査等を行い、市長に報告することとし、必要な場合、市長が関係者に助言及び是正の勧告を行うことができるとしています。平成 30 年度については、申立てはありませんでした。



前進する

5つの勇気

日時／テーマ／内容／講師

回	日時	テーマ	内容	講師
1	10月20日(土) 午前10時～正午 <small>*保育・手話通訳をご希望の方は10月10日(水)までに申込みください。</small>	ぼくが育休を取る理由 ～男と女のワークライフバランス～	男性のワークライフバランスが変わらなければ、女性が働くことは難しい。男性だって昇進や給料のストレスが…。男性の働き方を見直し、男女がいきいきと生活できる社会を目指すための講座	NPO 法人ファザーリング・ジャパン会員 ワーク・ライフバランス社認定コンサルタント 勝間 直行 氏
2	10月27日(土) 午前10時～正午 <small>*保育・手話通訳をご希望の方は10月17日(水)までに申込みください。</small>	脳科学から見える “女(ひと)と男(ひと)” ～相容れないツマゴコロ×オットゴコロ～	女性と男性では、脳の働き方はこんなにも違う！脳科学の視点からお互いを理解することで、よりよい関係を作っていくことを目指す講座	株式会社感性リサーチ代表取締役社長 脳科学コメンテーター 黒川 伊保子 氏
3	10月31日(水) 午前10時～正午 <small>*保育・手話通訳をご希望の方は10月21日(日)までに申込みください。</small>	サラリと「No」を言おう! ～自分も相手も心地良いコミュニケーション～	家族やパートナーなど親しい間柄だからこそ、つい言い過ぎてしまったり、逆に言えなくなることもある。嫌なことは「ノー」と言える、コミュニケーション講座	フェミニストセラピー“なかま”臨床心理士 中川 浩子 氏
4	11月10日(土) 午前10時～正午 <small>*保育・手話通訳をご希望の方は10月31日(水)までに申込みください。</small>	全力失敗教室!! ～親子で脳力解放エクササイズ～	誰でも「失敗」は怖いけれども、「挑戦」することで成長できる。みんなが「前進する勇気」を持ってイキキと生活していくことを目指す講座。ぜひお子さんと一緒にご参加ください！※対象は小学生以上	合同会社 All Days Sports 副代表 元サッカーU-16日本代表 中田 真司 氏
5	11月15日(木) 午前10時～正午 <small>*保育・手話通訳をご希望の方は11月4日(日)までに申込みください。</small>	もしかしたら、これもDV? ～気づくところから始めよう～	DVを受け、そこから自立した講師が実体験から語る。実はあなたの身近にも様々なDVがあることを知る講座	NPO 法人レジリエンス代表 西山 さつき 氏

参加申込みは、10月2日(火)午前9時より開始!!

会場：朝霞市中央公民館・コミュニティセンター
定員：各回約40人 ※先着順
保育：満1歳～未就学児 各回9人まで(要予約)



会場地図



主催/朝霞市

企画・運営/あさか女と男セミナー企画・運営協力員

*保育・手話通訳を希望される方は、各開催日の10日前までに、お申込みください。なお、保育利用の方は保険料(最大500円)をそれいゆらざまでお持ちください。
※保険料は保育児人数によって変わります。
*お子さんを会場内にお連れしての参加も可能です。

■□■申込み先■□■

【それいゆらざ 女性センター】※開所日：火～日曜日 午前9時～午後5時
朝霞市青葉台 1-7-1 (中央公民館・コミュニティセンター内)
電話：048-463-2697 FAX：048-463-0524
Eメール：soreiyu@city.asaka.lg.jp
メールフォーム(市公式ホームページ)からも申し込み可能です。



第2部

朝霞市の男女平等推進施策の実施状況

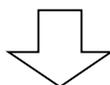
●第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画 (平成28年度～平成32年度) (抜粋)

1 計画の全体像

「朝霞市男女平等推進条例」の基本理念を踏まえ、計画の基本理念と実現への基本的な視点に基づいて、この計画の重点課題と施策目標を次のように設定しました。

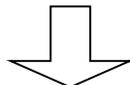
〔条例の基本理念〕

- 1 男女の個人としての尊重と性別による差別的な扱いを受けないこと
- 2 性別役割分業意識*の解消と自己決定権の確立
- 3 政策や方針の立案及び決定における男女共同参画機会の確保
- 4 家庭生活・社会生活活動への男女の対等な参画
- 5 あらゆる差別と暴力を決して許さない社会の構築
- 6 市、市民及び事業者の責任の自覚と主体的な役割の履行及び相互協働
- 7 国際的な協力の下での推進



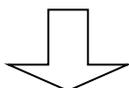
<めざす姿>

ひと
男女の輪が素敵な朝霞をつくる ～男女平等社会をめざして～



<重点課題>

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現



<施策目標>

- 1 男女平等の意識の浸透
- 2 自己実現へ向けた学習機会の充実
- 3 性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利*の尊重
- 4 異性間の暴力の根絶
- 5 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進*
- 6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

<計画の施策の方向>

- 1 ■男女平等の現状把握と将来像の提案
■学校・家庭・地域における男女平等の意識啓発
- 2 ■多様なライフコース選択の情報と機会の提供
■能力の開発と活動の支援
- 3 ■生涯にわたる性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の尊重
- 4 ■意識の啓発と情報の提供及び未然防止
■相談体制の充実
■関係機関等との連携強化
- 5 ■政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進
- 6 ■家庭と仕事・地域活動との両立支援
■働く場での男女共同参画の推進



2 重点課題

(1) 男女平等の意識づくり

社会の中で、性別による固定的な役割分業意識は変化してきているものの、依然として社会慣行や家庭・職場・地域などにおいて、男女平等の意識が浸透しているといえない状況もあります。

本市では、男女平等を総合的に推進するための拠点として、朝霞市女性センター（それいゆぶらざ）を開所して、男女平等の意識づくりに向けて取組を進めてきました。今後も引き続き、男女平等の意識が市民の中に浸透していくことを重点課題とし、様々な取組を進めます。

(2) 男女平等が実感できる生活の実現

男女平等推進条例は、「あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする」としています。そして、男女平等の意識が一人一人に浸透し、社会生活の中で男女平等が実感できるような生活が、この計画の「めざす姿」である男女平等社会の一つの姿といえます。

近年、全国的に、ワーク・ライフ・バランス*実現のための取組や、女性の社会的地位向上のための施策が行われていますが、他方では、DVなどが深刻な問題となっています。

こうした問題の解消に取り組むとともに、今後は、男性にとっての男女平等を実現することで、男性もより暮らしやすくするという視点を持って、施策を推進していくことが求められています。

市民一人一人が、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができ、男女平等が実感できる生活の実現を重点課題とし、様々な取組を進めます。

3 施策目標

(1) 男女平等の意識の浸透

男女平等について、市民一人一人の意識を高めるため、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会制度や慣行の見直しを進め、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、学校・家庭・地域での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、男女平等の推進に向けた積極的な情報提供や人材育成を図ります。

(2) 自己実現へ向けた学習機会の充実

市民一人一人が、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し、自己実現が図れるよう、能力開発のための情報や学習機会の提供、活動を支援する環境づくりに努めます。

(3) 性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の尊重

「性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の考え方について、男女が共に高い関心を持ち、その重要性について認識を深めるよう、情報提供や学習機会の充実に努めます。

(4) 異性間の暴力の根絶（第2次朝霞市DV防止基本計画）

異性間の暴力の根絶をめざして、異性間暴力の防止に向けた積極的な情報提供や意識啓発、被害者などの保護・支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との連携強化を図ります。

(5) 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、意見を広く聴き、誰もが参画しやすい機会を提供するなど、政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画の推進に努めます。

(6) 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に家庭・仕事・地域活動に参画するよう、家庭と仕事の両立支援に向けた意識づくりや環境づくりを行い、地域活動への参画を促進します。また、事業所の協力を得て、働く場での男女平等の意識啓発や格差の解消に取り組むとともに、庁内における男女平等を進め、女性の働く場における活躍を推進します。

基本計画

〈めざす姿〉 〈重点課題〉

〈施策目標〉

〈施策の方向〉

※本計画では、「施策の方向」ごとに進捗状況を確認するため「指標」を設定し、目標値を定めて施策を進めていくこととします。

ひと
男女の輪が素敵な朝霞をつくる〜男女平等社会をめざして〜

1
男女平等の
意識づくり

2
男女平等が
実感できる
生活の実現

1 男女平等の意識の浸透

2 自己実現へ向けた学習機会の充実

3 性と生殖に関する健康と権利の尊重

4 異性間の暴力の根絶
(第2次朝霞市DV防止基本計画)

5 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

■ 男女平等の現状把握と将来像の提案
■ 学校・家庭・地域における男女平等の意識啓発

■ 多様なライフコース選択の情報と機会の提供
■ 能力の開発と活動の支援

■ 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

■ 意識の啓発と情報の提供及び未然防止
■ 相談体制の充実
■ 関係機関等との連携強化

■ 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

■ 家庭と仕事・地域活動との両立支援
■ 働く場での男女共同参画の推進

5 計画の構成・期間

第2次朝霞市男女平等推進行動計画は「基本計画」と「実施計画」で構成します。

「基本計画」は、男女平等推進のための基本的な方向性を示すものです。

平成28年度から平成32年度までの5年間を前期基本計画、平成33年度から平成37年度までの5年間を後期基本計画として策定します。また、社会情勢の変化などに伴い適宜見直しを行うものとします。

「実施計画」は、「基本計画」で定める施策に基づき、男女平等推進のための具体的な事業を示すものです。計画期間は、基本計画に対応して、前期・後期それぞれ5年間とします。



6 朝霞市男女平等推進事業評価

● 朝霞市男女平等推進事業評価とは

男女平等の推進に関する市の事業等を、朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱に基づき、評価をするものです。

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱の基本方針

市の事業等の評価は、条例の基本理念を踏まえ、事業を男女平等の視点から検証し、より実効性のあるものとするため、評価を実施する。

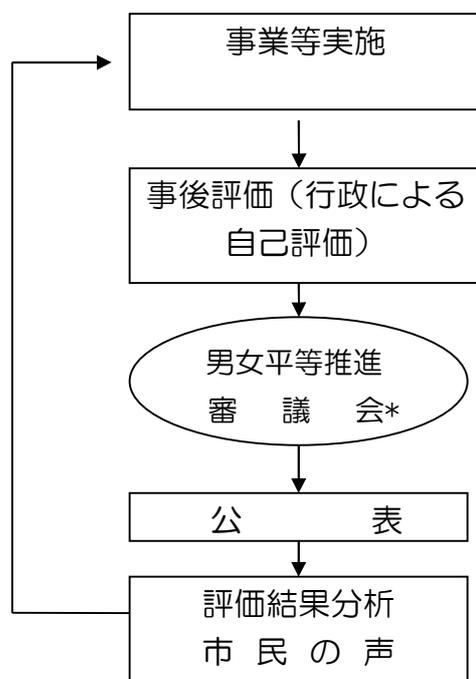
● 評価のねらい

男女平等の推進に関する市の取組み事業等について、事業実施後に、実績、効果、課題や改善点を分析すること等を通じて、男女平等の視点を定着・深化させ、また、事業等の実施主体が男女平等に敏感になることを目的としています。

● 評価のメリット

- ◇ 実施した事業等の実績や成果等を、男女平等の観点から問い直すことで、よりきめ細かい男女平等の推進を図ることができます。
- ◇ 事業等の結果を市民に広く公表することにより、市政運営の透明性を図り、行政施策に関する市民への説明責任を果たします。
- ◇ 評価結果を分析することを通じ、また、評価結果から得られる市民の声を通じて、事業等の改善につなげ、より一層の男女平等推進を図ることができます。

● 評価の流れ



朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝霞市男女平等推進条例（平成15年朝霞市条例第15号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、男女平等の推進に関する市の事業等（以下「事業」という。）の評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価の方針)

第2条 市長は、条例第3条に定める基本理念を踏まえ、事業を男女平等の視点から検証し、より実効性のあるものとするため、評価を実施する。

(評価の方法)

第3条 評価は、条例第10条に規定する行動計画に基づく実施計画に定める事業について行う。

2 前項の実施計画のうち、進行管理を要する事業として位置付けた事業については、事業実施課において、次条に規定する基準並びに事業実績、課題及び今後の方針を記述することにより毎年度評価を行うものとする。

3 第1項の実施計画のうち、関連事業として位置付けた事業については、朝霞市総合計画*実施計画における継続事業評価シートを基準として、男女平等の視点において、毎年度人権庶務課で実施状況を把握するものとする。

(評価の基準)

第4条 前条第2項の評価は、事業の取組状況について、主な施策ごとに行うものとする。

2 事業の取組状況の評価は3段階で行うものとし、評価の基準は次のとおりとする。

I	大きな成果が得られた。
II	一定の成果が得られた。
III	成果が不十分だった。

(審議会)

第5条 前条の評価を行うに当たっては、条例第11条第1項の規定に基づき、朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴くものとする。

(評価の活用)

第6条 事業実施課は、評価結果を分析し、市の事業等に適切に反映させるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月27日から施行する。

平成30年度 男女平等推進事業の実施状況

施策目標1 男女平等の意識の浸透

男女平等の推進について、市民一人一人の意識を高めるため、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会制度や慣行の見直しを進め、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、学校・家庭・地域での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、男女平等の推進に向けた積極的な情報提供や人材育成を図ります。

【評価】

男女平等社会の実現に向け、一人一人の意識を高めるよう情報提供等を行い、男女平等の意識の浸透に取り組んできました。

男女共同参画の視点で捉える「表現ガイド*」を平成29年度刷新し、平成30年度は積極的に、市職員を始めとする、あらゆる場面にて、周知啓発することができました。

男女平等の推進に関する情報の提供では、市ホームページの充実をはじめ、イベントの開催時においては、リーフレット等を配布するなどさまざまな媒体を通しての周知を行いました。また、学校教育の場においても、児童生徒に対し、性別に関わらず個々の能力と個性に応じた学習や指導を発達段階に応じて実施するなど、男女平等の意識の浸透が着実に推進し、着実に成果を得ることができたと考えます。

施策目標 1 男女平等の意識の浸透

施策の方向 1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案

《主な施策》 ① 男女が平等な社会の具体像の提案を行う

男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別に関わりなく、あらゆる分野で活躍できる男女平等社会の将来像について、各種事例などを用い、具体的に提案していきます。

【進行管理事業】

※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	男女共同参画社会像の周知	男女共同参画週間におけるパネル展をはじめとする各種事業等を通じて、国の「男女共同参画社会の将来像」などを提案していく。 (担当課：人権庶務課)	パネル展の開催
	男女平等推進情報「そよかぜ」による啓発	市民と協働して、企画・編集する「男女平等推進情報『そよかぜ』」を広報あさかに掲載し、男女平等の意識を広く啓発する。 (担当課：人権庶務課)	広報あさかに掲載
	女性センター（それいゆぷらざ）における情報提供及び啓発	女性センター（それいゆぷらざ）の情報・交流コーナーを通して情報提供及び啓発活動を推進する。 (担当課：人権庶務課)	貸出図書の実施

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ①男女共同参画週間 パネル展「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を展示。DVD「ワークライフ・バランスを知っていますか？」「体験！発信チャレンジ・ストーリー～まちづくりにかける元気な女性たち～」を放映した。また、本庁舎に懸垂幕掲揚、朝霞駅前電光掲示板、庁舎案内告知板スペースなどで周知 ②彩夏祭 DVD「デートDV*」を放映し啓発を図った。アウェアネス・リボン*の紹介(7色)をする。 ③中央公民館サマーフェスティバル 絵本の読み聞かせとジェンダー*クイズ(市民と協働)を実施、パネル展では、「統計に見る女性の「仕事」と「生活」のいま」を展示。また、おとう飯キャンペーンを掲示。女性の少ない理工系分野の普及として、「親子科学教室」を実施した。乳がん(ピンクリボン)の自己触診教育モデル体験実施。 ④男女平等推進情報「そよかぜ」広報あさかに特集ページを掲載(市民と協働)(年2回) H30.9月号「ハラスメントについて考える」 H31.3月号「あなたがあなたらしくいられる場所がありますか」について掲載。 ⑤コラム「朝霞市は男女平等社会の実現を目指しています」広報あさかに特集記事掲載(市民と協働)(年6回) 掲載し男女平等の推進を図った。 ⑥情報・交流コーナー、お知らせコーナーでは、男女共同参画情報の掲示や配置を行い、男女平等に関する図書を購入し、啓発を行った。 【評価の根拠】 ・男女平等社会の実現を目指し、性別によらず、誰もが尊重され、個々の能力が発揮できるための周知と啓発を図ることができた。また、継続して市民と協働で、男女の活躍の場が広がるような事業の実施ができたことから、男女平等社会の将来像について、各種事例などを用い、具体的に提案することができた。 ・様々な媒体を利用し、参加者や協力員等からの言葉で、「男女平等の実現は個々の意識変化が大事である」ということが伺えた。着実に男女平等社会の実現に向けての意識向上が図られている。	II	【課題】 人権にかかわる課題は、継続しての周知、啓発が必要であることから、市民に届くような手法が必要である。 【今後の方針・改善】 今後は、さらに広い視点と深い内容での周知啓発を行うことが必要。また、年度ごとに集中したテーマを設定し啓発をすることも必要と考える。
	平成29年度	
	II	
	平成30年度	
	II	
	令和元年度	
令和2年度		

《主な施策》 ② 男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む

家庭や職場・地域における慣行や制度が、男女にとって中立に機能しているか検証し、男女平等を妨げる慣行や制度について、積極的に問題提起します。
 また、男女平等苦情処理委員や法的救済制度などの周知を行い、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援します。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	「朝霞市庁内男女平等推進指針*」の推進	男女平等に対する職員の意識改革や職場環境の整備など、市役所が率先して男女平等を推進する。 (担当課：人権庶務課)	職員に周知
	男女平等を阻害する慣行の是正提案	固定的な役割分業意識の解消や、社会的慣行の見直しを行うため、町内会・自治会等へ積極的な情報提供を行う。 (担当課：人権庶務課)	啓発冊子の配布
	男女平等苦情処理委員の設置	男女平等の推進を阻害する要因による人権侵害や社会的な慣行等による差別的取扱いなどの苦情の申出を迅速に処理する男女平等苦情処理委員を設置し、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援する。 (担当課：人権庶務課)	苦情処理委員の設置
	施策や事業の展開の見直し促進	市の施策や事業展開で、性別による固定的な役割分業意識に捉われていないかの見直しを全庁に呼びかけ推進する。 (担当課：人権庶務課)	職員に周知

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・毎年4月に、市職員に対し、「朝霞市庁内男女平等推進指針」を示し、率先して男女平等社会の実現に向け、意識向上を図った。 ・民生委員児童委員協議会、イベント等にて、各種リーフレットを配布し、男女平等について啓発した。また、固定的役割分業意識の解消を図ることができた。 ・男女平等苦情処理委員は、平成30年度実績0件。常時、市公式ホームページにより周知した。 ・市職員に対し、施策等行う際は、性差や性別による固定的な役割分業意識に捉われないよう、新規採用職員に対しての研修や各種リーフレットの配布を通して啓発した。 【評価の根拠】 ・市民及び市職員に対し、指針や通知文書、表現ガイド等を用い、周知啓発し、問題提起に取り組むことができた。 ・定期的に周知することで、職員からの意見や問い合わせが入るようになったことから、意識醸成に繋がった。	II 平成29年度	【課題】 ・家庭や職場・地域において、男女間の違いを互いに理解し協力し合えるような環境づくりを目指して、より効果的な情報発信と支援を行う。 【今後の方針・改善】 ・既存の各種リーフレットの内容を定期的に見直し、情報を更新する。 ・イベント等の開催予定を常に確認し、啓発の機会を増やしていく。 ・引き続き、市職員の男女平等に対する意識づけを行うと共に、業務を行う際にも、男女平等を進めるための工夫をする必要がある。 ・男女平等苦情処理委員の設置に関しては、更に周知・啓発に努めることとする。
	II 平成30年度	
	II 令和元年度	
	令和2年度	
	令和3年度	

施策の方向 1-2 学校・家庭・地域における男女平等の意識啓発

《主な施策》 ① 男女平等の視点からの表現と分かりやすい情報提供を行う

市の広報活動や刊行物において、男女平等の視点に立った表現を徹底するためのチェック機能を高めます。また、市内の団体や事業者等からの情報発信においても、男女平等の視点に立った表現となるよう配慮を呼びかけます。

【進行管理事業】

※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	「表現ガイド」の周知・活用	国や県の基準を参考に作成した、男女平等を進める視点に立った「表現ガイド」の周知及び活用する。 (担当課：人権庶務課)	職員に周知
	男女平等の視点に立った表現の推進	性別による固定的な役割分業意識や偏見・差別を助長するような表現排除の呼びかけなど、男女平等の視点に立った表現方法の周知に努める。 (担当課：人権庶務課)	啓発冊子の掲示・配布

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
広報事業	「広報あさか」や朝霞市公式ホームページにおける表現の配慮	男女共同参画の視点に立った市の広報活動における表現留意の啓発と効果的な運用を図る。性別による固定的役割分業意識に捉われない広報の作成と文字・イラスト・写真等の表現に配慮する。 (担当課：シティ・プロモーション課)
生涯学習啓発推進事業	男女平等に関わる出前講座の実施	「あさか学習おとどけ講座*」(出前講座)のPRを積極的に行い、男女平等の視点に立ったテーマの講座の活用促進を図る。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績 (評価の根拠)	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・昨年度、発行した「表現ガイド」は、各種総会や家庭教育学級等においても配布するなど、表現の大切さを知らせる機会が図れた。 【評価の根拠】 ・表現ガイドでは、情報を発信する際に、男女共同参画の視点で捉える表現に注意し、いかなる読み手が問題なく意識に入ることを目指しているものである。また、性の多様性の尊重についても掲載していることから、周知啓発時に表現ガイドを配布することで、性別に捉われない意識が大事であることを醸成することができた。	II	【課題】 ・作成し終わりではなく、男女共同参画の視点で捉える表現の大切さを、表現ガイドを活用しながら、市職員をはじめ、市民等に継続的に周知し意識向上を図る。 【今後の方針・改善】 ・定期的に市職員に対し、より一層男女平等の推進について、意識付けしてもらえるよう、表現ガイドを活用してもらうためメール等で促す。
	平成29年度	
	I	
	平成30年度	
	II	
	令和元年度	
令和2年度		

《主な施策》 ② 学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく

児童・生徒や教育関係者の男女平等意識づくり、個人の能力と個性に応じた学習や指導などを推進していきます。

【進行管理事業】

※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
教育指導支援事業	男女平等教育の研究と推進	教科や特別活動、道徳の時間などを活用し発達段階に応じた男女平等教育を計画的に推進する。 (担当課：教育指導課)	教育活動全般での男女平等教育の実施
進路学習事業	進路指導、キャリア教育の充実	性別にかかわらず児童・生徒の個人の能力と個性に応じた学習や指導の充実と、多様な生活を可能にする進路指導、キャリア教育を推進する。 (担当課：教育指導課)	進路指導主事会を実施
教育相談事業	教育相談体制づくり	児童・生徒の男女の差がなく、個人の能力と個性に応じ、一人一人の様々な問題や悩みに対応した教育相談活動を推進する。 (担当課：教育指導課)	個性に配慮した教育相談の実施

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針	
【実績】 ①男女平等教育の研究と推進 総合的な学習の時間や特別活動、道徳の時間を活用した男女平等教育を推進した。 ②進路指導、キャリア教育の充実 進路・キャリア教育として、職業調べや職業体験を実施し、性別に関わらず職業を選択する自由があることを指導した。 ③教育相談体制づくり さわやか相談室や子ども相談室の相談活動を充実させた。男女に関係なく、個に応じた相談を受け付けた。 【評価の根拠】 ・男女間の差別や格差をなくす能力を養うことを目的とした男女平等教育を、総合的な学習や道徳の時間等、さまざまな教科で実施することができた。進路指導・キャリア教育についても、児童・生徒の実態に即して実施することができた。相談活動の充実についても、性に関する悩みについては、早期発見・早期対応が重要であることを徹底することができた。また、男女に関係なく、一人一人の悩みに寄り添った相談活動を行うことができた。	I	【課題】 ・引き続き配慮していくとともに、実態を考慮した教育をより一層充実させていく必要がある。 【今後の方針・改善】 ・進路指導主事会で引き続き、男女平等の視点に立った研修を具体例等を交えて推進していくとともに、性別に関係なく、一人の人間として自己実現できるための進路・キャリア教育を充実させていく。	
	平成29年度		I
	平成30年度		I
	令和元年度		I
	令和2年度		I

《主な施策》 ③ 男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく

料理や育児などに関する各種講座を開催するなど、家庭生活における男性の家事・育児への参画を応援します。
より多くの女性が地域においてリーダーとなれるよう、リーダーシップを身に付けるための情報や学習機会を提供します。

【進行管理事業】

※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	男女平等に関する学習情報の提供	男女平等の推進に関する学習資料や講演会等の情報を提供し、男女平等に関する学習機会を提供する。 (担当課：人権庶務課)	あさか女と男セミナー講座開催
	男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催	男性の家事・育児への参画の講座や女性のリーダーシップ能力の向上を目指した講座を開催する。 (担当課：人権庶務課)	あさか女と男セミナー講座開催

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
母子健康教育事業	マタニティ教室、育児学級の充実	マタニティ教室に父親が参加できるカリキュラムを設けるなど、男女ともに家事や子育てに取り組めるような機会を提供する。 (担当課：健康づくり課)
生涯学習啓発推進事業	男女平等に関する学習情報の提供	生涯学習ガイドブック「コンパス」や広報あさかの「ようこそ！あさかの生涯学習へ」を通じて、男女平等推進に関する学習資料や講演会等の情報を提供する。(関係各課からの情報提供) (担当課：生涯学習・スポーツ課)
中央公民館運営事業	子育て講座の充実	男性が家事・育児に参画できるよう育児講座や子育て講座のカリキュラムを充実し提供する。 (担当課：中央公民館)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績 (評価の根拠)	平成28年度	課題及び今後の方針	
【実績】 ・平成30年度あさか女と男セミナー「前進する5つの勇気」(全5回)を実施。 第1回：ほくが育休を取る理由～男と女のワークライフ・バランス～ 第2回：脳科学から見える女(ひと)と男(ひと)～相容れないツマゴコロ×オットゴコロ～ 第3回：サラリと「NO」を言おう！～自分も相手も心地良いコミュニケーション～ 第4回：全力失敗教室～親子で脳力開放エクササイズ～ 第5回：もしかしたら、これもDV?～気づくところから始めよう～を開催した。参加人数は157人。 【評価の根拠】 ・男性の家事・育児参画をテーマとした講座やより良いコミュニケーションの取り方、親子を対象とした全力で失敗することが次につながるこの大切さ、DV事例が多い中、基本的なDVとはなんであるかの講座を実施したことで、男女平等社会の実現に少しでも推進できた内容を市民へ提供できた。また、協力員の人材育成もできた。 ・講座参加者やセミナー企画運営協力員が今後男女平等を推進する地域のリーダーとなるよう声かけや継続した協力員要請等することができた。 ・参加者のアンケートでは、「男女が互いに尊重することの認識」が大事である等の声を聞くことができたことから、参加人数以上の効果があったと考える。	I	【課題】 ・男女平等を推進する上で、性差や表現には十分に気を付けることが求められる。 【今後の方針・改善】 ・セミナーやイベントでは、開催方法や周知方法などを工夫し集客に努める。 ・講座のテーマに関して、社会情勢の変化に対応したテーマや男女平等の基本となるテーマについても織り交ぜ、啓発していく。	
	平成29年度		I
	平成30年度		I
	令和元年度		
	令和2年度		

《主な施策》 ④ 学習活動を支援する人材の育成と活用を進める

男女平等を推進するための学習を支援するとともに、積極的に活動を行う市民等に対する顕彰を行うなど、広い視野を持って男女平等を推進する人材の育成を図ります。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	地域人材の育成・活用	市民との協働により男女平等啓発事業を推進し、人材の育成を図る。 例) 男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員、あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員、男女平等推進事業企画・運営協力員 (担当課：人権庶務課)	市民と協働し、啓発事業を実施
	男女平等を推進する市民・団体等への顕彰*	男女平等に関する顕著な活動をしている市民・団体等を顕彰し、男女平等の推進を図る。 (担当課：人権庶務課)	対象者等の募集

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
人権教育振興事業	男女平等に関する学習機会の提供	「人権教育講座」等により男女平等に関する学習機会を提供する。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)
生涯学習啓発事業	地域人材の確保・活用	生涯学習ボランティアバンクへの人材登録とその活用を図り、人材を育成する。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針	
<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民との協働により男女平等の推進を図るため、男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員との協働により、男女平等推進情報「そよかぜ」を9月号「ハラスメントについて考える」、3月号「あなたがあなたらしくいられる場所はありますか？」を発行した。 あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員との協働により、連続5回のあさか女と男セミナーを実施した。特に、男性の家事・育児参画を支援する内容やDV被害者支援についての講座を実施することができた。 男女平等推進事業企画・運営協力員との協働により、広報誌に「朝霞市は男女平等社会の実現を目指しています」をテーマとしたコラムを6回掲載した。 男女平等を推進する市民や団体等へ顕彰するための募集に関し周知啓発を行った。団体より申請が1件あり、審議会で諮ったものの、顕彰には至らなかった。 <p>【評価の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民との協働により、「前進する5つの勇気」をテーマ設定し、各回のセミナー内容を見ると、一歩でも少しずつ前進できる、行ってみようという意識の醸成を図ることができた。また、セミナーや広報誌を使い、男女平等社会を目指した周知や啓発をすることができ、学習活動を支援する人材の育成に結びつけていくことができた。 コラムの掲載では、多様な性についての記事を掲載し、広く市民に周知できたことは男女平等の推進に繋がった。 セミナーのアンケートでは、今まで知らなかったことややってみようといった前向きな意識を持たたと評価があった。 	II	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発事業に関して、例年協力員と協働しながら事業を実施できているものの、協力員の人数がなかなか増えないという現状もあり、体制づくりを考える必要がある。 男女平等を推進する市民や団体等へ顕彰するための募集に関し周知啓発をどのようにすべきか検討する。 <p>【今後の方針・改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民との協働により、男女平等に関する最新の情報やテーマをとらえながら、啓発事業を実施していく。 次年度以降も継続して、男女平等に関する顕著な活動をしている、市民や団体等への顕彰を行えるよう広く啓発に努める。 	
	平成29年度		II
	平成30年度		II
	令和元年度		
	令和2年度		

施策目標 2 自己実現へ向けた学習機会の充実

市民一人一人が、多様な生き方を尊重し、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し、自己実現が図れるよう、能力開発のための情報や学習機会の提供、活動を支援する環境づくりに努めます。

【評価】

市民の男女平等に関しての多様化するニーズに応えるため、性の多様性や性差に配慮しながら各種施策を実施することができました。自己実現を支援するための講座を開催するとともに多様なライフコースに関する情報を市民が入手できるよう、市公式ホームページを充実したり、情報掲示するなどし情報提供を行いました。

また、就業や起業支援に向けたセミナーの開催や情報を提供するなどの取組により、男女が共に職場や地域に参画し、個性と能力を生かして自己実現を果たせる環境づくりが着実に推進されました。

施策目標 2 自己実現へ向けた学習機会の充実

施策の方向 2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

《主な施策》 ① 自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する

女性総合相談をはじめ、各種相談を通じて、生活の様々な悩みなどに対応し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、自己実現を図るための前提となる安心な生活基盤を確保できるよう支援します。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	相談窓口・機関等の周知	「朝霞市は男女平等を進めています」の冊子や各種リーフレット、広報あさかを通して相談窓口や相談機関、男女平等苦情処理委員などを周知する。 (担当課：人権庶務課)	周知の徹底
男女平等相談事業	「女性総合相談」の実施	安心な生活基盤が確保できるよう、女性のための女性専用相談を実施し必要に応じて関係機関との連携を図る。 (担当課：人権庶務課)	女性総合相談の実施

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
市民相談事業	相談事業の実施	市民からの相談に異性間暴力に関するもの等が含まれる場合にDV相談等につなぐなど人権庶務課と連携し対応する。 (担当課：地域づくり支援課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績 (評価の根拠)	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・さまざまな媒体(広報誌・市公式ホームページ・ツイッター・フェイスブック・各種総会開催時・中学3年生・各種イベントなど)における女性センターの周知や各種リーフレットの紹介を通じ、市民へ男女平等を推進する意識啓発を行った。 ・女性専用の女性総合相談事業を実施した。周知については、広報誌や市公式ホームページだけでなく、相談日当日に女性センター入口に案内板を貼るなど工夫を行った。専門の相談員が丁寧に話を傾聴し、相談者に寄り添った適切な情報提供や話の整理を行うことができた。 平成30年度相談件数78件、相談延人数:42人 【評価の根拠】 ・年々相談件数、延人数は減少している。 平成27年度265件・153人。 平成28年度201件・99人。 平成29年度151件・67人。 ・件数は減少しているが、個々の相談内容が多岐に渡ることや精神的課題を持つ相談者も増えている。	I	【課題】 ・相談窓口の周知方法について、さまざまな媒体を活用する必要がある。 ・潜在的な相談者が多くいると思われるが、来所相談のみということがハードルとなっていることも考えられるため、工夫が必要である。 【今後の方針・改善】 ・女性センター及び女性総合相談窓口のより一層の周知を行うとともに、相談者のニーズに応じた相談体制の見直しを検討する。
	平成29年度	
	II	
	平成30年度	
	II	
令和元年度		
令和2年度		

《主な施策》 ② 自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する

市民がワンストップで、多様なライフコースに関する情報を入手できるよう、国・県の関連機関サイトや多様なライフコースの選択支援サイトとして「あさか男女（ひと）の輪サイト*」を充実します。

【進行管理事業】

※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供	「あさか男女（ひと）の輪サイト」を充実させ、多様なライフコースの選択支援に関する積極的な情報提供を行う。 (担当課：人権庶務課)	掲載内容の充実

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
生涯学習啓発推進事業	人権問題講演会等の開催	人権問題講演会、市民人権教育研修会、企業人権教育研修会、人権教育講座などの実施を通じて、男女平等の視点での学習機会を提供する。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針	
【実績】 ・ホームページを活用して広く周知を行うため、女性活躍推進、DVやLGBT*等、男女平等に関する情報について、最新の情報に更新することや見やすさや講座等の報告に関しても掲載することができた。 【評価の根拠】 ・市の情報や国や県、他市情報も含め、男女平等に関する情報を提供することができた。 ・多様な性に関するLGBTや市民に周知できる情報はあらゆる媒体を使い掲載し、周知することができた。	II	【課題】 ・このサイトを見ることで必要な情報を得られるよう、さらなる内容の充実に努める。 ・情報を提供するだけでなく、利用者にとって見やすく、関心を得られるようなホームページを作成する。 【今後の方針・改善】 ・日頃から情報収集を行うと共に、リンク先の内容についても定期的に確認し、最新の情報を提供できるようにする。 ・利用者の視点に立ち、レイアウト等を工夫しながらホームページを作成する。	
	平成29年度		II
	平成30年度		II
	令和元年度		
	令和2年度		

《主な施策》 ③ 自己実現を支援するための学習機会を充実させる

市民の多様なライフコースの選択を支援するため、各種講座・講演会等の情報を積極的に提供し、学習機会を充実させます。

【進行管理事業】

※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	女性センターそれいゆぶらぎにおける情報発信	男女平等に関する情報の提供や図書の閲覧・貸し出し、インターネットの閲覧等を行うことで、学習機会を提供する。 (担当課：人権庶務課)	—

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
家庭教育推進事業	自己実現を支援する学習機会の充実	自己実現へのチャレンジを支援する生涯学習機会を積極的に提供する。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)
中央公民館運営事業	自己実現を支援する学習機会の充実	自己実現へのチャレンジを支援する生涯学習機会を積極的に提供する。 (担当課：中央公民館)
図書館運営事業	自己実現を支援する学習機会の充実	自己実現へのチャレンジを支援する生涯学習機会を積極的に提供する。 (担当課：図書館)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針	
<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性センター内にある情報・交流コーナーでは、男女平等社会の実現を目指すための、関連図書等を約700冊備え、貸出し等している。 平成30年度の図書貸出し実績264冊、インターネットの利用実績40人。 女性センターお知らせコーナーでは、市の情報だけでなく、国、県、他市情報も含め掲示した。 平成29年5月22日に、市では市長をはじめとする課長級以上の管理職員がイクボス宣言のための研修を受講し、自らも率先して家庭と仕事を両立し、仕事の効果も上げる宣言をした写真や内容を引き続き掲示した。 中学生の職業体験にて、男女平等に関する啓発ポスターを手掛け、センター内やツイッター、フェイスブック等で周知を図った。 <p>【評価の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若年層への啓発として、あらゆる手段を用い、周知啓発することができた。また、何が求められているか、関心があるものは何かを常に考え、地域に根ざした必要な情報を提供することができた。図書の貸出し件数も増えたことは、女性センターの認知と、男女平等への認知が増したと考える。 	I	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性センターの認知度も上がり、図書の貸出しやインターネット利用も比例するように向上しているものと考えられるが、更に女性センターを知っていただけるよう、周知・啓発することが必要である。 <p>【今後の方針・改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報発信を行うにあたり、男女平等、男女共同参画の視点を取り入れた図書をはじめとした啓発に力を入れ、学習の機会を提供する。 	
	平成29年度		I
	平成30年度		I
	令和元年度		
	令和2年度		

施策の方向 2-2 能力の開発と活動の支援

《主な施策》 ① 能力の開発と活動の支援の充実を図る

男女が共に自己実現をめざし、能力開発の機会提供、就職情報の提供などにより、就業や起業を支援するとともに、NPO*などの市民活動団体の支援や市民のネットワークの充実を図ります。また、出産や育児が女性の就業に大きな影響を与えていることから、女性への支援を特に充実させていきます。

【進行管理事業】

※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	就業や起業支援に向けた情報の提供	就業や起業について、能力開発の機会提供や情報の提供などにより、能力の開発と活動の支援を行う。 (担当課：人権庶務課)	啓発冊子等の掲示・配置
	女性センター登録団体*等との協働事業の実施	地域での男女共同参画の推進を活動の目的としている女性センター登録団体等と協働事業を実施する。 (担当課：人権庶務課)	協働事業の実施

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
生涯学習啓発推進事業	団体等の情報提供と交流の促進	生涯学習ボランティア登録団体等関係団体の情報提供と交流を促進する。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)
起業家育成支援事業	起業支援	起業支援のため起業支援セミナーの開催、市独自の起業相談により支援を行う。また、朝霞市商工会や創業・ベンチャー支援センター埼玉等と連携し起業に関する情報の提供を行う。 (担当課：産業振興課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針	
【実績】 ・就業や起業に向けた情報を女性センターに掲示、市公式ホームページでは、県のホームページへリンクづけする等で啓発した。 ・登録団体とミニ講座を協働で実施することができた。 【評価の根拠】 ・就業や起業についての情報に関し、ただちに情報が得られるよう、掲示や窓口に配置したり、市公式ホームページで速やかに情報の提供を行った。 ・登録団体との協働事業では、「絵本の読み聞かせ」や「ジェンダークイズ」を行い、幅広い年代に対して、男女平等の意識の大切さについて推進できた。 ・協働事業においては、その団体の女性リーダー的な人材育成へと繋がるものとなっている。	I	【課題】 ・就業や起業支援に向けた情報提供については、ハローワーク等と連携することで、充実した情報提供を目指す。 ・団体との協働した事業を引き続き行い、さらに男女平等の推進を図る。 【今後の方針・改善】 ・女性センターの周知を続け、男女平等を推進する団体を登録し、市と協働した事業を展開することで、女性の活躍、働き方等も同時に推進できるような働きかけをしていく。	
	平成29年度		I
	平成30年度		II
	令和元年度		
	令和2年度		

施策目標 3

性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の尊重

「性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の考え方について、男女が共に高い関心を持ち、その重要性について認識を深めるよう、情報提供や学習機会の充実に努めます。

【評価】

性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重については、市民の認知度が低く、重点的に取り組む必要があることから、平成29年度に男女共同参画の視点からリーフレットを作成し、市内中学3年生を対象としたロールプレイを取り入れた講座を実施しました。この講座につきましては、若年層の意識に直接届くことから、平成30年度においても実施し、学習の機会を提供することができました。

また、男女の健康管理については、「あさか健康プラン21推進事業」に基づき、充実した支援を実施することができました。

施策目標 3 性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の尊重

施策の方向 3-1 生涯にわたる性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の尊重

《主な施策》 ① 性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の考え方を普及させる

あらゆる世代が、性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)について関心を高め、正しい知識が得られるよう情報提供の充実に努めます。

【進行管理事業】

※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利についての情報発信	性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利等についての情報を、「広報あさか」や市公式ホームページ等において情報発信し関心を高める。 (担当課：人権庶務課)	広報あさか及び市公式ホームページ等に掲載

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
健康危機対策事業	HIV/エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進	リーフレットやポスターを掲示するなど、正しい知識の普及啓発をはじめ総合的な対策を行う。 (担当課：健康づくり課)
教職員研修事業	性教育の実施	大きくなるからだ、発育急進期、男女の身体の変化、性感染症とその予防、生命の誕生など性についての正確な知識の学習機会を提供する。 (担当課：教育指導課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績(評価の根拠)	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・作成したリーフレットを市内中学3年生に配布した他、市内中学校1校において中学3年生を対象にリーフレットを基にしたあさかおとどけ講座を行った。(参加生徒数：168人) 【評価の根拠】 ・講座を開催した生徒に対するアンケート調査では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉、考え方を初めて知った」という内容がみられた。また、「これもデートDVなんだ」、「自分を大切に、相手を尊重することが大事である」という意見が多くあったことから、意識醸成に繋がった。	III	【課題】 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念は抽象的であるため、周知・啓発が困難である。 ・現在のリーフレットは中学3年生のみに配布を予定しているので、さまざまな世代に向けた普及の方法を考えていく必要がある。 【今後の方針・改善】 ・広報誌や市公式ホームページにおいて、広く市民を対象としたリプロダクティブ・ヘルス/ライツについての周知を行う。 ・若年層への普及啓発に力を入れていく。
	平成29年度	
	I	
	平成30年度	
	I	
令和元年度		
令和2年度		

《主な施策》 ② 男女の健康管理の支援を充実させる

望まない妊娠やH I V / エイズなどの性感染症の予防などについて健康教育の充実を図るとともに、男女の健康ニーズを把握し、生涯にわたる健康管理を支援します。

また、女性に特有な病気や症状に関するヘルスチェックを充実し、妊娠・出産期も含めて女性の生涯を通じた健康管理を支援します。

【進行管理事業】

※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
あさか健康プラン21推進事業	市民の健康づくりの支援	男女の健康課題に関するニーズを把握するとともに健康支援事業を実施する。 (担当課：健康づくり課)	健康づくりの普及に関する意見交換会の実施

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
健康教育事業	健康教育等の実施	女性に特有な病気や症状に関する健康教育、健康相談を実施し、健康管理を支援する。 (担当課：健康づくり課)
がん検診事業	がん検診の実施	女性に特有な病気に関する健（検）診を実施し、健康管理を支援する。 (担当課：健康づくり課)
妊婦一般健康診査等事業	妊婦一般健康診査の実施	妊婦一般健康診査等の費用の一部を助成し、妊娠期の健康管理を支援する。 (担当課：健康づくり課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 あさか健康プラン21推進事業 《健康あさか普及員》 健康あさか普及員登録 369人 意見交換会 6回開催 延べ120人参加 《講演会》 健康づくり講演会 71人参加 《へるすアップ(広報)》 へるすアップ掲載 年4回 《ガイドブック》 ガイドブックの発行 年1回 【評価の根拠】 事業を推進するに当たり、男女平等の視点を意識し、健康づくり事業を展開することができている。関係機関と連携し、市民と協働することで、さまざまな視点から事業を行うことができ、性別、年代に関係なく、健康づくりの支援が図れた。	I	【課題】 ・健康づくりの支援については、様々な世代の方が参加していただけるよう、事業内容や周知方法等の工夫が必要であるとする。 ・関係機関との連携により、健康づくり事業を展開していく必要がある。 【今後の方針・改善】 ・健康あさか普及員を活用し、市民と協働した健康づくりの事業を進める。 ・今後においても、市民の声を取り入れ、健康づくり事業の展開を図るとともに、健康づくりに関する情報の普及啓発を引き続き実施していく。
	平成29年度	
	I	
	平成30年度	
	I	
令和元年度		
令和2年度		

施策目標 4 異性間の暴力の根絶

朝霞市では、異性間の暴力の根絶をめざして、異性間暴力の防止に向けた積極的な情報提供や意識啓発、被害者の保護や自立支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との連携強化を図ります。

【評 価】

人権教育を推進するため、女性に対する暴力をなくす運動の周知に努め、男女平等や人権尊重の意識を育むことができました。

市民への情報発信については、隔月に広報紙へDVに関する相談窓口の周知や、暴力の発生を防ぐことを目的とした各種イベントの機会に周知啓発を行い、情報の提供や未然防止につながることができました。

また、DVに対する関係機関との連携では、会議やケースカンファレンス*を開催し、支援や制度の確認など体制強化を図ってきたことで、複雑化する相談、多機関に及ぶ相談、緊急性を要する相談などに適切に対応することができ、異性間の暴力の根絶について、着実に推進することができました。

さらに、関係機関との連携強化に関し、DV支援につながる緊密な連携が確立できるよう要綱の整備について調査研究することができました。

施策目標 4 異性間の暴力の根絶（第2次朝霞市DV防止基本計画）

施策の方向 4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止

《主な施策》 ① 人権についての教育を推進する

男女が互いの人権や生き方を認め合い、自分を大切にすることを、学校や地域、職場などにおいて推進します。また、女性に対する暴力をなくす運動*により、男女平等や人権尊重の意識を育みます。

【進行管理事業】

※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	女性に対する暴力をなくす運動の周知	「広報あさか」や朝霞市公式ホームページ、各種リーフレット等を通じて、毎年11月12日から11月25日まで実施される女性に対する暴力をなくす運動を周知するなど、男女平等を推進する。 (担当課：人権庶務課)	広報あさか及び朝霞市公式ホームページに掲載

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
人権啓発推進事業	人権フェスティバルや研修会等を通じた人権教育の推進	北足立郡市町と人権問題に取り組む市民団体、関係機関などで共同開催する人権フェスティバルや北足立郡市町で開催する人権・同和問題講演会などにおいて、男女平等の視点からの事業の推進を図るとともに、講演会等を通じて学校、地域、職場などでの人権教育の推進を図る。また、市が開催する人権と平和パネル展などの人権啓発事業を通じ人権尊重意識の向上を図るとともに、これらの機会に男女平等に関するリーフレットを配布する。 (担当課：人権庶務課)
教育指導支援事業	男女平等の視点からの人権教育の推進	県作成の高校生対象ドメスティック・バイオレンス防止啓発資料を活用するなどして人権教育を推進するとともに、さまざまな人権課題に取り組む中で、男女平等教育に取り組んでいく。 (担当課：教育指導課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針	
【実績】 ・異性間暴力の根絶に向け、広報あさか・市公式ホームページ等において、11月12日から11月25日まで、女性に対する暴力をなくす運動の周知に努めた。 ・それいゆぷらざ情報・交流コーナーにおいて、女性に対する暴力をなくす運動についての掲示や、関連図書を展示するなどして啓発を行った。 ・パープルリボン（女性への暴力をなくす運動）の推奨を行い、リボンを名札につけることやタペストリーを用いリボンの推進を行った。 ・内閣府のホームページの特集に掲載するため、朝霞市として「女性に対する暴力の根絶」というメッセージを込めて、ほぼたんがパープルリボンを着用した写真を提供した。	II	【課題】 「DV」という言葉の認知度は高くなってきたが、暴力は身体的なものだけではなく精神的、経済的、性的などと様々な種類があること、暴力がいかに人を傷つけることなのかということについて、さらに周知していく必要がある。	
	平成29年度		II
	平成30年度		II
	令和元年度		【今後の方針・改善】 ・市職員をはじめとする、関係機関、関係団体がより一層DVの根絶に向けた意識醸成をもってもらうため、啓発や情報提供に努める。 ・若年層へのデートDVの理解促進を図る。
	令和2年度		
【評価の根拠】 ・周知と啓発を積み重ねることで、市民や市職員に対する、意識付けとなり、DV等の暴力を未然に防ぐことや早期発見、早期対応が出来るネットワークが構築され、人権尊重の意識が浸透できた。 ・年々DV相談件数が増加する中、国籍や性別等に関係なく相談が増えていることから、周知の効果が表れている。			

《主な施策》 ② 異性間暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ

学校や家庭において、デートDVの予防啓発、配偶者等からの暴力や、地域・職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント*などに関する情報提供や学習機会を充実します。

【進行管理事業】

※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	異性間暴力に関わる情報の収集及び提供	配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの防止に関わる法制度や異性間暴力に関する情報を収集し、「広報あさか」や朝霞市公式ホームページへの掲載など、さまざまな機会を捉えて分かりやすく提供する。 (担当課：人権庶務課)	市公式ホームページへの掲載
男女平等相談事業	連携・支援体制の充実	埼玉県、警察、保健所、児童相談所、朝霞地区医師会で構成する「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催することで、外部組織間の連携を強化し、支援体制の充実を図る。 (担当課：人権庶務課)	DV対策関係機関ネットワーク会議の開催
	DVに関する相談の周知	DV相談の開設について積極的に周知するとともに、各種リーフレットを通し、DVやセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識の浸透に努める。 (担当課：人権庶務課)	積極的な周知

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
教職員研修事業	異性間暴力防止に関する教育の実施	学校人権教育主任研修会を充実させるほか各種人権研修に教師が参加し、異性間暴力を含めた人権課題について研修する。また、児童・生徒に対し、人権教育の視点から異性間暴力が犯罪であることを周知し、防止に向けた教育を行う。 (担当課：教育指導課)
職員人事管理事業	ハラスメント防止対策の強化	男女ともに働きやすい職場づくりを推進するため、「職員のセクシュアル・ハラスメント防止等に関する要綱」を見直し、パワー・ハラスメント*等の各種ハラスメントを加えた要綱として整備した上で、職員への周知を図る。 (担当課：職員課)
民生委員児童委員活動事業	地域における被害者の早期発見体制の充実	民生委員児童委員・主任児童委員に、研修会などの機会を捉えて、異性間暴力に関する情報の提供や相談窓口を周知し、被害者の早期発見につなげる。 (担当課：福祉相談課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績 (評価の根拠)	平成28年度	課題及び今後の方針	
【実績】 ・国や県から提供された配偶者等からの暴力やストーカー犯罪等の情報をホームページで周知した。 ・県や医師会と朝霞市におけるDV被害について情報共有を行い、より被害者に寄り添った支援ができるよう、外部機関との連携会議を開催した。 ・市内中学校3年生にデートDVリーフレットを配布した他、中学校1校の3年生を対象にリプロダクティブ・ヘルス/ライツ及びデートDVリーフレットを用いて、デートDV講座を行った。 ・DVについてのセミナーを開催し周知啓発に努めた。 【評価の根拠】 ・外部機関や庁内関係各課との会議を実施することで連携強化が図れ、相談者に対してより幅広い情報提供や支援を行えるようになった。 ・関係機関との情報連携がスムーズになってきたことから、DVに対する職員等の意識が強くなってきた。	I	【課題】 ・DVだけでなく様々な課題を抱えた相談が増えているため、より一層他機関や庁内関係各課との緊密な連携を行っていく必要がある。 【今後の方針・改善】 ・令和元年度から、DV対策ネットワーク会議において、関係各課が一堂に集まったの会議を行う。 ・若年層からDV被害についての啓発を行うことで、将来被害者にも加害者にもならない関係作りができるよう啓発活動を行う。	
	平成29年度		I
	平成30年度		I
	令和元年度		
	令和2年度		

施策の方向 4-2 相談体制の充実

《主な施策》 ① 相談体制を充実させる

DV相談について広く周知して市民が気軽に相談できるよう努めるとともに、様々なケースの相談に対応できるよう、研修や専門的な人材の確保などにより、相談体制を充実します。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等相談事業	専門の相談員による相談の実施	DV相談に寄せられる様々なケースの相談に的確に対応し、充実した支援につなげられるよう、専門性を有する相談員によるDV相談を実施し相談体制を充実する。 (担当課：人権庶務課)	DV相談の実施
	相談員及びDV相談担当職員の資質の向上	相談員やDV相談担当職員をスキルアップ研修や、相談対応研修等に積極的に参加させ、相談者の人権に配慮しながら適切な助言や支援ができるよう資質の向上を図る。 (担当課：人権庶務課)	担当者研修への参加

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
生活保護事業・生活困窮者自立支援事業	被害者等への相談・助言、保護支援の充実	被害者等の状況や状態を確認し、被害者に適した配慮をしながら保護し、自立に向けた支援を行う。 (担当課：生活援護課)
児童相談事業	被害者等への相談・助言、支援の充実	被害者等の状況や状態を確認し、児童虐待のリスクや養育支援の必要性に配慮をしながら、児童と保護者に対して必要な助言や支援を行う。 (担当課：こども未来課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・DV相談件数459件 保護件数2件 DVの背景には、多様な要因が絡む内容の相談が多くあり、相談者の自立支援のために、専門性を有する相談員を配置する他、相談員・職員間で適宜情報共有、支援の方向性の検討を行った。 ・相談者及びDV相談担当職員が国及び県が主催する研修に参加することで、相談員のスキルアップを図った。 【評価の根拠】 ・相談件数は年々増加し内容も複雑多岐に渡ることから、相談員及び職員がDV研修や他課との連携を通して個々にスキルアップしたことが相談者に寄り添った相談ができ、自立及び自主避難を支援する相談等に繋がった。 ・相談員のスキルアップ等をしていることや継続的な相談が増えてきたことから、相談者が安心して信頼のおける相談窓口となってきた。	I	【課題】 ・複雑かつ困難で多機関に及ぶケース、また緊急性を判断する必要があるケースも増えていることから、より一層の相談員の資質向上が必要である。 【今後の方針・改善】 ・DV相談に関して、相談員及び職員が個々に意識を高め、更に相談体制を充実させる。 ・令和元年度より、専門相談日を週2日から週4日に増設し、DVの根絶を図る。
	平成29年度	
	I	
	平成30年度	
	I	
	令和元年度	
令和2年度		

施策の方向 4-3 関係機関との連携強化

《主な施策》 ① 庁内における連携体制の充実を図る

被害者の保護・支援を迅速に行うため、「庁内DV相談及び女性総合相談連絡調整会」等、庁内の連携体制を充実し、関係各課の連携強化を図ります。

【進行管理事業】

※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等相談事業	庁内連携体制の充実	困難事例が生じた場合、庁内関係各課が速やかに連携し、具体的な支援の方法等を検討する庁内DV相談及び女性総合相談連絡調整会等を開催するなど、庁内関係各課との連携体制を強化する。 (担当課：人権庶務課)	DV相談及び女性総合相談連絡調整会の開催
	「庁内DV相談及び女性総合相談連絡調整会」の充実	DV相談及び女性総合相談に関わる関係各課に支援事業の周知を行うなど、庁内の連携がスムーズに行われるよう配慮する。また、研修やケースカンファレンスを実施することで相談の入口がどこの窓口であっても円滑な支援に繋がるよう強化を図る。 (担当課：人権庶務課)	

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
人権啓発推進事業	人権施策の推進	人権施策庁内連絡会、庁内人権問題研修推進員会議などを通じて庁内関係各課等との相互の緊密な連携及び協力体制を図りながら人権施策を効果的に推進する。また、さいたま人権擁護委員協議会や、国、県などの関係機関と連携・協力しながら相談窓口の充実を図るなど、相談者の支援体制の推進を図る。 (担当課：人権庶務課)
母子訪問指導事業	被害者等への健康支援	被害者等の状況に応じて地区担当保健師が対応し、状況に配慮しながら電話、来所、訪問などの健康相談を実施する。 (担当課：健康づくり課)
住民基本台帳管理事業	住民基本台帳事務における支援措置	支援措置の申出により、住民基本台帳の閲覧、住民票の写し、戸籍の附票の写し等の交付を制限する。 (担当課：総合窓口課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績 (評価の根拠)	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・困難事例や子どものいる世帯、精神障害者、外国籍など多機関にまたがるケースでは、関係機関との情報共有や役割分担の確認、支援の方向性を確認するためのケースカンファレンスの実施、情報共有など密な連携を行うことができた。また、要綱整備を行い、庁内外の更なる連携強化体制の実現を行った。 【評価の根拠】 ・相談者がどの窓口に行かれても、相談内容がDVに関することや、女性全般の相談内容であった場合、女性センターへ繋いでもらうことができていることから、庁内関係各課との連携強化が図れるようになった。また、DV＝女性センターという意識も庁内各課において浸透してきたと考える。	I	【課題】 ・相談内容が複雑化し、様々な課題を抱えた相談が増えているため、連携体制をさらに強化していくことが必要である。 【今後の方針・改善】 ・相談者の立場になり、関係各課と連絡を緊密にとりあい、相談者の問題解決となるよう、今以上に関係各課との連携に努める。
	平成29年度	
	I	
	平成30年度	
	I	
	令和元年度	
令和2年度		

《主な施策》 ② 被害者を保護し自立を支援していくために、関係機関との連携を強化する

DVの防止や被害者の保護、自立支援に当たっては、県や警察をはじめ、「DV対策関係機関ネットワーク会議」など関係機関との密接な連携を図ります。

【進行管理事業】

※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等相談事業	「DV対策関係機関ネットワーク会議」など関係機関との連携強化	埼玉県、警察、保健所、児童相談所、朝霞地区医師会で構成する「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催し、情報提供や意見交換を行いながら構成関係機関との連携強化を図る。 (担当課：人権庶務課)	DV対策関係機関ネットワーク会議の開催
	緊急保護体制の充実	DV相談を通して、緊急一時保護が必要となった場合、県等の緊急一時保護施設に空きがない場合などに備え、ホテル等を緊急一時保護施設とする協定を締結し、支援体制を充実する。 (担当課：人権庶務課)	協定宿泊施設の締結

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
母子訪問指導事業	保健所や医療機関との連携強化	保健所や医療機関との連携により、DV被害を早期に発見し、適切な対応を図る。 (担当課：健康づくり課)
地域包括支援センター支援事業	高齢者施設との連携強化	地域包括支援センター、また、特別養護老人ホームなどの高齢者施設と連携を図り、高齢者の異変を早期に発見し、適切な対応を図る。必要に応じ訪問調査等を実施し、緊急時には一時保護や警察への通報などを行い被害者の安全確保を図る。 (担当課：長寿はつらつ課)
児童相談事業	母子生活支援施設や児童相談所等との連携強化	母子生活支援施設や児童相談所の一時保護所等の利用が速やかに行えるよう関係機関から情報等を収集し、連携強化を図る。 (担当課：こども未来課)
生活保護事業	福祉関連施設との連携強化	関係機関と連携し、一時保護された被害者に対し、住居設定費用、医療費の給付など生活保護法による自立に向けた支援を行う。 (担当課：生活援護課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・DV対策関係機関ネットワーク会議を開催し、DV被害者支援の現状と課題について、各機関からの報告と意見交換会を実施した。また、事例検討する中で、各機関の役割や制度について確認することができた。 ・3ヶ所のホテルとDV被害者の緊急一時保護施設とする協定を締結した。 平成30年度の緊急一時保護件数 0件 【評価の根拠】 ・各機関とDV支援に関する共通認識を図ることができた。 ・各々の機関の制度（サービス）の共有と考え方の認識が深まった。	II	【課題】 ・庁内外が一堂に集まりDV被害者支援についての方針や役割分担、制度（サービス）の確認ができる体制づくりが必要である。 【今後の方針・改善】 ・DV被害者支援について、各関係機関がのびしろを持っての対応ができるような体制づくりを考えていく。
	平成29年度	
	II	
	平成30年度	
	I	
令和元年度		
令和2年度		

施策目標 5

政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、意見を広く聴き、誰もが参画しやすい機会を提供するなど、共に社会の担い手として活躍することができるよう政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画の推進に努めます。

【評価】

市政への男女共同参画を推進していくために、各審議会等での女性委員の登用の促進に向け、最新の登用率などを周知することにより女性登用率*の向上に向けた取組を実施することができました。

また、防災分野における男女共同参画の推進につきましては、朝霞市地域防災計画や東日本大震災の教訓を活かした他市町村等の報告書やマニュアルを参考にし、大規模災害時に女性センターの相談業務をどのように活かし、どう行動するかの行動マニュアル（案）を作成検討することができました。

施策目標 5 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

施策の方向 5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

《主な施策》 ① 市政への男女共同参画を推進していく

男女共同参画の視点に配慮し、市民の意見を幅広く聴き、積極的に行政情報を提供するとともに、性別に関わらず誰もが市政に参画しやすい機会を提供します。

また、審議会等の女性委員登用率の増加に向けて取り組みます。

【進行管理事業】

※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。

※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成	女性が参加しやすい配慮を行い、審議会や委員会等の女性登用率を向上するため、全庁に向け積極的に周知する。 (担当課：人権庶務課)	女性委員等の登用について周知

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
広聴事業	広聴機会や手段の提供	市への意見・要望のほか、幅広い広聴機会・手段の設定に努める。 (担当課：市政情報課)
生涯学習啓発推進事業	男女が参加しやすい活動環境づくりの呼びかけ	夜間・休日活動、役員会への子連れ参加・託児体制整備など、男女が参加しやすい活動環境の整備を呼びかける。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・年度当初、全職員に対し、「市内男女平等推進指針」、「表現ガイド」についてメール配信し、事務を行う上で男女平等の視点を取り入れた事務の遂行をしてもらい、女性が参加しやすい、女性の意見等も反映できる男女平等社会の実現をめざす働きかけを行った。 【評価の根拠】 ・例年、男女平等、男女共同参画について繰り返し周知等行っていることで少しずつ職員の意識にも変化があり、男女平等に対する認識をもった事務の遂行ができてきたことが伺える。 ・平成32年度までの各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合について、60%を目標としているが、平成30年度は41.7%となっている。	II 平成29年度	【課題】 ・男女平等社会の実現について、目に見える効果は実感できないが、継続的な周知啓発は、今後も引き続き行う。 【今後の方針・改善】 ・情報配信するだけでなく、男女平等に関する最新情報の収集を常に心がけながら、さらに周知啓発していくための方法や手段を考え取り入れていくことが必要。
	II 平成30年度	
	II 令和元年度	
	令和2年度	
	令和3年度	
	令和4年度	

《主要な施策》 ② 防災分野における男女共同参画を進める

「地域防災計画」に基づき、女性の視点も取り入れた防災対策と、防災や災害時・復興時の方針決定の場への女性参画を進め、男女共同参画の視点に立った防災体制・災害対応の仕組みを推進します。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	男女共同参画の視点に立った防災分野における情報の収集と提供	防災分野において男女共同参画の視点に立った情報の収集と提供を推進する。 (担当課：人権庶務課)	女性視点での防災情報の収集及び備え

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
地域防災推進事業	女性の視点を取り入れた地域防災計画の推進・避難所運営	地域防災計画を推進するに当たり、女性の視点を取り入れた避難所の運営を確立し、男女共同参画の視点に立った防災体制・災害対応の仕組みを推進する。 (担当課：危機管理室)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

事業実績 (評価の根拠)	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・大災害が発生し、中長期の避難所生活を強いられた場合に、女性センターの相談業務をいかに活かすかを示した行動マニュアル、平時からの準備が必要な事柄を示したマニュアル、避難所生活時に、あらゆる相談に対応するための相談マニュアルを作成することができた。 また、男女平等推進審議会や男女平等推進庁内連絡会議で諮ることができた。 【評価の根拠】 ・3つのマニュアルは、それぞれ災害時には必要なものであり、作成できたことは評価できると考える。ベースマニュアルとして活用していく中で、真に活用できるマニュアルとなるよう、いつでも改正できるよう日々情報収集に努めることができる。	I	【課題】 ・マニュアルに示した内容を基に、平時からの準備が必要である。 【今後の方針・改善】 ・このマニュアルをどのように活用していくか、関係各課へ周知すべきかを考えていく必要がある。
	平成29年度	
	II	
	平成30年度	
	I	
	令和元年度	
令和2年度		

施策目標 6

地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に家庭・仕事・地域活動に参画するよう、家庭と仕事の両立支援に向けた意識づくりや環境づくりを行い、地域活動への参画を促進します。また、事業所の協力を得て働く場での男女平等の意識啓発や格差の解消に取り組むとともに、市内における男女平等を進め、女性の働く場における活躍を推進します。

【評 価】

家庭と仕事の両立を実現するため、女と男セミナーやリーフレットを用いたの情報提供を行い、男女がともに地域活動との両立ができる環境づくりを進めることができました。

男女格差のない職場づくりの推進や就業上での女性の活躍を推進するため、制度は進んできているものの、まだまだ、社会に根付いているとは言い難いことから、女性が活躍できるために、事業者や男性の理解を促進するための周知啓発に取り組みました。

男女ともに働きやすい職場づくりを推進するため、朝霞市市内男女平等推進指針の周知、女性職員のキャリアアップの促進や職場環境の整備などの取組を実施し、男女平等に対する認識を高めるとともに市内の男女平等を推進することができました。

商工会を通じ、市内事業所へ男女共同参画の視点で捉える「表現ガイド」を周知し、事業所における男女共同参画の推進を図ることができました。

施策目標 6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

施策の方向 6-1 家庭と仕事・地域活動との両立支援

《主な施策》 ① 家庭と仕事の両立を支援する

家庭と仕事の両立を実現するため、各事業所に対して、働き方の見直しや育児休業取得率の向上などに向けた情報提供や啓発を行い、子育てするための環境整備や男女が共に地域活動との両立ができる環境づくりを進めます。

【進行管理事業】

※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供	家庭と仕事の両立に関する情報提供を行う。 （担当課：人権庶務課）	市公式ホームページによる周知

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
子ども・子育て支援事業計画推進事業	子育て環境の整備	朝霞市子ども・子育て支援事業計画に基づく子育て環境の整備を行う。 （担当課：保育課）
勤労者支援事業	一般事業主行動計画*の実施への促進	一般事業主行動計画実施を促すために、家庭生活と職業生活が両立できる「働き」について企業に向け資料等を提供する。 （担当課：産業振興課）

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・ワーク・ライフ・バランスの情報を市公式ホームページや女性センター掲示板等で、市民や事業所等に対して、啓発や周知を実施した。 ・平成29年5月22日に、市では市長をはじめとする課長級以上の管理職員が、イクボス宣言のための研修を受講し、自らも率先して家庭生活と仕事を両立し、仕事の効果も上げる宣言した写真や内容を女性センター内に引き続き掲示し周知を図った。 ・あさか女と男セミナーでは、男性の育休や家事についてをテーマとした講座を開催し啓発を図った。 【評価の根拠】 ・市公式ホームページや、女性センター掲示板等で、ワーク・ライフ・バランスを推奨するよう啓発に努めた。 ・セミナー参加者の声から、育休取得は必要であるが、長期間になると、生活資金等の問題や職場の問題があるといった声もあり、考えていただけのものとなった。	II	【課題】 ・市職員、市民、事業所等へ継続的なワーク・ライフ・バランスへ向けた意識付けを行う。 【今後の方針・改善】 ・市職員、市民、事業所等へ継続的なワーク・ライフ・バランスに向けた周知は必要となるが、さらなる意識付けをどのような手段や方法で行うか、次のステップが必要。
	平成29年度	
	II	
	平成30年度	
	II	
	令和元年度	
令和2年度		

《主な施策》 ② 地域活動への参画を促す

多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する地域活動団体の情報などを提供し、地域活動への参画を呼びかけます。

【進行管理事業】 ※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	地域活動への参画促進	地域活動団体の情報などを提供すると共に、地域活動がしやすい環境整備を進める。 (担当課：人権庶務課)	お知らせコーナー及び情報・交流コーナーの充実

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
市民活動支援ステーション運営事業	市民活動支援ステーションの充実	地域活動団体の情報などを提供すると共に、地域活動がしやすい環境整備を進める。 (担当課：地域づくり支援課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績 (評価の根拠)	平成28年度	課題及び今後の方針	
<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や埼玉県、他市町村の情報も含め、性別に捉われず誰もが参加できるよう、催事等の案内など常時、女性センターの掲示板やお知らせコーナーにて、周知・啓発を行った。また、地域団体等との協働による事業も行い、活動しやすい女性センターの環境を整えた。 <p>【評価の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女平等や男女共同参画に関する最新の情報を収集する他、チラシやポスターによる啓発を実施した。また、男女平等関連図書の充実を図り、活動しやすい環境整備を行い、地域活動への参画を促すことができた。 女性センターの利用者数が増加傾向となっているため、男女平等を推進する支援拠点として認知してきた。 	II	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 更なる女性センターの周知と、地域団体等が活動しやすい女性センター運営を行うこと。 <p>【今後の方針・改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女平等の推進を目的に活動している団体の登録を増やし、女性センター内での活動が盛んになるように支援しながら運営していく。また、市民からなる男女平等を推進していく運営協議会(仮称)のしくみづくりをしていく。 	
	平成29年度		II
	平成30年度		II
	令和元年度		II
	令和2年度		II
			II

施策の方向 6-2 働く場での男女共同参画の推進

《主な施策》 ① 男女格差がない職場づくりを促進していく

市内事業所にアンケートなどを実施し、男女平等の実態把握を進めます。
また、市民、労働者、事業所に対して、男女雇用機会均等法、労働基準法などの雇用・就労に関わる法制度を周知するとともに、事業所には男女格差の改善への協力を要請します。
さらに、自営業、パートタイム労働や派遣労働、在宅ワークなど多様な就業形態における男女平等を確保するために、積極的な情報提供を行います。

【進行管理事業】

※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	事業所への男女格差改善の協力要請	事業所に対して男女格差改善の協力要請を行う。 (担当課：人権庶務課)	啓発冊子等の配布
	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施	「男女平等推進に関する事業所アンケート」調査を実施し、市内事業所の男女平等に関する実態把握に努める。 (担当課：人権庶務課)	アンケートの実施

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
勤労者支援事業	雇用・就労に関わる法制度の周知	男女雇用機会均等法、労働基準法、再雇用制度等の趣旨や内容の周知のため、県等の労働関係機関や商工会と連携しながら、啓発資料の配布等で情報提供を行う。 (担当課：産業振興課)
就労支援事業	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知	パートタイム労働、派遣労働、在宅ワークなど、多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの情報を提供し周知を図る。 (担当課：産業振興課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針	
【実績】 ・平成31年度に実施する事業所アンケートに関し、回収率を上げるために、商工会と協議し協力体制を築くことができた。 ・あさか女と男セミナー開催に関し、市内事業所へ参加要請を行った。 【評価の根拠】 ・男女平等社会の実現を図るため、セミナーの参加要請を行い、男女平等な職場環境の改善等について、推奨することができた。 ・少しずつであるが、商工会等の関連機関との連携により、事業所と密な男女共同参画の推進が図れるようになった。	II	【課題】 ・性別による格差改善のため、男女問わず人権を尊重し、個々の能力を伸ばしていけるような職場環境の改善等に引き続き努めてもらうよう周知していく。 ・女性活躍推進に関し、職場の理解は必要であることの認識をしてもらう周知をする。 【今後の方針・改善】 ・朝霞市商工会と更なる連携を図り、市内事業所等に周知していくよう努める。	
	平成29年度		II
	平成30年度		II
	令和元年度		
	令和2年度		

《主な施策》 ② 就業上での女性の活躍を推進する

女性の職業生活における活躍を推進するため、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析を行うとともに、必要な取組を行うよう周知に努めます。

【進行管理事業】

※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	女性活躍推進法の推進	女性活躍推進法の基本方針等を勘案し、女性の職業生活等における活躍を推進する。 (担当課：人権庶務課)	広報あさか及び市公式ホームページの掲載
	積極的格差是正措置*の動向や顕彰制度の周知	積極的格差是正措置の動向や男女平等推進顕彰制度に関する情報提供を行う。 (担当課：人権庶務課)	広報あさか及び市公式ホームページの掲載

【関連事業】

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容
起業家育成支援事業	起業支援	起業支援のため起業支援セミナーの開催、市独自の起業相談により支援を行う。また朝霞市商工会や創業・ベンチャー支援センター埼玉等と連携し起業に関する情報の提供を行う。 (担当課：産業振興課)
生涯学習啓発推進事業	女性の能力開発を支援する学習情報の提供	女性が活躍できる多様な生き方の選択を支援する学習情報を提供する。 (担当課：生涯学習・スポーツ課)
中央公民館運営事業	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供	再就職、社会・地域活動に向けての関係各課からのポスター掲示やチラシ、パンフレット等の情報を提供する。また、女性の活躍の推進を目的とした、社会・地域活動等、能力開発担当課主催による講座の会場を提供する。 (担当課：中央公民館)
就労支援事業	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催	埼玉県等の労働機関と連携し、再就職のための情報の提供や就職支援講座等の誘致を行う。 (担当課：産業振興課)

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績 (評価の根拠)	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・全職員に対し、「朝霞市市内男女平等推進指針」をメール配信し、男女平等に関する環境整備や意識改善に取り組んだ。 ・年次報告書を公共機関やホームページに掲載し、男女平等の推進、女性活躍推進に関し周知した。 【評価の根拠】 ・職員に対し、日々の業務において、男女平等の視点が必要であることの意識付けをすることができた。 ・ホームページや配布物として、男女平等に関する年次報告書を啓発することができた。	II	【課題】 ・固定観念はなかなか拭えない中、少しずつでも、男女平等に関して意識を持ってもらえるよう、周知徹底できる体制を確立する。 ・女性が活躍するために、職場や男性の理解が必要であることの周知啓発が必要である。 【今後の方針・改善】 ・啓発リーフレット等を用いながら、引き続き職員に周知し、市が率先して男女平等社会の実現に向け、職場環境等の改善に努めてもらうよう行う。
	平成29年度	
	I	
	平成30年度	
	II	
	令和元年度	
令和2年度		

《主な施策》 ③ 庁内での男女平等を推進していく

「朝霞市庁内男女平等推進指針」に基づき、男女平等のモデル職場となるよう、職員一人一人の男女平等に対する認識を高め、男女が働きやすい職場環境の整備を進めるなど、庁内の男女平等を推進します。

【進行管理事業】

※下段に進行管理事業に対する自課評価をしています。
 ※女性活躍推進法の施策と一体となる取組項目を太枠で示しています。

総合計画実施計画における事務事業名	取組項目	取組内容	取組の目安
男女平等推進事業	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進	男女平等に対する職員の意識改革や職場環境の整備など、市役所が率先して男女平等を推進する。 (担当課：人権庶務課)	職員に周知
職員人事管理事業	朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画*の推進	女性職員の活躍を推進するために、職員の意識向上、女性職員のキャリアアップの促進、職場環境の整備などの取組を推進する。 (担当課：職員課)	職員に周知

進行管理事業に対する自課評価

I 大きな成果が得られた

II 一定の成果が得られた

III 成果が不十分だった

事業実績（評価の根拠）	平成28年度	課題及び今後の方針
【実績】 ・全職員に対し「朝霞市庁内男女平等推進指針」を配信し、男女平等に関する環境整備や意識改善に取り組んだ。 ・朝霞市男女平等推進庁内連絡会議幹事会にて、重点活動テーマを「表現の大切さ」～男女共同参画の視点で捉える～と定め、幹事会幹事である職員を先頭に、各職員に対して意識付けを行った。 ・女性職員のキャリアアップの促進 「女性職員のキャリアデザインに関する意識の醸成」 女性職員が自らのキャリアアップへの意識を持てるよう、庁内で実施する階層別研修において、先輩女性職員によるキャリアデザインに関する講義を実施した。（新規採用職員研修、初級研修、上級研修、監督者研修） また、彩の国さいたま人づくり広域連合が主催する女性職員のキャリアデザインに関する研修に、職員を2名派遣した。 ・職場環境の整備 男女ともに働きやすい職場環境づくりの一環として、階層別研修の場を活用し、育児休業等の制度やハラスメント防止対策に関する説明を引き続き実施した。また、男性職員の育児等への参加を促進することを目的に、配偶者が出産した男性職員に対し、育児に関する休暇等の取得について働きかけを行った。 【評価の根拠】 ・職員に対し男女平等の視点において意識をもってもらったよう、啓発できた。また、「朝霞市庁内男女平等推進指針」を毎年度周知し、組織として対応することで、庁内の男女平等を推進することができた。 ・いずれの事業も、朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第1期）に基づき、女性職員のキャリアアップの促進や職場環境の整備などの取組を実施できたことで評価した	I	【課題】 ・推進すべきあらゆる事柄に関心を持ち、更なる男女共同ができる指針を改正するなど、職員に周知徹底できる体制をつくる。 ・ハラスメント防止対策の強化については、平成29年度から新たな要綱等による運用を開始したが、引き続き職員への周知を丁寧に行い、制度の理解や定着を図る必要がある。 【今後の方針・改善】 ・庁内メール配信のみだけでなく、職員の誰もが、男女平等社会の実現が必要であるかの認識をもってもらったために、さらに踏み込んだ周知啓発を取り入れていく。 ・指針に「性の多様性」について盛り込み、性別に関わらず、誰もが尊重され、個々の能力を発揮でき認めてもらえる環境整備が必要。 ・女性職員のキャリアアップを促進するため、庁内研修や派遣研修を継続するとともに、管理監督職へ女性職員を積極的に登用する。また、ハラスメント防止対策の制度の理解、定着を図ることで、男女がともに働きやすい職場環境の整備を推進する。
	平成29年度	
	I	
	平成30年度	
	II	
	令和元年度	
令和2年度		

関連事業の実施状況

【関連事業】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第3条評価の方法にて、男女平等の視点において、毎年度人権庶務課で実施状況を把握するものとして、関連事業については評価しないこととなっています。

第5次朝霞市総合計画の実施計画を男女平等の施策に当てはめ事業立てを行っていることから、総合計画の継続事業評価シートの写しをもって事業の把握を行いました。ただし、継続事業評価シートでは、男女平等の推進に関する取組等が読み取れないこともあり、男女平等の視点での取組や配慮、効果、課題や改善点について実施状況を把握し、施策目標ごとに取りまとめました。

施策目標1

男女平等の意識の浸透

事務事業名	取組項目	事業実績など	男女平等の視点	
			配慮した点・効果	課題・改善
広報事業 (シティ・プロモーション課)	「広報あさか」や朝霞市公式ホームページにおける表現の配慮	フェイスブックページへの情報掲載数は目標数値を達成できたものの、ホームページ情報更新回数は目標値を下回る結果となった。また、市ホームページのリニューアル及び新規サブサイト作成を行い、スマートフォンに対応する等、時代のニーズに合った構成となり、デザイン面でも本市の魅力を引き出す内容になった。 各広報媒体の特徴を生かし、市民に有益な情報をわかりやすく伝えた。シティ・プロモーションの視点に立ち、市の魅力を効果的に発信した。	性別による固定的役割分業意識に捉われない広報の作成と文字・イラスト・写真等の表現に配慮した。	今後も、広報あさか、その他の広報媒体での情報発信で男女共同参画の視点に立った表現に留意し、誤解を与えることのないように配慮していく。
生涯学習啓発推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	男女平等に関する出前講座の実施	男女ともに参加しやすい講座や教室への参加を促進するため、生涯学習ガイドブックや広報、ホームページ等を積極的に活用し、生涯学習情報を提供した。また、「あさか学習おとどけ講座」「生涯学習体験教室」「子ども大学あさか」等の実施にあたっては、市民や市民団体等と連携、協力を図りながら事業展開を行った。「市民企画講座」事業では、各市民団体が、多様なテーマで活動できるよう支援することができた。	生涯学習ガイド「コンパス」の作成、各種事業のPRにあたっては、性別による固定的役割分業意識に捉われない広報の作成と文字・イラスト・写真等の表現に配慮した。また、男女平等のテーマの講座の活用促進を図るため、「あさか学習おとどけ講座」(出前講座)のPRに努めた。	各種事業のPRにあたっては、性別による固定的役割意識に捉われない表現に配慮をすると共に、引き続き「あさか学習おとどけ講座」のPR、利用促進に努める。
母子健康教育事業 (健康づくり課)	マタニティ教室、育児学級の充実	マタニティ教室：12回/年 母と子のつどい：3回/年 離乳食スタート教室：24回/年 離乳食ステップアップ教室：24回/年 すこやか相談(発育発達相談)：6回/年を実施 マタニティ教室は働く妊婦の増加に伴い、平成25年度からは、1日コース6回/年・2日コース6回/年を実施し、平成26年度からは父になる方を対象としたパパ講座を開始。親になるイメージがつかみ難い男性の意識の向上、母子保健に関する知識の普及につながった。離乳食ステップアップ教室は、対象を11か月児まで拡大したことにより、離乳食でつまずいた母親に対してタイムリーな教室への参加につながった。	父親となる男性の参加のアップを図るため、土曜日午前中に講座を開催し、一緒に参加しやすいよう配慮した。	父親となる男性を対象とした講座について内容の充実を図る。
生涯学習啓発推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	男女平等に関する学習情報の提供	男女ともに参加しやすい講座や教室への参加を促進するため、生涯学習ガイドブックや広報、ホームページ等を積極的に活用し、生涯学習情報を提供した。また、「あさか学習おとどけ講座」「生涯学習体験教室」「子ども大学あさか」等の実施にあたっては、市民や市民団体等と連携、協力を図りながら事業展開を行った。「市民企画講座」事業では、各市民団体が、多様なテーマで活動できるよう支援することができた。	関係各課からの情報提供を求め、生涯学習ガイドブック「コンパス」や広報あさかの「ようこそ!あさかの生涯学習へ」を通じて、男女平等推進に関する学習資料や講演会等の情報提供に継続して努めた。	生涯学習ガイドブック「コンパス」の作成にあたっては、引き続き関係各課に情報提供を求め、わかりやすく、性別による固定的役割意識に捉われない表現に配慮をするように努める。
中央公民館運営事業(中央公民館)	子育て講座の充実	各種講座等(プラネタリウム、こども天体教室、サイエンスキッズ、悠ゆう大学、さわやか健康教室、成人教養教室、人権教育講座)を開催した。 参加者延べ5,600人。 ・施設の貸出し(利用人数:約106,000人、利用率76.0%) ・公民館まつり(サマーフェスティバル)の開催 開催日数:2日、参加団体:延べ50団体、来館者:4,800人 酷暑の影響により、利用人数が若干減少したが、活動指標・成果指標ともに目標値を概ねクリアし、市民に身近な学習施設としての役割を果たすことができた。地域の生涯学習の拠点として、市民の多様化する学習要求に対応した講座を実施することを心掛けた。	親子で参加できる講座を開催することにより、男性の参加を促し、男女平等の意識づくりを進めた。	継続して実施する。
人権教育振興事業 (生涯学習・スポーツ課)	男女平等に関する学習機会の提供	市民人権教育研修会3回、企業人権教育研修会2回、人権教育講座(公民館)6回、人権問題講演会1回を開催した。また、団体等に人権の講師を派遣した。 研修会、講演会等で、啓発冊子や人権啓発グッズを配布し人権教育の啓発を行った。様々な人権課題が存在する中、正しい知識と人権感覚を高めるため、今日的な人権課題に着目した事業展開を図った。	「人権教育講座」等において学習テーマを決定する際、女性問題や男女平等に関するテーマも検討を行った。	「人権教育講座」等の学習テーマを決定する際には、引き続き女性問題や男女平等に関するテーマを検討していく。
生涯学習啓発推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	地域人材の確保・活用	男女ともに参加しやすい講座や教室への参加を促進するため、生涯学習ガイドブックや広報、ホームページ等を積極的に活用し、生涯学習情報を提供した。また、「あさか学習おとどけ講座」「生涯学習体験教室」「子ども大学あさか」等の実施にあたっては、市民や市民団体等と連携、協力を図りながら事業展開を行った。「市民企画講座」事業では、各市民団体が、多様なテーマで活動できるよう支援することができた。	生涯学習ボランティアバンクへの人材登録と活用を図り、年齢や性別に関係なく、スキルを持つ方々を紹介するとともに、活躍の場を提供して人材の育成を図った。	生涯学習ボランティアバンクへの人材登録と活用について、より一層の周知・活躍の場を提供することで、人材の育成を図っていく。

施策目標2 自己実現へ向けた学習機会の充実

事務事業名	取組項目	事業実績など	男女平等の視点	
			配慮した点・効果	課題・改善
市民相談事業 (地域づくり支援課)	相談事業の実施	法律相談件数：約546件 行政相談件数：6件 社会経済情勢が変化中、ライフスタイルの変化や地域のつながりの希薄化が進んでおり、日常生活におけるトラブルなどを法的に解決する傾向となっており、市民が抱える諸問題の解決を支援する相談窓口としての役割が高い。	相談内容に異性間暴力に関するものが含まれている等の問題点を把握しやすいように、相談者の話を丁寧に聴き取ることににより、話しやすい雰囲気づくりに配慮した。相談内容に応じ、適切な機関を案内することができた。	今後も引き続き、丁寧な聴き取りを行っていくとともに、必要に応じて関係機関と連携し対応する。
生涯学習啓発推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	人権問題講演会等の開催	男女ともに参加しやすい講座や教室への参加を促進するため、生涯学習ガイドブックや広報、ホームページ等を積極的に活用し、生涯学習情報を提供した。また、「あさか学習おとどけ講座」「生涯学習体験教室」「子ども大学あさか」等の実施にあたっては、市民や市民団体等と連携、協力を図りながら事業展開を行った。「市民企画講座」事業では、各市民団体が、多様なテーマで活動できるよう支援することができた。	人権問題講演会、市民人権教育研修会、企業人権教育研修会、人権教育講座などの実施の際には、男女平等の視点での学習機会を提供するように努めた。また、学習テーマは女性問題や男女平等に関わる人権課題を取り上げるよう配慮した。	人権に関する講演会や研修会等を実施する際は、引き続き、男女平等の視点での学習機会を提供するよう努めていく。
家庭教育推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	自己実現を支援する学習機会の充実	家庭教育学級合同講演会の参加者は490人と指標値を上回らなかったものの、男性や年配の方の参加も見られ、子育て中の母親の他にも様々な年齢層にアプローチすることができた。家庭教育学級(サークル6団体・PTA等15団体)に補助金を交付し、学習活動支援を行った。子育て講座を3回実施、子育て冊子を保健師を通じ配布するなど、講座等を実施し、自己実現を支援するための学習機会を充実させることができた。	市民や市民団体に活用していただくため、多様な生涯学習情報の提供を関係各課、団体等に求め、生涯学習ガイドブック「コンパス」等でPRに努めた。	自己実現へのチャレンジを支援する生涯学習機会の提供に努める。
中央公民館運営事業(中央公民館)	自己実現を支援する学習機会の充実	各種講座等(プラネタリウム、子ども天体教室、サイエンスキッズ、悠ゆう大学、さわやか健康教室、成人教養教室、人権教育講座)を開催した。 参加者延べ5,600人。 ・施設の貸出し(利用人数：約106,000人、利用率76.0%) ・公民館まつり(サマーフェスティバル)の開催 開催日数：2日、参加団体：延べ50団体、来館者：4,800人 酷暑の影響により、利用人数が若干減少したが、活動指標・成果指標ともに目標値を概ねクリアし、市民に身近な学習施設としての役割を果たすことができた。地域の生涯学習の拠点として、市民の多様化する学習要求に対応した講座を実施することを心掛けた。	女性にとっても男性にとっても魅力ある多様な学習機会が選択できるよう、生涯学習に関する情報や各種講座を実施し、広く学習機会の提供を行った。	継続して実施する。
図書館運営事業(図書館)	自己実現を支援する学習機会の充実	図書館資料の選定から保存・廃棄までの管理、図書館資料の利用促進、障害者に対するサービスの実施、図書に関するイベントを実施(図書館まつりなど)した。また、新規事業として、読書の幅を広げると共に図書館利用のきっかけづくりのため「本の福袋」を実施した。また、前年度好評であった「おとなの朗読会」と「書庫見学ツアー」を継続事業として実施した。	事業の実施に関し、参加者が男性または女性に偏ることなく、性別に関わりなく参加できる配慮を心がけた。(例)事業内容や事業の名称など。効果として、性別に関わりなく、学習機会等の提供ができ、個々の参加意欲を促すことができた。	一部の事業にあっては、当該名称が過去からの経緯により、女性が参加しやすい名称を掲げ、男性の参加がしづらい名称の事業があったことから、事業の名称を「赤ちゃん和妈妈のおはなしタイム」から「赤ちゃん和妈妈・パパのおはなしタイム」へと変更し、改善を図った。引き続き、性別の区別なく自己実現を支援できるよう事業を進めていく。
生涯学習啓発推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	団体等の情報提供と交流の促進	男女ともに参加しやすい講座や教室への参加を促進するため、生涯学習ガイドブックや広報、ホームページ等を積極的に活用し、生涯学習情報を提供した。また、「あさか学習おとどけ講座」「生涯学習体験教室」「子ども大学あさか」等の実施にあたっては、市民や市民団体等と連携、協力を図りながら事業展開を行った。「市民企画講座」事業では、各市民団体が、多様なテーマで活動できるよう支援することができた。	生涯学習ボランティア登録団体等関係団体の情報提供と交流を促進するよう、各種団体等の交流会を開催した。特に、家庭教育学級については、合同で講演会や報告会等を開催し、情報交換や交流が図れるよう努めた。	市民団体等の交流や情報交換が図れるよう、情報や場の提供に努める。
起業家育成支援事業 (産業振興課)	起業支援	起業家育成支援セミナーを埼玉県中小企業診断協会に委託し3回(うち1回は女性起業家対象)実施した。起業家育成相談を埼玉県中小企業診断協会に委託し、起業を希望する方からの相談に協会から派遣された中小企業診断士が対応した。利子補給補助金を申請に基づき支出した。ビジネス支援サービス事業として、図書館北朝霞分館にビジネス関連のインターネット回線を使用できる専用端末を設置した。	起業支援セミナー開催時に、創業・ベンチャー支援センター埼玉の女性創業支援チームに関するチラシや、埼玉県信用保証協会が実施する女性専用創業相談窓口に関するチラシを配架し、情報提供を行った。年3回のセミナー実施において、保育を実施することで、子育て中の方も参加しやすい環境作りを行った。	増加している女性起業家に対応するため、女性のための起業支援セミナーを開催した。

施策目標3 性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利の尊重

事務事業名	取組項目	事業実績など	男女平等の視点	
			配慮した点・効果	課題・改善
健康危機対策事業 (健康づくり課)	HIV/エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進	感染症予防について、市民への啓発活動実施を実施したり、新型インフルエンザ等対策委員会を開催した。また、新型インフルエンザ等対策業務継続計画の改定や蚊媒介感染症対策のフローチャートを作成した。震災時対策として、救護所、災害時医療救護マネジメントセンターの設置・運営や必要備品・消耗品の準備をした。市民への情報の積極的な提供等、感染症・熱中症への対策を実施し、特に熱中症対策においては、平成30年度は例年のない猛暑となり、緊急に広報車による注意喚起も行った。	ポスター掲示やリーフレット配布等において、男女平等の観点に留意した。	今後も引き続き、男女平等の視点での配慮を継続していく。
教職員研修事業 (教育指導課)	性教育の実施	社会の急激な変化に対応し、不易と流行を意識しながら、柔軟に児童生徒に接することができる教員を育てていくため、教職員の資質向上は教育力の向上に不可欠であることから、3つの小・中学校における研究発表会に向けた取組を行い、各学校で教育環境の整備や授業力の向上を図った。発表会当日には、市内外から多数の参観者があり、研究発表校のみならず、他校においても成果を共有することができた。また、教職員の働き方改革についての教育講演会を実施した。性と生殖に関する健康と権利も含め、性に関する正しい知識について学習機会を提供した。	学校における性に関する指導は、児童生徒が性に関して心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防等に関する知識を確実に身に付け、適切な行動を取れることを目的として実施されている。その中で、学校における性に関する指導の中核が保健学習であり、学習指導要領の趣旨を生かした保健学習の実践が不可欠である。そこで、学校において発達の段階に応じた適切な指導が実施されるよう、埼玉県「性に関する指導」課題解決検討委員会による授業研究会を開催し、研究協議を行った。	少人数の参加であったため、市内小・中学校へ周知することが課題である。校長会、養護教諭研究協議会等で授業研究会や研究協議の結果を報告し、各学校へ周知することが改善点としてあげられる。
健康教育事業 (健康づくり課)	健康教育の実施	40歳以上の市民に対して、健康教育、健康相談、訪問指導を行うにあたり、生活習慣病予防体験教室を実施したり、個別相談及び随時の栄養を含めた健康相談を実施したり。また、健康手帳の交付を実施するなど、男女の健康管理を支援し、誰もが参加できる健康づくりを進めるよう配慮した。	あさか健康プラン21推進事業として、市民に様々な健康づくりの提案を行っている。男女平等の観点を意識し、女性と男性の双方が各事業に参加できるよう配慮した。	女性特有の疾病に着目し、健康支援のための取り組みを継続していく。
がん検診事業 (健康づくり課)	がん検診の実施	20歳以上の市民に対して、各種がん検診、保健指導等を実施した。がん検診については、個別がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・乳がん・子宮がん)や集団がん検診(乳がん・子宮がん)を実施した。目標としている受診率は達成できなかったが、がん検診の体制整備や精度管理を行うなど成果が得られた。	あさか健康プラン21推進事業として、市民に様々な健康づくりの提案を行っている。男女平等の観点を意識し、女性と男性の双方が各事業に参加できるよう配慮した。	女性特有の疾病に着目し、健康支援のための取り組みを継続していく。
妊婦一般健康診査等事業 (健康づくり課)	妊婦一般健康診査の実施	妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導を行うことを目的に母子健康手帳交付時に、妊婦一般健康診査助成券を交付し、費用の一部を助成し妊娠期の健康管理を勧める。 妊婦一般健康診査 約1,370人 高齢妊娠やストレス等をかかえる妊婦、就労している妊婦が増加傾向のため、母体や胎児の健康確保を図る上で妊婦健康診査の重要性や必要性がより一層高まっている。妊婦健康診査を通して妊婦の健康管理の向上を図り、母子の安全が図られるよう、母子健康手帳交付時での説明や医療機関とも連携して受診勧奨に努める。	あさか健康プラン21推進事業として、市民に様々な健康づくりの提案を行っている。男女平等の観点を意識し、女性と男性の双方が各事業に参加できるよう配慮した。	女性特有の疾病に着目し、健康支援のための取り組みを継続していく。

施策目標4

異性間の暴力の根絶

事務事業名	取組項目	事業実績など	男女平等の視点	
			配慮した点・効果	課題・改善
人権啓発推進事業 (人権庶務課)	人権フェスティバルや研修会等を通じた人権教育の推進	行政の各種施策を推進する上で、その担い手である職員の人権意識の向上は欠かすことのできないものであり、職員研修等を通して人権意識の醸成を図ることができた。また、人権相談(12回)の実施や、人権擁護委員と協働した「人権の花運動」、「人権教室」等の啓発活動、広報紙への人権啓発記事の掲載、平和に関するパネル展の開催、「親子ピースチャレンジ」の実施など取り組み、市民の人権尊重意識の高揚に繋がった。	草加市で開催した「北足立郡市町人権フェスティバル」において、本市のブースで男女平等啓発冊子、リーフレットを配布し、啓発に努めた。誰でも気軽に手に取れるよう配置を考慮した。	引き続き周知啓発を図っていく。
教育指導支援事業 (教育指導課)	男女平等の視点からの人権教育の推進	人権教育に関しては各学校を通して、小学校2年生から中学校3年生に人権作文の応募を呼びかけ、学校人権教育主任研修会で各学年2点の作文を選考し、文集を作成したことで、さまざまな人権に係る問題を考えさせるきっかけ作りができた。また、作成した人権作文を授業で使用するなど行った。人権教育ビデオを購入し、各学校において放映し、人権意識の向上を図ることができた。	特別活動や総合的な学習の時間、道徳の時間等を活用し、男女平等の視点からの人権教育を行った。また、県主催の人権教育研修会、男女共同参画研修、DV防止研修等を各学校に周知し、参加を促した。	教職員に対しての人権課題への意識を高める研修は、今後も推進していく必要がある。県の研修への参加率も低いことから、今後も周知し、参加を促していく。
教職員研修事業 (教育指導課)	異性間暴力防止に関する教育の実施	社会の急激な変化に対応し、不易と流行を意識しながら、柔軟に児童生徒に接することができる教員を育てていくため、教職員の資質向上は、教育力の向上に不可欠であることから、人権教育主任研修会を年3回実施し、異性間暴力を含めた人権課題について教職員への研修を推進した。	異性間暴力が重大な人権課題及び犯罪であることについて、人権教育主任研修会で指導・周知を行った。	異性間暴力について、関係機関との連携についての周知をより積極的に進めていく必要がある。また、県が主催している研修等を教職員に周知し、参加を促していく。
職員人事管理事業 (職員課)	ハラスメント防止対策の強化	市民の期待に応えられる、質の高い行政サービスを提供できる組織体制をつくる上で、必要な人材の確保、適材適所の職員配置といった人事管理は必要不可欠であり、客観的に公正な昇任試験を実施し、職員からの信頼と自己啓発の契機及び資質向上を図った。 採用試験の実施：2回 課長級昇任試験の実施：1回 係長級昇任試験の実施：1回 人事異動の実施：5回 永年勤続職員表彰の実施：1回 ハラスメント防止対策では、男女ともに働きやすい職場づくりの一環として、階層別研修の場を活用し、育児休業等の制度やハラスメント防止対策に関する説明を引き続き実施した。	ハラスメント防止対策について、制度の理解及び定着を図ることで、男女がともに働きやすい職場環境の整備を推進した。	ハラスメント防止対策に関する制度の定着を図るためには、今後も職員への周知・説明を継続する必要がある。
民生委員児童委員活動事業 (福祉相談課)	地域における被害者の早期発見体制の充実	民生委員児童委員が東・西・南・北・東北・南西の6地区に分かれ、毎月の定例会や研修、事例研究を行うとともに、専門家を招いて合同研修会を実施する等、地域の見守りや相談等の活動支援を行った。また、各地区の会長や副会長と協力して、民生委員の確保に努めた。 民生委員児童委員の相談や見守り活動により、地域で抱えている諸問題が解決することができた。 また、DVに関する冊子を配布する等、意識の充実を図った。	DVに関する冊子を全委員に配布した。広報あさか1月号にて、民生委員児童委員についての記事を掲載し、周知をした。	地域における被害者の早期発見のために、関係機関での連携が必要である。相談機会を増やすために、民生委員制度の周知が継続的に必要である。
生活保護事業・生活困窮者自立支援事業 (生活支援課)	被害者等への相談・助言、保護支援に充実	国からの法定受託事務であり、病気やその他の事情により生活に困っている世帯に対し、最低限度の生活を保障し、再び自分の力で生活ができるまでの援助を行う制度のため、その世帯の自立助長を促すことができた。生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、就労その他の自立に関する相談支援、自立に向けたプランの作成等の支援を行った。 離職により住宅を失った又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう、有期で家賃相当額を支給した。生活困窮世帯の中学生や高校生を対象とした学習支援及び家庭訪問を行った。高齢者等の困りごと相談を行った。	関係機関と連携し、異性間暴力等の相談を実施。危険回避を優先した対応をして、安全確保に努めたことにより、事故は発生しなかった。	暴力ではあるものの、婦人相談センターの利用ができないケース等、緊急な対応が必要なケースが増加しており、危険回避の観点から対応に苦慮するケースが増加している。引き続き、関係機関と連携の強化を図る必要がある。
児童相談事業 (こども未来課)	被害者等への相談・助言、支援の充実	要保護児童対策地域協議会実務者会議を6回開催し、ケース進行管理を定期的に行った。一時的に保護者の養育が困難となる児童に子どもショートステイ事業を実施した。 養育支援訪問事業においては、支援訪問員(保健師・保育士)を増員し、特定妊婦等の支援拡大を図ったが、支援が必要な家庭からのニーズはなかった。また、虐待を受ける子どもの家庭では、DV家庭であることも多いため、各機関と連携を取り相談に当たっている。	面接時には、相談する人の気持ちに寄り添い、受容的な対応に心がけ、安全面に配慮するとともに表現(性的役割分業意識等)に注意や配慮を行った。相談者の状況等を理解し、関係機関と連携しながら個別的な支援を行うことができた。	面接技法の習得と向上に努める。
人権啓発推進事業 (人権庶務課)	人権施策の推進	庁内における連携体制の充実を図るため、人権施策庁内連絡会においては、関係各課の事業内容の確認を行い、連携の強化に努めた。また、庁内人権問題研修推進員研修において、性差について取り上げ周知を図り、関連するDVDの視聴を行った。	支援の充実を図るため、人権施策庁内連絡会において関係各課の事業内容の確認を行い、連携の強化に努めた。また、庁内人権問題研修推進員研修において、性差について取り上げ周知を図った。説明の後、関連するDVDの視聴を行った。DVDを視聴することで、より具体的な問題の提示と対応について周知が図れたものとする。	引き続き男女平等について推進を行うとともに、LGBT等の課題についても取り組んでいく。

施策目標4

異性間の暴力の根絶

事務事業名	取組項目	事業実績など	男女平等の視点	
			配慮した点・効果	課題・改善
母子訪問指導事業 (健康づくり課)	被害者等への健康支援	<p>妊娠期から新生児期及び乳幼児、学齢期を含め、育児上必要と思われる方に対し、保健師・助産師等が家庭訪問し、生活環境や家庭状況を把握し育児や健康状態の相談・指導・助言を行った。</p> <p>新生児・産婦訪問指導：約 1,100件 未熟児訪問指導：約 30件 乳幼児全戸訪問事業：約 190件 経過観察者の訪問事業：約 800件</p> <p>児が健康的に成長していくためにも、親の健康は不可欠であり、育児の不安感や負担感を抱える親への支援、利用可能な育児サポートの情報提供が重要である。また、児童虐待予防の視点からも、新生児訪問を含めた乳児の全戸訪問は、希望者全体の約8割で2割は希望されない状況である。</p>	被害者の状況に応じて、関係機関と連携を図りながら、地区担当保健師が継続的に対応している。	引き続き、状況に応じた支援を実施していく。
住民基本台帳管理事業 (総合窓口課)	住民基本台帳事務における支援措置	<p>住民基本台帳法第3条第1項に、市町村長に対し住民基本台帳の整備及びその記録の正確性の確保並びに住民記録の適正な管理の責務があることから、住民異動、印鑑登録等の届出処理、証明書等の交付申請受付及び職員の現地訪問による実態調査を行い、住民基本台帳を正確に維持し、電算システムにより適正・正確に記録、管理、交付等を行った。引き続きマイナンバーカードの交付を実施し、住民票等のコンビニ交付も実施した。マイナンバーカードと住民票に旧性を併記できるようシステム改修を実施した。支援措置対象者の管理の徹底とマイナポータル機能での情報連携について、不開示フラグを立てることについて協議を行った。</p>	男性、女性の区別をすることなく相談を受け付けており、男性からの申し出であっても支援措置を実施している。	外国籍の方からの相談も増加しており、言葉や考え方の違いから、制度の理解等に困難を感じることもある。通訳サービスを利用することで、意思の疎通を図っている。
母子訪問指導事業 (健康づくり課)	保健所や医療機関との連携強化	<p>妊娠期から新生児期及び乳幼児、学齢期を含め、育児上必要と思われる方に対し、保健師・助産師等が家庭訪問し、生活環境や家庭状況を把握し育児や健康状態の相談・指導・助言を行った。</p> <p>新生児・産婦訪問指導：約 1,100件 未熟児訪問指導：約 30件 乳幼児全戸訪問事業：約 190件 経過観察者の訪問事業：約 800件</p> <p>児童虐待予防の観点や親の育児負担、健康面において、医療機関との緊密な連携を図り、早期発見に対する意識を持つことができた。</p>	相談者の状況に応じ、早期に女性センター等の関係機関との連携を図り支援を行う。	継続して、状況に応じ、女性センターをはじめ関係機関と連携を図りながら支援する。
地域包括支援センター支援事業 (長寿はつらつ課)	高齢者施設との連携強化	<p>各地域包括支援センターにより、総合相談支援等を実施した。研修会及び情報交換会、市民向け講演会を実施し、普及啓発用パンフレットを作成した。生活支援体制整備に向けた市民フォーラム、地域のつながりを考える学習会、協議体を実施した。地域ケア会議を定期的に実施し、その他、地域包括センターの機能充実となる在宅医療と介護連携に係る推進会議等を実施することで、高齢者施設との連携を図ることができた。</p>	地域包括支援センターや特別養護老人ホーム等の高齢者施設と連携を図る際、当課の職員はなるべく男女ペアで対応し、当該高齢者に対して安心感を与えられるように配慮した。	地域包括支援センターや特別養護老人ホーム等の高齢者施設の職員も、時間帯によっては職員の男女比バランスを欠いている時があるため、緊急な訪問調査等の場合でも、急ぐだけではなく冷静に、男女平等の視点を含めた情報共有が必要となる。
児童相談事業 (こども未来課)	母子生活支援施設や児童相談所等との連携強化	<p>要保護児童対策地域協議会実務者会議を年6回開催し、ケース進行管理を定期的に行った。また、代表者会議や個別支援会議を行うことで、各関係機関との緊密な連携を図ることができた。</p>	性差による社会的不利益に配慮するとともに安全を確保し、社会的自立を目指し支援を行った。関係する機関と連携・協働し、必要な支援を行うことができた。	施設には、定員や入所要件があるので、家庭状況の確認を速やかに行うとともに、施設以外の対応についても、関係機関と連携・協働する。
生活保護事業 (生活保護課)	福祉関連施設との連携強化	<p>国からの法定受託事務であり、病気やその他の事情により生活に困っている世帯に対し、最低限度の生活を保障し、再び自分の力で生活ができるまでの援助を行う制度のため、その世帯の自立助長を促すことができた。また、自立支援を行う中で、他機関との連携を図り、迅速かつ丁寧な支援及び連携が図れた。</p>	関係機関と連携し、異性間暴力等の相談を実施。危険回避を優先した対応をして、安全確保に努めたことにより、事故は発生しなかった。	暴力ではあるものの、婦人相談センターの利用ができないケース等、緊急な対応が必要なケースが増加しており、危険回避の観点から対応に苦慮するケースが増加している。引き続き、関係機関と連携の強化を図る必要がある。

施策目標5 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

事務事業名	取組項目	事業実績など	男女平等の視点	
			配慮した点・効果	課題・改善
広聴事業 (市政情報課)	広聴機会や 手段の提供	市民が意見・要望をしやすい環境を整え、市政に反映させられるように広く意見を伺うことを心掛け、庁内へ情報提供を行った。活動目標、成果目標とも概ね目標は達成できた。市への意見・要望や市政モニターなどで寄せられた意見を取りまとめ、市民ニーズの把握を行い、市政に取り入れられるものを反映できた。	市への意見・要望については、性別記入欄を設けておらず、性別に拘わらずに幅広く意見を収集した。また、市政モニターについては、モニター登録時に無作為抽出でモニター候補を選出しており、男女どちらかに偏らないように努めた。 【効果】平成30年度「市への意見・要望」受付件数：152件、「市政モニター」新規登録者：79人、男性：33人（41.8%）、女性：46人（58.2%）	男女平等の推進の観点から、引き続き男女問わず幅広い意見の収集に努める。
生涯学習啓発 推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	男女が参加 しやすい活 動環境づく りの呼びか け	男女ともに参加しやすい講座や教室への参加を促進するため、生涯学習ガイドブックや広報、ホームページ等を積極的に活用し、生涯学習情報を提供した。また、「あさか学習おとどけ講座」「生涯学習体験教室」「子ども大学あさか」等の実施にあたっては、市民や市民団体等と連携、協力を図りながら事業の展開を行った。「市民企画講座」事業では、各市民団体が、多様なテーマで活動できるよう支援することができた。	補助金交付団体に対して、夜間・休日活動、役員会への子連れ参加・託児体制整備など、男女が参加しやすい活動環境の整備に努めた。	ライフスタイルの変化に伴い、休日の過ごし方も変化しているが、今後も事業開催日時の検討をはじめ、親子での参加ができるように保育付きの事業実施に努める。
地域防災推進 事業 (危機管理室)	女性の視点 を取り入れ た地域防災 計画の推 進・避難所 運営	自助、共助、公助の理念に基づき地域防災力向上に努め、地域防災計画を計画的に推進するため、防災講演会の実施（1回）、地区防災訓練の実施（1回）、地域自主防災活動等事業費補助金の給付（26件）、消火器設置詰替等事業費補助金の給付（11件）などを行い、自主防災活動の推進に資することができた。また、市民等に対し、市が積極的に防災に関する学習の機会を提供することで防災に関する知識や技術を習得し、災害時における被害の軽減を図り、地域における防災力の強化に繋がった。地域防災力を高めるため、女性視点で捉えることの重要性があることから、女性アドバイザーの意見を取り入れることができた。	市が委嘱している地域防災アドバイザー15名のうち、5名が女性となっており、市が実施する施策や自主防災組織の訓練などにおいて、女性の視点により積極的にアドバイスをいただいたことにより、きめ細やかな防災対策の推進につながった。	今後も継続して、女性の意見を取り入れながら防災対策を推進していきたい。

施策目標6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

事務事業名	取組項目	事業実績など	男女平等の視点	
			配慮した点・効果	課題・改善
子ども・子育て支援事業計画推進事業(保育課)	子育て環境の整備	子ども・子育て支援事業計画の進捗を管理し、全ての子どもに良質な成育環境を保障し、子どもと子育て家庭の支援を推進するため、子ども・子育て会議を5回開催した。また、平成32年度から5年間の第二期朝霞市子ども・子育て支援事業計画を策定するためのアンケート調査を行った。	朝霞市子ども・子育て支援会議により、計画の進捗管理を行い、男女双方の意見を取り入れ計画を実行した。平成31年度開所として、保育園2園、小規模保育施設5施設、放課後児童クラブ2施設を整備し、待機児童解消に取り組み、子育て環境の整備を推進した。	待機児童の解消は女性の就業率の増加及び男性の育児参加にも影響するものと考えられる。現状、待機児童の完全なる解消はなされていないため、今後も男女双方が利用しやすい環境整備を目指し、家庭と仕事の両立が可能となるよう環境の整備を進めていきたい。
勤労者支援事業(産業振興課)	一般事業主行動計画の実施への促進	家庭生活と職業生活の両立が図れるよう、勤労者が抱える労働・雇用問題、各種社会保険などに係る相談を行った。労働に関する国や県が作成するチラシ等を配布するとともに、広報やホームページに掲載し、周知を図った。	内職や労働相談に係るチラシを作成すると共に、国や県等の機関からのチラシ等を課の窓口や産業文化センターに配架し、積極的な周知、広報を行った。	市ホームページやツイッター等も活用し、更なる周知を図る。
市民活動支援ステーション運営事業(地域づくり支援課)	市民活動支援ステーションの充実	市民活動ガイドブックの発行や市民活動啓発パネル展の実施、市民活動団体のイベント等の情報をメールマガジンとして毎月発行する等、さまざまな団体情報を幅広く発信した。NPO法人の設立に要する経費補助をはじめ、市民活動に関する情報提供や相談等、市民活動に関する支援や推進を行い、目標の成果を得ることができた。	主催事業の実施や市民活動のガイドブックの発行に際し、参加者が男性または女性に偏ることなく性別に関わりなく参加できる配慮として、事業内容やイラスト等で、男性と女性を区別することのないようなものとした。性別に関わりなく、市民活動への参加の提供等ができた。	今後も、主催事業の実施、PR等にあたっては、男女を問わず参加できる事業の実施を行うとともに、引き続き、地域活動団体の周知等を工夫しながら、誰もが地域で活動をしやすい環境の整備を行っていく。
勤労者支援事業(産業振興課)	雇用・就労に関する法制度の周知	女性活躍推進や働き方改革に基づき、勤労者が抱える労働・雇用問題、各種社会保険、起業などに係る講座等で啓発を行った。労働に関する国や県が作成するチラシ等を配布するとともに、広報やホームページに掲載し、周知を図った。	内職や労働相談に係るチラシを作成すると共に、国や県等の機関からのチラシ等を課の窓口や産業文化センターに配架し、積極的な周知、広報を行った。	市ホームページやツイッター等も活用し、更なる周知を図る。
就労支援事業(産業振興課)	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知	就労希望者が就業に役立つ知識や心構え等を習得し、自身のスキルアップが図れるように、就職支援セミナーを3回、就職支援相談を毎月2回実施した。また、埼玉県と共催し、女性セミナーを実施した。ハローワーク朝霞や近隣3市と共催で就職面接会を実施した。	内職や労働相談に係るチラシを作成すると共に、国や県等の機関からのチラシ等を課の窓口や産業文化センターに配架し、積極的な周知、広報を行った。	市ホームページやツイッター等も活用し、更なる周知を図る。
起業家育成支援事業(産業振興課)	起業支援	商工会や金融機関と連携を図り、起業しやすい機会の提供や環境整備を行うことは、産業及び地域活性化につながり、また、雇用の促進を図る上では、商工会等関係機関と連携することが必要であるため、起業家育成支援セミナーを3回実施(うち1回は女性起業家対象)した。起業家育成相談を埼玉県中小企業診断協会に委託し、起業を希望する方からの相談に対応した。起業家向け融資制度に係る利子補給補助金を申請に基づき支給した。ビジネス支援サービス事業として、図書館北朝霞分館にビジネス関連のインターネット回線を使用できる専用端末を設置した。	起業支援セミナー開催時に、創業・ベンチャー支援センター埼玉の女性創業支援チームに関するチラシや、埼玉県信用保証協会が実施する女性専用創業相談窓口に関するチラシを配架し、情報提供を行った。年3回のセミナー実施の内、第2回と第3回で保育を実施することで、子育て中の方も参加しやすい環境作りを行った。	増加している女性起業家に対応するため、女性のための起業支援セミナーを開催した。
生涯学習啓発推進事業(生涯学習・スポーツ課)	女性の能力開発を支援する学習情報の提供	男女ともに参加しやすい講座や教室への参加を促進するため、生涯学習ガイドブックや広報、ホームページ等を積極的に活用し、生涯学習情報を提供した。また、「あさか学習おとどけ講座」「生涯学習体験教室」「子ども大学あさか」等の実施にあたっては、市民や市民団体等と連携、協力を図りながら事業の展開を行った。「市民企画講座」事業では、各市民団体が、多様なテーマで活動できるよう支援することができた。	市民や市民団体に活用いただくため、関係各課に情報提供を求め、生涯学習ガイドブック「コンパス」に学習情報の掲載をする等、女性が活躍できる多様な生き方の選択を支援する学習情報の提供に努めた。	引き続き、女性が活躍できる多様な生き方の選択を支援する学習情報の提供に努める。
中央公民館運営事業(中央公民館)	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供	各種講座等(プラネタリウム、こども天体教室、サイエンスキップ、悠ゆう大学、さわやか健康教室、成人教養教室、人権教育講座)を開催した。参加者延べ5,600人。 ・施設の貸出し(利用人数:約106,000人、利用率76.0%) ・公民館まつり(サマーフェスティバル)の開催 開催日数:2日、参加団体:延べ50団体、来館者:4,800人 酷暑の影響により、利用人数が若干減少したが、活動目標・成果指標ともに目標値を概ねクリアし、市民に身近な学習施設としての役割を果たすことができた。地域の生涯学習の拠点として、市民の多様化する学習要求に対応した講座を実施することを心掛けた。	地域活動の活性化を図るため、問合せに対して、適切な情報が提供できるよう心がけた。また、各種団体や関係各課からの掲示物や資料を来館者にわかりやすく掲示・設置するように努めた。	女性の活躍推進を目的とした講座等に関し、今まで以上に男女平等の視点を取り入れ、継続して実施する。
就労支援事業(産業振興課)	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催	就労希望者が就業に役立つ知識や心構え等を習得し、自身のスキルアップが図れるように、就職支援セミナーを3回、就職支援相談を毎月2回実施した。また、埼玉県と共催し、女性セミナーを実施した。ハローワーク朝霞や近隣3市と共催で就職面接会を実施した。	就労相談に係るチラシを男女問わず手に取りやすいよう作成すると共に、国や県等の機関からのチラシ等を課の窓口や産業文化センターに配架し、積極的な周知、広報を行った。	市ホームページやツイッター等も活用し、更なる周知を図る。

第2次朝霞市男女平等推進行動計画 指標・数値目標一覧表

施策目標	施策の方向	指 標	第2次行動計画策定時 (平成26年度意識調査)	実施計画数値目標 (平成32年度)	第2次行動計画にお ける平成37年度 目標値	評価 資料
1 男女平等の 意識の浸透	1-1 男女平等の 現状把握と 将来像の提 案	「社会通念・慣習・し きたりなどで男女の地 位（立場と責任）は平 等である」とする市民 の割合	8.1%	15%	20%	市民意識 調 査
	1-2 学校・家庭・ 地域におけ る男女平等 の意識啓発	「家庭生活の中で男女 の地位（立場と責任） は平等である」とする 市民の割合	27.6%	30%	35%	市民意識 調 査
2 自己実現へ 向けた学習 機会の充実	2-1 多様なライ フコース選 択の情報と 機会の提供	「あさか男女（ひと） の輪サイト」をよく知 っている市民の割合	3.4%	15%	20%	市民意識 調 査
	2-2 能力の開 発と活動の 支援	能力開発支援に関わる 制度・機会を知ってい る女性（20～50歳 代）の割合	11.5%	15%	20%	市民意識 調 査
3 性と生殖に 関する健康 と権利の尊 重	3-1 生涯にわた る性と生殖 に関する健 康と権利の 尊重	「性と生殖に関する健 康と権利（リプロダク ティブ・ヘルス/ライ ツ）」をよく知っている 市民の割合	2.4%	10%	20%	市民意識 調 査
4 異性間の暴 力の根絶 (第2次朝 霞市DV防 止基本計 画)	4-1 意識の啓 発と情報 の提供及 び未然防 止	「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 等に関する法律(DV防 止法)」を知っている市 民の割合	86.1%	95%	100%	市民意識 調 査
	4-2 相談体制 の充実	市のDV相談(配偶者暴 力相談支援センター)を 知っている市民の割合	33.4%	50%	70%	市民意識 調 査
5 政策や方針 の立案及び 決定過程へ の男女共同 参画の推進	5-1 政策・方針 の立案や決 定過程への 男女共同 参画の推進	各審議会等での女性委 員登用率が30%以上 の審議会等の割合	47.2% (平成27年3月)	60%	70%	統計資料
6 地域団体や 事業所にお ける男女共 同参画の推 進	6-1 家庭と仕 事・地域活 動との両立 支援	「ワーク・ライフ・バ ランス」をよく知って いる市民の割合	25.5%	40%	50%	市民意識 調 査
	6-2 働く場での 男女共同 参画の推進	「職場の中で男女の地 位（立場と責任）は平 等である」とする市民 の割合	15.4%	20%	25%	市民意識 調 査

【審議会等の女性委員の登用率の現状値】

平成31年3月末日現在

印は、各審議会等での女性委員登用率が30%以上を表しています。

(人)

設置 根拠	名 称	課 名	男性	女性	計
1 法必	行政不服審査会	人権庶務課	3	0	3
2 法必	本庁舎衛生委員会	職員課	6	3	9
3 法必	民生委員推薦会	福祉相談課	6	1	7
4 法必	介護認定審査会	長寿はつらつ課	25	15	40
5 法必	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議	長寿はつらつ課	11	6	17
6 法必	地域包括支援センター運営協議会	長寿はつらつ課	8	2	10
7 法必	地域密着型サービス運営委員会	長寿はつらつ課	5	5	10
8 法必	国民健康保険運営協議会	保険年金課	13	5	18
9 法必	教育委員会	教育総務課	4	1	5
10 法必	就学支援委員会	教育指導課	10	19	29
11 法必	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	3	1	4
12 法必	公平委員会	公平委員会	2	1	3
13 法必	固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会	3	0	3
14 法任	入札監視委員会	入札契約課	3	0	3
15 法任	環境審議会	環境推進課	9	4	13
16 法任	廃棄物減量等推進審議会	資源リサイクル課	8	2	10
17 法任	要保護児童対策地域協議会代表者会議	こども未来課	16	4	20
18 法任	要保護児童対策地域協議会実務者会議	こども未来課	14	11	25
19 法任	青少年問題協議会	こども未来課	17	4	21
20 法任	都市計画審議会	まちづくり推進課	12	2	14
21 法任	下水道審議会	下水道課	7	6	13
22 法任	水道審議会	水道経営課	8	4	12
23 法任	いじめ問題専門委員会	教育指導課	4	1	5
24 法任	いじめ問題対策連絡協議会	こども未来課 教育指導課	7	0	7
25 法任	博物館協議会	文化財課	8	2	10
26 法任	公民館運営審議会	中央公民館	8	6	14
27 法任	図書館協議会	図書館	6	1	7
28 法任	農業委員会	農業委員会事務局	18	2	20
29 市独	外部評価委員会	政策企画課	6	4	10
30 市独	行政改革懇談会	政策企画課	9	1	10
31 市独	まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	政策企画課	7	3	10
32 市独	公共施設等総合管理計画検討委員会	政策企画課	8	2	10
33 市独	オリンピック・パラリンピック競技大会支援実行委員会	政策企画課オリンピック・ パラリンピック室	36	4	40
34 市独	情報公開・個人情報保護審査会	市政情報課	2	1	3
35 市独	情報公開・個人情報保護審議会	市政情報課	7	2	9
36 市独	防犯推進計画会議	危機管理室	12	3	15

	設置 根拠	名 称	課 名	男性	女性	計
37	市独	男女平等推進審議会	人権庶務課	6	7	13
38	市独	男女平等苦情処理委員	人権庶務課	1	1	2
39	市独	農業祭運営委員会	産業振興課	10	0	10
40	市独	農業用廃プラスチック等収集処理運営協議会	産業振興課	24	0	24
41	市独	都市農業推進協議会	産業振興課	14	2	16
42	市独	担い手育成総合支援協議会	産業振興課	7	0	7
43	市独	産業振興基本計画策定委員会	産業振興課	11	2	13
44	市独	コミュニティセンター運営審議会	コミュニティセンター	6	3	9
45	市独	地域福祉計画推進委員会	福祉相談課	9	6	15
46	市独	総合福祉センター運営協議会	福祉相談課	7	6	13
47	市独	社会福祉法人認可等審査委員会	福祉相談課	3	0	3
48	市独	介護給付費等の支給に関する審査会	障害福祉課	4	6	10
49	市独	障害者自立支援協議会専門部会	障害福祉課	10	3	13
50	市独	障害者プラン推進委員会	障害福祉課	9	9	18
51	市独	障害者自立支援協議会	障害福祉課	14	6	20
52	市独	児童館運営協議会	こども未来課	4	6	10
53	市独	保育園等運営審議会	保育課	7	8	15
54	市独	子ども・子育て会議	保育課	11	13	24
55	市独	健康づくり推進協議会	健康づくり課	11	4	15
56	市独	健康まつり実行委員会	健康づくり課	4	1	5
57	市独	市内循環バス検討委員会	まちづくり推進課	8	3	11
58	市独	景観審議会	まちづくり推進課	9	1	10
59	市独	交通安全対策協議会	まちづくり推進課	38	6	44
60	市独	開発事業等紛争調停委員会	開発建築課	4	1	5
61	市独	緑化推進会議	みどり公園課	13	1	14
62	市独	基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会	みどり公園課	12	3	15
63	市独	教育行政施策評価会議	教育総務課	10	3	13
64	市独	入学準備金及び奨学金貸付審査会	教育管理課	9	0	9
65	市独	幼児教育振興協議会	教育指導課	5	4	9
66	市独	ふれあい推進事業推進委員会	教育指導課	24	4	28
67	市独	学校給食運営審議会	学校給食課	8	4	12
68	市独	学校給食用物資選定委員会	学校給食課	7	8	15
69	市独	社会教育委員会議	生涯学習・スポーツ課	10	5	15
70	市独	スポーツ推進審議会	生涯学習・スポーツ課	12	3	15
71	市独	スポーツ推進委員会議	生涯学習・スポーツ課	12	13	25
72	市独	文化財保護審議委員会議	文化財課	6	2	8
合 計				690	272	962
				71.7%	28.3%	100%

※72の審議会等のうち、30の審議会等において、女性委員の登用率が30%以上となっています。

7 女性活躍推進法に基づく朝霞市推進 計画に関する事業評価

□実施計画取組項目との位置付けと評価

- 国が定める女性活躍推進法に関する基本方針を勘案し、区域内における女性の職業生活の活躍推進に関する施策について、市町村推進計画を策定することが努力義務とされました。
- 実施計画上で推進している一部の事業（34事業）が、女性活躍推進法の施策と一体となる取組について、主な施策別に評価しました。
- 女性活躍推進法の基本方針に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価は、3つの柱立てに区分した取組項目ごとに総合評価しました。

主な施策別にみる女性活躍推進法（基本方針）に基づく、地方公共団体に関する施策と一体となる取組項目一覧表

※女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

（地方公共団体に関する部分を抜粋）

- ①女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
- ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備
- ③社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

*印は進行管理事業

主な施策	施策番号	取組項目	女性活躍推進法基本方針に基づく地方公共団体に関する施策に一体となる取組項目		
			①	②	③
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-1*	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進		○	
	1-1-2-2*	男女平等を阻害する慣行の是正提案			○
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	1-2-2-2*	進路指導、キャリア教育の充実	○		
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	1-2-3-2*	男性の育児参画や女性リーダーシップ能力向上講座の開催		○	
	1-2-3-3	マタニティ教室、育児学級の充実		○	
	1-2-3-5	子育て講座の充実		○	
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	1-2-4-1*	地域人材の育成・活用		○	
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	2-1-1-2*	「女性総合相談」の実施	○		
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する	2-1-2-1*	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供	○		
自己実現を支援するための学習機会を充実させる	2-1-3-1*	女性センターそれいゆぷらざにおける情報発信	○		
能力の開発と活動の支援の充実を図る	2-2-1-1*	就業や起業支援に向けた情報の提供	○		
	2-2-1-4	起業支援	○		
性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の考え方を普及させる	3-1-1-1*	性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利についての情報発信		○	
	3-1-1-2	HIV/エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進		○	
異性間暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	4-1-2-5	ハラスメント防止対策の強化		○	
市政への男女共同参画を推進していく	5-1-1-1*	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成	○		
家庭と仕事の両立を支援する	6-1-1-1*	両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供		○	
	6-1-1-2	子育て環境の整備		○	
	6-1-1-3	一般事業主行動計画の実施への促進	○		
地域活動への参画を促す	6-1-2-1*	地域活動への参画促進		○	
	6-1-2-2	市民活動支援ステーションの充実		○	
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-2-1-1*	事業所への男女格差改善の協力要請			○
	6-2-1-2*	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施			○
	6-2-1-3	雇用・就労に関わる法制度の周知		○	
	6-2-1-4	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知	○		
就業上での女性の活躍を推進する	6-2-2-1*	女性活躍推進法の推進	○	○	○
	6-2-2-2*	積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知	○		
	6-2-2-3	起業支援	○		
	6-2-2-4	女性の能力開発を支援する学習情報の提供	○		
	6-2-2-5	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供	○		
	6-2-2-6	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催	○		
庁内での男女平等を推進していく	6-2-3-1*	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進		○	
	6-2-3-2*	朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進		○	

女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

※国が定めた女性活躍推進法の基本方針を勘案し、朝霞市推進計画に示す取組項目を3つの柱立てに区分しています。
事業評価は、区分ごとの施策に関する総評及び主な施策別に評価を行いました。

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ①女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
- ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
- ③情報の収集・整理・提供及び啓発活動

【総評】

平成の時代に入り「男女共同参画社会基本法」「女性活躍推進法」「政治分野の男女共同参画推進法」が制定され、益々女性が活躍できる社会制度は見直されてきました。しかしながら、働くことを希望する女性はその希望に応じた働き方を実現できるような社会のしくみは、まだまだ確立されていない状況です。

朝霞市では、商工会を通じて事業所への働きかけを行うこと、セミナー等において女性が活躍できる社会の実現に向けて男性の育児休業取得への促進を図ることやライフステージに沿った女性の健康に対する支援、また、安全で安心な暮らしの基盤を揺るがず人権問題のDVやハラスメント等についての意識啓発に努めました。

就職支援セミナーや女性を限定とした起業セミナーを開催し、働き方の実現に向けた意識醸成を行い、若年層に対しては、理工系分野に興味をもってもらいたくためのミニ講座を実施するなど、将来、女性が活躍する姿を想像できるような事業を展開することができました。

女性活躍の推進に積極的に取り組む企業に顕彰する制度では、顕彰に至った際に市独自のインセンティブの付与として、市公式ホームページや広報紙への掲載を行うなど、男女がともに働きやすい環境を整えることができるよう、情報の収集、提供、啓発等の支援を進めていきます。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準（8ページ参照）に照らし、主な施策ごとに評価しています。

- I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

主な施策	評価	取組項目
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく (1-2-2)	I	進路指導、キャリア教育の充実
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する (2-1-1)	II	「女性総合相談」の実施
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する (2-1-2)	II	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供
自己実現を支援するための学習機会を充実させる (2-1-3)	I	女性センターそれいゆびらざにおける情報発信
能力の開発と活動の支援の充実を図る (2-2-1)	II	就業や起業支援に向けた情報の提供 起業支援
市政への男女共同参画を推進していく (5-1-1)	II	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成
家庭と仕事の両立を支援する (6-1-1)	II	一般事業主行動計画の実施への促進
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-2-1)	II	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知
就業上での女性の活躍を推進する (6-2-2)	II	女性活躍推進法の推進
		積極的格差是正の動向や顕彰制度の周知
		起業支援
		女性の能力開発を支援する学習情報の提供
		能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供
		再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催

女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

- ①男性の意識と職場風土の改革
- ②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

【総 評】

男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍を推進するための取り組みとして、男性の育児休業の取得に関するセミナーを開催することや男女平等に関する地域人材の育成を図るための仕組みづくりについて、ワークライフ・バランスの実現に向け、機運醸成の普及活動を進めることができました。しかしながら、女性が活躍するためには男性や職場等の理解が必要不可欠であることから、市が率先していくために、「朝霞市庁内男女平等推進指針」を職員に通知し、意識向上を図ってまいりました。

待機児童の解消を図るため保育園の整備も進み、職業生活と家庭生活を両立するために、男女がともに身体と心が健康でいられるための支援や情報提供なども行い、一定の成果を得ることができました。

また、「あなたがあなたらしくいられる場所」と題した男女平等推進情報では、誰もがあなたらしくいられるために興味や趣味探し、参加し交流が生まれる地域生活のバランスが得られる仕組みづくりを提供しました。引き続き、市民が安心して暮らし続けられるまちの実現、すなわち誰もが尊重され、認められる地域社会のための情報提供等に努めてまいります。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準（8ページ参照）に照らし、主な施策ごとに評価しています。

- I 大きな成果が得られた
- II 一定の成果が得られた
- III 成果が不十分だった

主 な 施 策	評 価	取 組 項 目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む (1-1-2)	II	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく (1-2-3)	I	男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催 マタニティ教室、育児学級の充実 子育て講座の充実
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める (1-2-4)	II	地域人材の育成・活用
性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の考え方を普及させる (3-1-1)	I	性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利についての情報発信 HIV/エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進
異性間暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ (4-1-2)	I	ハラスメント防止対策の強化
家庭と仕事の両立を支援する (6-1-1)	II	両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供 子育て環境の整備
地域活動への参画を促す (6-1-2)	II	地域活動への参画促進 市民活動支援ステーションの充実
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-2-1)	II	雇用・就労に関わる法制度の周知
就業上での女性の活躍を推進する (6-2-2)	II	女性活躍推進法の推進
庁内での男女平等を推進していく (6-2-3)	II	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進 朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進

女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

3 社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

【総 評】

女性の活躍を推進していくためには、これまでの固定的性別役割分担意識をなくし、性の多様性に社会全体が気づき、個々が認め合い尊重するといった慣習が必要であることから、時代を担う若年層への働きかけができるようになり、その若年層を身近で支える方への情報提供等に努めてまいりました。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識は中々拭えるものではないことから、地道に市民や事業所、職員等に対し、周知啓発を行い、その中でも、中学3年生には、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ及びデートDVについて、男女がともに尊重し、対等な関係において女性活躍の推進が図れることの重要性について伝えることができました。また、市民の意識を高めるため、様々な媒体を活用しての啓発を行い、固定的な性別役割分担意識の解消へ向け取り組むことができました。

すべての人が、性別に関わりなく活躍できる社会に近づけるよう、社会全体の意識を変えていけるような施策を展開していきます。また、事業所アンケートを実施する予定としておりますので、商工会の協力の元男女平等の推進に取り組んでまいります。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準（8ページ参照）に照らし、主な施策ごとに評価しています。

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

主な施策	評 価	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む (1-1-2)	II	男女平等を阻害する慣行の是正提案
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-2-1)	II	事業所への男女格差改善の協力要請 「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施
就業上での女性の活躍を推進する (6-2-2)	II	女性活躍推進法の推進

女性活躍推進法に基づく推進計画について

【国の動き】

平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、市町村は、国が定める基本方針を勘案して、区域内における女性の職業生活の活躍推進に関する施策について、推進計画を策定することが努力義務とされました。

【女性の活躍推進とは】

女性の自らの意思によって、職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層大事であることから、女性に対する採用や昇進等の機会の積極的な提供及びその活用や、仕事と家庭の両立への配慮などにより、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現をめざしています。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（閣議決定）】

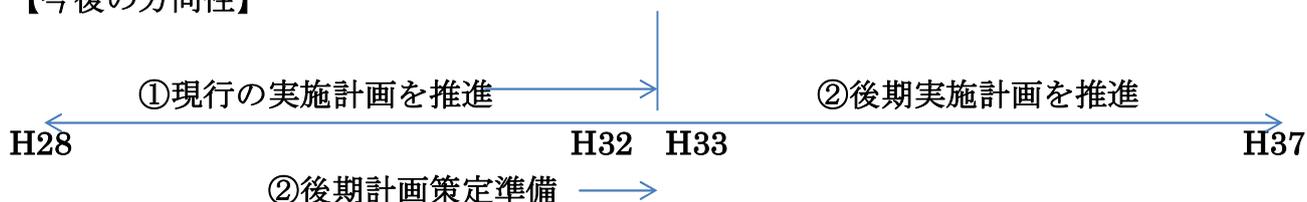
(地方公共団体に関する部分を抜粋)

- 1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
 - ①女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
 - ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
 - ③情報の収集・整理・提供及び啓発活動
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備
 - ①男性の意識と職場風土の改革
 - ②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
- 3 社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

【朝霞市の動き】

この実施計画を推進することで、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に定める施策を一体のものとして行っていることから、この計画を女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として推進します。

【今後の方向性】



- ①平成32年度までは、現行の実施計画を推進する。
- ②後期実施計画を策定する際に、平成32年度までの女性活躍推進に関わる事業の成果と新たに取り組むべき施策を検討し、平成33年度を初年度とする後期計画を策定する。

女性活躍推進法基本方針に基づく施策別一覧表

※国が定めた基本方針を勘案（下記3つの柱立て）し、実施計画上の取組項目を当てはめた一覧表です。

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

主な施策	施策番号	取組項目
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	1-2-2-2*	進路指導、キャリア教育の充実
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	2-1-1-2*	「女性総合相談」の実施
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する	2-1-2-1*	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供
自己実現を支援するための学習機会を充実させる	2-1-3-1*	女性センターそれいゆびらざにおける情報発信
能力の開発と活動の支援の充実を図る	2-2-1-1*	就業や起業支援に向けた情報の提供
	2-2-1-4	起業支援
市政への男女共同参画を推進していく	5-1-1-1*	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成
家庭と仕事の両立を支援する	6-1-1-3	一般事業主行動計画の実施への促進
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-2-1-4	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知
就業上での女性の活躍を推進する	6-2-2-2*	積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知
	6-2-2-3	起業支援
	6-2-2-4	女性の能力開発を支援する学習情報の提供
	6-2-2-5	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供
	6-2-2-6	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催

2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

主な施策	施策番号	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-1*	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	1-2-3-2*	男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催
	1-2-3-3	マタニティ教室、育児学級の充実
	1-2-3-5	子育て講座の充実
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	1-2-4-1*	地域人材の育成・活用
性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の考え方を普及させる	3-1-1-1*	性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利についての情報発信
	3-1-1-2	HIV/エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進
異性間暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	4-1-2-5	ハラスメント防止対策の強化
家庭と仕事の両立を支援する	6-1-1-1*	両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供
	6-1-1-2	子育て環境の整備
地域活動への参画を促す	6-1-2-1*	地域活動への参画促進
	6-1-2-2	市民活動支援ステーションの充実
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-2-1-3	雇用・就労に関わる法制度の周知
庁内での男女平等を推進していく	6-2-3-1*	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進
	6-2-3-2*	朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進

3 社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

主な施策	施策番号	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-2*	男女平等を阻害する慣行の是正提案
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-2-1-1*	事業所への男女格差改善の協力要請
	6-2-1-2*	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施

4 上記1・2・3全てに当てはまる取組項目

主な施策	施策番号	取組項目
就業上での女性の活躍を推進する	6-2-2-1*	女性活躍推進法の推進

*印は進行管理事業

女性活躍推進法に基づく推進計画について

【国の動き】

平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、市町村は、国が定める基本方針を勘案して、区域内における女性の職業生活の活躍推進に関する施策について、推進計画を策定することが努力義務とされました。

【女性の活躍推進とは】

女性の自らの意思によって、職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層大事であることから、女性に対する採用や昇進等の機会の積極的な提供及びその活用や、仕事と家庭の両立への配慮などにより、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現をめざしています。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（閣議決定）】

（地方公共団体に関する部分を抜粋）

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ①女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
- ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
- ③情報の収集・整理・提供及び啓発活動

2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

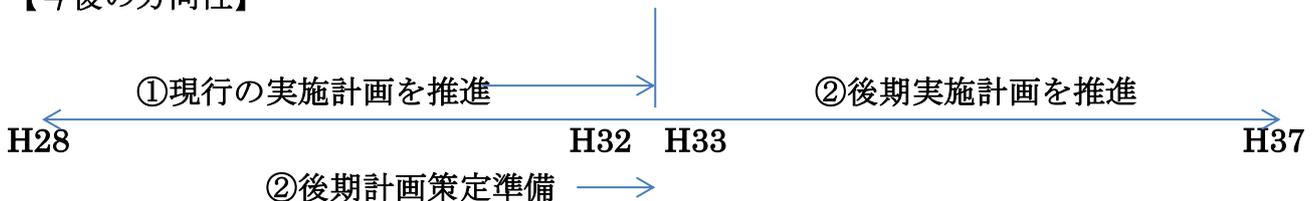
- ①男性の意識と職場風土の改革
- ②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

3 社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

【朝霞市の動き】

この実施計画を推進することで、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に定める施策を一体のものとして行っていることから、この計画を女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として推進します。

【今後の方向性】



①平成32年度までは、現行の実施計画を推進する。

②後期実施計画を策定する際に、平成32年度までの女性活躍推進に関わる事業の成果と新たに取り組むべき施策を検討し、平成33年度を初年度とする後期計画を策定する。

女性活躍推進法基本方針に基づく施策別一覧表

※国が定めた基本方針を勘案（下記3つの柱立て）し、実施計画上の取組項目を当てはめた一覧表です。

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

主な施策	施策番号	取組項目
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	1-2-2-2*	進路指導、キャリア教育の充実
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	2-1-1-2*	「女性総合相談」の実施
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する	2-1-2-1*	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供
自己実現を支援するための学習機会を充実させる	2-1-3-1*	女性センターそれいゆびらざにおける情報発信
能力の開発と活動の支援の充実を図る	2-2-1-1*	就業や起業支援に向けた情報の提供
	2-2-1-4	起業支援
市政への男女共同参画を推進していく	5-1-1-1*	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成
家庭と仕事の両立を支援する	6-1-1-3	一般事業主行動計画の実施への促進
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-2-1-4	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知
就業上での女性の活躍を推進する	6-2-2-2*	積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知
	6-2-2-3	起業支援
	6-2-2-4	女性の能力開発を支援する学習情報の提供
	6-2-2-5	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供
	6-2-2-6	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催

2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

主な施策	施策番号	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-1*	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	1-2-3-2*	男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催
	1-2-3-3	マタニティ教室、育児学級の充実
	1-2-3-5	子育て講座の充実
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	1-2-4-1*	地域人材の育成・活用
性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の考え方を普及させる	3-1-1-1*	性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利についての情報発信
	3-1-1-2	HIV/エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進
異性間暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	4-1-2-5	ハラスメント防止対策の強化
家庭と仕事の両立を支援する	6-1-1-1*	両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供
	6-1-1-2	子育て環境の整備
地域活動への参画を促す	6-1-2-1*	地域活動への参画促進
	6-1-2-2	市民活動支援ステーションの充実
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-2-1-3	雇用・就労に関わる法制度の周知
庁内での男女平等を推進していく	6-2-3-1*	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進
	6-2-3-2*	朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進

3 社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

主な施策	施策番号	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-2*	男女平等を阻害する慣行の是正提案
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-2-1-1*	事業所への男女格差改善の協力要請
	6-2-1-2*	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施

4 上記1・2・3全てに当てはまる取組項目

主な施策	施策番号	取組項目
就業上での女性の活躍を推進する	6-2-2-1*	女性活躍推進法の推進

*印は進行管理事業

主な施策別にみる女性活躍推進法（基本方針）に基づく、地方公共団体に関する施策と一体となる取組項目一覧表

※女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

（地方公共団体に関する部分を抜粋）

- ①女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
- ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備
- ③社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

*印は進行管理事業

主な施策	施策番号	取組項目	女性活躍推進法基本方針に基づく地方公共団体に関する施策に一体となる取組項目		
			①	②	③
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1-1-2-1*	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進		○	
	1-1-2-2*	男女平等を阻害する慣行の是正提案			○
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	1-2-2-2*	進路指導、キャリア教育の充実	○		
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	1-2-3-2*	男性の育児参画や女性リーダーシップ能力向上講座の開催		○	
	1-2-3-3	マタニティ教室、育児学級の充実		○	
	1-2-3-5	子育て講座の充実		○	
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	1-2-4-1*	地域人材の育成・活用		○	
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	2-1-1-2*	「女性総合相談」の実施	○		
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する	2-1-2-1*	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供	○		
自己実現を支援するための学習機会を充実させる	2-1-3-1*	女性センターそれいゆぷらざにおける情報発信	○		
能力の開発と活動の支援の充実を図る	2-2-1-1*	就業や起業支援に向けた情報の提供	○		
	2-2-1-4	起業支援	○		
性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の考え方を普及させる	3-1-1-1*	性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利についての情報発信		○	
	3-1-1-2	HIV/エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進		○	
異性間暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	4-1-2-5	ハラスメント防止対策の強化		○	
市政への男女共同参画を推進していく	5-1-1-1*	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成	○		
家庭と仕事の両立を支援する	6-1-1-1*	両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供		○	
	6-1-1-2	子育て環境の整備		○	
	6-1-1-3	一般事業主行動計画の実施への促進	○		
地域活動への参画を促す	6-1-2-1*	地域活動への参画促進		○	
	6-1-2-2	市民活動支援ステーションの充実		○	
男女格差がない職場づくりを促進していく	6-2-1-1*	事業所への男女格差改善の協力要請			○
	6-2-1-2*	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施			○
	6-2-1-3	雇用・就労に関わる法制度の周知		○	
	6-2-1-4	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知	○		
就業上での女性の活躍を推進する	6-2-2-1*	女性活躍推進法の推進	○	○	○
	6-2-2-2*	積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知	○		
	6-2-2-3	起業支援	○		
	6-2-2-4	女性の能力開発を支援する学習情報の提供	○		
	6-2-2-5	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供	○		
	6-2-2-6	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催	○		
庁内での男女平等を推進していく	6-2-3-1*	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進		○	
	6-2-3-2*	朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進		○	

女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

※国が定めた女性活躍推進法の基本方針を勘案し、朝霞市推進計画に示す取組項目を3つの柱立てに区分しています。
事業評価は、区分ごとの施策に関する総評及び主な施策別に評価を行いました。

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ①女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
- ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
- ③情報の収集・整理・提供及び啓発活動

【総 評】

平成の時代に入り「男女共同参画社会基本法」「女性活躍推進法」「政治分野の男女共同参画推進法」が制定され、益々女性が活躍できる社会制度は見直されてきました。しかしながら、働くことを希望する女性はその希望に応じた働き方を実現できるような社会のしくみは、まだまだ確立されていない状況です。

朝霞市では、商工会を通じて事業所への働きかけを行うこと、セミナー等において女性が活躍できる社会の実現に向けて男性の育児休業取得への促進を図ることやライフステージに沿った女性の健康に対する支援、また、安全で安心な暮らしの基盤を揺るがず人権問題のDVやハラスメント等についての意識啓発に努めました。

就職支援セミナーや女性を限定とした起業セミナーを開催し、働き方の実現に向けた意識醸成を行い、若年層に対しては、理工系分野に興味をもっていただくためのミニ講座を実施するなど、将来、女性が活躍する姿を想像できるような事業を展開することができました。

女性活躍の推進に積極的に取り組む企業に顕彰する制度では、顕彰に至った際に市独自のインセンティブの付与として、市公式ホームページや広報紙への掲載を行うなど、男女がともに働きやすい環境を整えることができるよう、情報の収集、提供、啓発等の支援を進めていきます。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準（8ページ参照）に照らし、主な施策ごとに評価しています。

- I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

主 な 施 策	評 価	取 組 項 目
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく (1-2-2)	I	進路指導、キャリア教育の充実
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する (2-1-1)	II	「女性総合相談」の実施
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する (2-1-2)	II	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供
自己実現を支援するための学習機会を充実させる (2-1-3)	I	女性センターそれいゆびらざにおける情報発信
能力の開発と活動の支援の充実を図る (2-2-1)	II	就業や起業支援に向けた情報の提供 起業支援
市政への男女共同参画を推進していく (5-1-1)	II	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成
家庭と仕事の両立を支援する (6-1-1)	II	一般事業主行動計画の実施への促進
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-2-1)	II	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知
就業上での女性の活躍を推進する (6-2-2)	II	女性活躍推進法の推進
		積極的格差是正の動向や顕彰制度の周知
		起業支援
		女性の能力開発を支援する学習情報の提供
		能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供
		再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催

女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

- ①男性の意識と職場風土の改革
- ②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

【総 評】

男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍を推進するための取り組みとして、男性の育児休業の取得に関するセミナーを開催することや男女平等に関する地域人材の育成を図るための仕組みづくりについて、ワークライフ・バランスの実現に向け、機運醸成の普及活動を進めることができました。しかしながら、女性が活躍するためには男性や職場等の理解が必要不可欠であることから、市が率先していくために、「朝霞市庁内男女平等推進指針」を職員に通知し、意識向上を図ってまいりました。

待機児童の解消を図るため保育園の整備も進み、職業生活と家庭生活を両立するために、男女がともに身体と心が健康でいられるための支援や情報提供なども行い、一定の成果を得ることができました。

また、「あなたがあなたらしくいられる場所」と題した男女平等推進情報では、誰もがあなたらしくいられるために興味や趣味探し、参加し交流が生まれる地域生活のバランスが得られる仕組みづくりを提供しました。引き続き、市民が安心して暮らし続けられるまちの実現、すなわち誰もが尊重され、認められる地域社会のための情報提供等に努めてまいります。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準（8ページ参照）に照らし、主な施策ごとに評価しています。

- I 大きな成果が得られた
- II 一定の成果が得られた
- III 成果が不十分だった

主 な 施 策	評 価	取 組 項 目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む (1-1-2)	II	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく (1-2-3)	I	男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催 マタニティ教室、育児学級の充実 子育て講座の充実
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める (1-2-4)	II	地域人材の育成・活用
性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の考え方を普及させる (3-1-1)	I	性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利についての情報発信 HIV/エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進
異性間暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ (4-1-2)	I	ハラスメント防止対策の強化
家庭と仕事の両立を支援する (6-1-1)	II	両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供 子育て環境の整備
地域活動への参画を促す (6-1-2)	II	地域活動への参画促進 市民活動支援ステーションの充実
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-2-1)	II	雇用・就労に関わる法制度の周知
就業上での女性の活躍を推進する (6-2-2)	II	女性活躍推進法の推進
庁内での男女平等を推進していく (6-2-3)	II	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進 朝霞市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進

女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

3 社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

【総 評】

女性の活躍を推進していくためには、これまでの固定的性別役割分担意識をなくし、性の多様性に社会全体が気づき、個々が認め合い尊重するといった慣習が必要であることから、時代を担う若年層への働きかけができるようになり、その若年層を身近で支える方への情報提供等に努めてまいりました。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識は中々拭えるものではないことから、地道に市民や事業所、職員等に対し、周知啓発を行い、その中でも、中学3年生には、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ及びデートDVについて、男女がともに尊重し、対等な関係において女性活躍の推進が図れることの重要性について伝えることができました。また、市民の意識を高めるため、様々な媒体を活用しての啓発を行い、固定的な性別役割分担意識の解消へ向け取り組むことができました。

すべての人が、性別に関わりなく活躍できる社会に近づけるよう、社会全体の意識を変えていけるような施策を展開していきます。また、令和元年度に事業所アンケートを実施し、女性が活躍できる環境整備等が進んでいるかを把握し、今後の男女平等の推進に役立ててまいります。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準（8ページ参照）に照らし、主な施策ごとに評価しています。

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

主な施策	評 価	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む (1-1-2)	II	男女平等を阻害する慣行の是正提案
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-2-1)	II	事業所への男女格差改善の協力要請 「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施
就業上での女性の活躍を推進する (6-2-2)	II	女性活躍推進法の推進

第3部

朝霞市の男女平等推進体制

●男女平等推進体制

1 男女平等推進審議会

男女平等推進審議会は、男女平等推進条例第24条により設置されており、男女平等を推進する上で必要な事項を審議します。具体的には、男女平等に関する行動計画策定に当たっての審議や男女平等の推進に関する市の事業等の評価、男女平等に関する施策の実施状況等について公表される報告書の内容等について審議します。審議会は、男女平等の推進に関する活動を行っている者、関係行政機関の職員、知識経験者、公募による市民の委員13人以内をもって組織されます。

【会議の開催状況】

第1回 平成30年6月7日

- ・平成29年度男女平等推進事業報告について
- ・男女平等推進事業平成29年度事業評価（案）について

第2回 平成30年8月2日

- ・男女平等の推進に関する顕彰者の選考について

第3回 平成31年2月15日

- ・市民意識調査・事業所アンケート（案）について
- ・大規模災害中長期避難所生活にかかる行動マニュアル（案）について
- ・朝霞市DV対策関係機関ネットワーク会議設置要綱全部改正（案）について

朝霞市男女平等推進審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

選出区分	委員氏名	職	備考
男女平等の推進に関する活動を行っている者	小島真知子	委員	朝霞市男女平等推進事業企画・運営協力員
	星名 弘恵	〃	朝霞市女性センターそれいゆぷらざ登録団体
関係行政機関の職員	都築 久江	〃	埼玉県男女共同参画推進センター
	山田 智子	〃	埼玉県朝霞警察署（～H31.3.14）
	安藤 和也	〃	埼玉県朝霞警察署
	大澤 勇	〃	埼玉県朝霞保健所
知識経験者	金子智恵子	〃	朝霞市商工会
	久慈須美子	副会長	女性起業家
	栗山 昇	会長	人権擁護委員
	土佐 隆子	委員	民生委員児童委員
	関 直規	〃	東洋大学
公募による市民	小暮眞一郎	〃	公募
	佐藤 啓子	〃	公募
	横井 康夫	〃	公募

任期：平成29年7月15日～平成31年（令和元年）7月14日（2年間）

2 男女平等推進庁内連絡会議

男女平等推進庁内連絡会議は、男女平等推進庁内連絡会議設置要綱により、男女平等推進施策について関係部課相互の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な施策を推進するため設置されています。委員は、下記表に掲げる課の、主に課長級、課長補佐級の職員で組織されます。

市長公室	政策企画課、市政情報課
総務部	職員課
市民環境部	地域づくり支援課、産業振興課
福祉部	福祉相談課、長寿はつらつ課
こども・健康部	こども未来課、健康づくり課
都市建設部	まちづくり推進課
上下水道部	水道経営課
教育委員会	教育指導課、生涯学習・スポーツ課

【会議の開催状況】

第1回 平成30年5月15日

- ・副委員長の選出について
- ・男女平等推進庁内連絡会議幹事会の会議結果報告について
- ・平成29年度相談事業実績等について
- ・男女平等推進事業平成29年度事業評価（案）について

第2回 平成31年1月29日

- ・市民意識調査・事業所アンケート（案）について
- ・大規模災害中長期避難所生活にかかる行動マニュアル（案）について
- ・朝霞市DV対策関係機関ネットワーク会議設置要綱全部改正（案）について

【幹事会の開催状況】

幹事会は、男女平等推進庁内連絡会議の中に位置し、男女平等推進に関する具体的事項を調査、研究するプロジェクトチームとして設置されています。幹事は、公室及び部の職員とし、総務部、福祉部、健康づくり部から1人、その他の公室及び部から2人ずつ選出され、主に係長級、主任級の職員で組織されます。

第1回 平成30年4月20日

- ・リーダー及びサブリーダーの選出
- ・平成29年度男女平等推進事業報告について
- ・平成30年度「男女平等推進重点活動テーマ」について

3 庁内DV相談及び女性総合相談連絡調整会

庁内DV相談及び女性総合相談連絡調整会は、朝霞市庁内DV相談及び女性総合相談連絡調整会設置要綱により、DV（配偶者等からの暴力をいう。）を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を推進するためと女性総合相談事業における庁内関係各課所の連絡・連携体制の緊密化を図り、相談者の抱える問題に配慮しつつ、相談事業の円滑な運営を行うために設置されています。委員は、下記表に掲げる課の担当係職員と相談員で組織されます。

市民環境部	地域づくり支援課
	総合窓口課
福祉部	福祉相談課
	障害福祉課
	長寿はつらつ課
こども・健康部	こども未来課
	保育課
	健康づくり課
	保険年金課
学校教育部	教育管理課
総務部	人権庶務課

【会議の開催状況】

第1回 平成30年11月15日

- ・例年は会議形式で実施し、DV支援に関する連携強化を図っていましたが、平成30年度については、あさか女と男とセミナーの第5回「もしかしたら、これもDV？～気づくところから始めよう～」に各職員に参加してもらうことで、会議に替えて実施しました。

4 DV対策関係機関ネットワーク会議

DV対策関係機関ネットワーク会議は、朝霞市DV対策関係機関ネットワーク会議設置要綱により、DVの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策について、関係する機関が連携し、総合的に推進するために設置されています。委員は、下記表に掲げる機関に属する者で構成されます。

関係機関
埼玉県朝霞警察署
埼玉県朝霞保健所
一般社団法人朝霞地区医師会
埼玉県婦人相談センター
埼玉県所沢児童相談所
朝霞市女性センター

【会議の開催状況】

第1回 平成31年3月7日

- ・朝霞市DV対策関係機関ネットワークの目的について
- ・朝霞市におけるDV被害者支援の現状と課題について
- ・朝霞警察署におけるDV被害者支援の現状と課題について
- ・朝霞保健所におけるDV被害者支援の現状と課題について
- ・朝霞地区医師会におけるDV被害者支援の現状と課題について
- ・婦人相談センターにおけるDV被害者支援の現状と課題について
- ・所沢児童相談所における虐待とDV被害者支援の現状について
- ・意見交換
各関係機関との連携について

用語解説

*DV相談

本市が行っている相談で、夫婦、パートナーや恋人その他親密な関係にある（あった）者同士の間で振るわれる暴力に関する相談。

*NPO

Non-Profit Organization の略で、「特定非営利活動法人」や「民間非営利組織」等と訳される。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体を指す。

*LGBT（性的マイノリティ）

L（レズビアン）：女性の同性愛者

G（ゲイ）：男性の同性愛者

B（バイセクシュアル）：両性愛者

T（トランスジェンダー）：からだの性とところの性が一致しないという感覚（性別違和）を持っている。性的指向や性自認が典型的ではない人を総称する場合に使われることもある。

この4つの頭文字を併せた言葉のこと。

*あさか学習おとどけ講座

市の情報や身近な情報等を講座として皆さんの学習の場へおとどけする多種多様な講座。

*あさか^{ひと}女と^{ひと}男セミナー

男女平等に関する情報の提供や、学びを通じて男女平等を推進し、地域の人材育成につなげることを目的に実施する連続セミナーのこと。セミナーは、「あさか^{ひと}女と^{ひと}男セミナー企画・運営協力員」と協働で実施している。

*あさか男女（ひと）の輪サイト

本市では、男女平等社会の実現や男女共同参画を推進するために、市ホームページに「あさか男女（ひと）の輪」として、男女平等に関するあらゆる分野の情報を掲載し、ワンストップで知りたい情報を入手できるサイト。

*アウェアネスリボン

社会問題や難病に対して、世界で統一した色のリボンを身につけ、支援を表明するために身につけるアイテムをアウェアネスリボンと言う。

*一般事業主行動計画

次世代育成支援対策法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たり、計画期間や目標、目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。従業員100人以上の企業には、行動計画の策定・届出・公表・周知が義務付けられている。

*ケースカンファレンス

解決すべき問題や課題のある事例を個別に深く検討することによって、関係機関がその状況の理解を深め、対応策や支援の方向性、各役割分担等を決定すること。

*合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

$$\text{合計特殊出生率} = \left[\frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}} \right] \quad \text{15歳から49歳までの合計}$$

*ジェンダー（社会的性別）

生まれつきの生物学的な性別（セックス）ではなく、女らしさ・男らしさといった社会的・文化的に形成された性別のこと。

*児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するためのもので、満18歳以後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育しているなど一定の受給資格に該当する方に対して年3回支給されるもの。（対象の子どもが、一定障害の状態にある場合は20歳未満）

*女性センター登録団体

男女共同参画社会の実現を目的とした活動を行っている団体を女性センターに登録することにより、市と協働を図り、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする制度。

*女性総合相談

本市が行っている相談で、親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題を抱える女性が相談できる専門の相談員が応じている相談。

***女性登用率**

男女が対等に政策・方針の立案や決定過程に参画し、ともに社会の担い手として活躍することが重要であり、本市の審議会等における女性委員の比率は、平成31年3月末で28.3%で、国が掲げる2020年までに、社会のあらゆる分野の指導的地位に女性の占める割合を少なくとも30.0%としている。

***女性に対する暴力をなくす運動**

夫、パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題であることから、この運動を1つの機会にとらえ、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するもの。

***女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）**

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成27（2015）年、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立し、民間企業等（一般事業主。常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主については努力義務）並びに国及び地方公共団体の機関（特定事業主）に、事業主行動計画の策定・公表等が義務付けられた。また、地方公共団体は、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての市町村推進計画の策定を努力義務とした。

***生活保護**

病気やその他の事情により生活に困っている世帯に対し、最低限度の生活を保障して再び自分の力で生活できるよう援助する制度。

***性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）**

1994年にカイロの国際人口開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利。

***性別による固定的な役割分業意識（性別役割分業意識）**

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、性別を理由として役割を分ける考え方のこと。

***セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）**

相手の意思に反した、性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など様々なものが含まれ、性差別、人権侵害の問題として捉えられている。特に雇用の場では、「相手の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられている。

***積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）**

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。例えば、女性が少ない場合、女性枠数を設けて、枠数に合わせて人事を行う等。

***それいゆびらざ（女性センター）**

市民の交流や講座の開催、また、DV相談や女性総合相談など男女平等に関する様々な施策を推進する総合的な拠点施設。朝霞市中央公民館・コミュニティセンターの中に設置している。「それいゆ」はフランス語で太陽の意味で「女性も男性も光り輝けるように応援する場所となるように」の思いから生まれた愛称。

***第5次朝霞市総合計画**

市政を総合的かつ計画的に推進するため、中・長期的な視点から市民と市が共に目標とする将来像を描き、その実現に向けて、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的・体系的に示すもの。これまで昭和50年から10年ごとに計画を策定し、平成28年度を初年度とする計画。

***男女共同参画社会の推進**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。男女共同参画社会を推進していくために、男女共同参画社会基本法が平成11年6月より施行されている。

***男女平等苦情処理委員**

男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行により差別的取り扱いを受けた者からの申し出を適切かつ迅速に処理するため設置された委員。

***男女平等推進行動計画**

「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、一人ひとりの市民が、性別に関わりなく個性と能力が発揮できる社会をめざすために、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

***男女平等推進事業企画・運営協力員等**

本市における男女平等推進事業の実施に当たり、地域人材の活用を図り、行政と協働して効果的な事業を推進し、男女平等推進に関する市の事業の企画・運営に関し、行政と協働して業務を行う。なお、男女平等推進事業企画・運営協力員、男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員、あさか女と男セミナー企画・運営協力員が推進している。

***男女平等推進情報「そよかぜ」**

男女が平等となる社会像の提案や男女平等推進の情報として、「そよかぜ企画・編集協力員」と協働で企画・編集し、情報提供しているもの。

***男女平等推進審議会**

男女平等を推進する上で必要な事項を審議する会議。朝霞市男女平等推進条例で設置が規定されている組織であり、男女平等に関する活動を行っている者や関係行政機関の職員・知識経験者・公募による市民などからなる委員で成り立っている。

***男女平等を推進する市民・団体等への顕彰**

男女平等の推進に積極的に取り組んでいる市民や市内事業所、団体に対し顕彰する制度。

***市内男女平等推進指針**

朝霞市男女平等推進条例に基づき、市役所から率先して男女平等を推進するため、職員一人一人の男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境を整備するなど、市内における取組を促進することを目的としている。

***デートDV**

恋人同士の間で起こる暴力のこと。10～20歳代の若年層の交際において、相手が嫌がるのに無理やり力づくで言い聞かせたり、暴言や暴力を振るうなどの身体的・性的・精神的・経済的暴力を指す。

***DV（ドメスティック・バイオレンス）**

夫婦、パートナーや恋人、その他親密な関係にある（あった）者が、相手に対して振るう身体的・性的・精神的・経済的暴力のこと。また、人間らしく生きる権利を奪うもの。例えば、殴る・蹴る、威嚇する、配偶者や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。

***特定事業主行動計画**

平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において、国の各府省や地方公共団体等は、「特定事業主」として、自らの職員の子どものための健やかな育成のために、特定事業主行動計画を策定し、推進している。

***配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）**

《制定時:平成 13 年 4 月 13 日公布・同年 10 月 13 日施行:一部改正により「等」を追加
平成 25 年 7 月 3 日公布・平成 26 年 1 月 3 日施行》

配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として制定された法律。

***配偶者暴力相談支援センター**

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため以下のような事務を行っています。

- 相談や相談機関の紹介
- 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- 自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助
- 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

***パワー・ハラスメント（パワハラ）**

同じ職場で働くものに対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

***表現ガイド**

男女共同参画の視点から捉え、どのような表現が問題で、どのような表現が適切なのかを確認でき、男女平等を推進する手がかりとなるガイド。

***マイナポータル**

政府が運営するオンラインサービス（インターネットのWEB サービス）のこと。国民は、「マイナポータル(情報提供等記録開示システム)」により、「情報提供ネットワークシステム」（マイナンバーに関連する個人情報を他の行政機関等からオンラインで照会できるシステム）に記録された情報を確認したり活用したりすることが可能。

***メディア・リテラシー**

次の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

①メディアを主体的に読み解く能力。②メディアにアクセスし活用する能力。③メディアを通じコミュニケーションする能力。特に情報の読み手との相互作用的（インタラクティブ）コミュニケーション能力。

***ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）**

一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

朝霞市男女平等推進年次報告書

令和元年度版

(平成30年度事業実績)

令和元年6月発行

編集・発行 朝霞市総務部人権庶務課
それいゆびらざ(女性センター)

〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台1-7-1

TEL 048-463-2697

FAX 048-463-0524